令 和 ４ 年

笛 吹 市 議 会
第 ３ 回 定 例 会 会 議 録

令和４年９月　５日　　開会

令和４年９月３０日　　閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第１８３号

令和４年笛吹市議会第３回定例会を次のとおり招集する。

令和４年８月２９日

笛吹市長　　山　下　政　樹

１．　期　　日　　令　和　４　年　９　月　５　日　　午後　1時３０分

２．　場　　所　　笛　吹　市　役　所　議　場

○　応招・不応招議員

応招議員（１９名）

１番	岡　　由　子	２番	落　合　俊　美
３番	山　田　宏　司	４番	河　野　正　博
５番	河　野　智　子	６番	武　川　則　幸
７番	神　澤　敏　美	８番	神宮司正人
９番	荻　野　謙　一	１０番	古　屋　始　芳
１１番	野澤今朝幸	１２番	中　村　正　彦
１３番	海野利比古	１４番	渡　辺　清　美
１５番	中　川　秀　哉	１６番	前　島　敏　彦
１７番	小　林　　始	１８番	渡　辺　正　秀
１９番	保　坂　利　定		

不応招議員（　な　し　）

令　和　４　年

笛　吹　市　議　会　第　３　回　定　例　会

９　月　５　日

令和４年笛吹市議会第３回定例会

１．議 事 日 程（第１号）

令 和 ４ 年 ９ 月 ５ 日
午後　１時３０分開議
於　　議　　場

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　議会関係諸般の報告
日程第　４　市長行政報告並びに提出議案要旨説明
日程第　５　決算審査報告
日程第　６　報 告 第 ４ 号　令和３年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
日程第　７　議案第６３号　笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第　８　議案第６４号　笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第　９　議案第６５号　笛吹市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部改正について
日程第１０　議案第６６号　笛吹市立保育所条例の一部改正について
日程第１１　議案第６７号　笛吹市御坂路さくら公園条例の一部改正について
日程第１２　議案第６８号　令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第５号）について
日程第１３　議案第６９号　令和４年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第１４　議案第７０号　令和４年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第１５　議案第７１号　令和４年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算（第１号）について
日程第１６　議案第７２号　令和４年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
日程第１７　議案第７３号　令和４年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算（第２号）について
日程第１８　議案第７４号　令和４年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算（第１号）について
日程第１９　議案第７５号　令和４年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算（第１号）について
日程第２０　議案第７６号　令和４年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について

日程第２１　議案第７７号　令和４年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について
日程第２２　議案第７８号　令和４年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について
日程第２３　議案第７９号　令和４年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について
日程第２４　議案第８０号　令和４年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について
日程第２５　議案第８１号　令和４年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について
日程第２６　議案第８２号　令和４年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について
日程第２７　議案第８３号　令和４年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について
日程第２８　議案第８４号　令和４年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について
日程第２９　議案第８５号　令和３年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第３０　議案第８６号　令和３年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３１　議案第８７号　令和３年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３２　議案第８８号　令和３年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３３　議案第８９号　令和３年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３４　議案第９０号　令和３年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３５　議案第９１号　令和３年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３６　議案第９２号　令和３年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３７　議案第９３号　令和３年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３８　議案第９４号　令和３年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３９　議案第９５号　令和３年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第４０　議案第９６号　令和３年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について

日程第４１　議案第９７号　令和３年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第４２　議案第９８号　令和３年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第４３　議案第９９号　令和３年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第４４　議案第１００号　令和３年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第４５　議案第１０１号　令和３年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第４６　議案第１０２号　令和３年度笛吹市水道事業会計決算認定について
日程第４７　議案第１０３号　令和３年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について
日程第４８　議案第１０４号　令和３年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について
日程第４９　議案第１０５号　令和３年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定につい
日程第５０　議案第１０６号　普通財産の譲与について
日程第５１　議案第１０７号　契約の締結について（浅川中学校備品購入）
日程第５２　議案第１０８号　契約の締結について（大型水槽付消防ポンプ自動車購入（明許））
日程第５３　議案第１０９号　市道認定について
日程第５４　議案第１１０号　市道廃止について

２．出席議員は次のとおりである。（１８名）

１番	岡　　由　子	３番	山　田　宏　司
４番	河　野　正　博	５番	河　野　智　子
６番	武　川　則　幸	７番	神　澤　敏　美
８番	神宮司正人	９番	荻　野　謙　一
１０番	古　屋　始　芳	１１番	野澤今朝幸
１２番	中　村　正　彦	１３番	海野利比古
１４番	渡　辺　清　美	１５番	中　川　秀　哉
１６番	前　島　敏　彦	１７番	小　林　　始
１８番	渡　辺　正　秀	１９番	保　坂　利　定

３．欠席議員

２番　落　合　俊　美

４．会議録署名議員

３番　山　田　宏　司　　４番　河　野　正　博

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１９名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	深澤和仁
総合政策部長	返田典雄	会計管理者	市川要司
市民環境部長	雨宮和博	保健福祉部長	西海好治
子供すこやか部長	中村富之	産業観光部長	小宮山昌彦
建設部長	角田和仁	公営企業部長	水谷和彦
教育部長	赤尾好彦	総務課長	茂手木政和
政策課長	小澤宏之	財政課長	金井久
消防長	矢崎丈司	代表監査委員	横山祥子
農業委員会会長	三枝啓一		

６．職務のため議場に出席した者の職氏名（３名）

議会事務局長	荻野重行
議会書記	橘田裕哉
議会書記	古屋幹仁

開会　　午後　１時３２分

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は１８名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和４年笛吹市議会第３回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

令和４年笛吹市議会第３回定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には日頃より市政の運営にご理解とご協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス対策については、第７波の感染拡大により多くの感染者が発生し、医療体制がひっ迫する状況が続いております。

今後も、感染者数の急激な減少は見込めませんので、改めて家庭内感染を含めた感染拡大防止対策とワクチン接種の推進を実施する必要があると考えております。

長引くコロナ禍の中、最前線で働いていただいている医療従事者の皆さまをはじめ、感染拡大防止のために多大なるご尽力とご協力をいただいている市民の皆さまに感謝を申し上げます。

笛吹市の果物は、桃などの夏の果物から、ブドウや柿などの収穫となりますが、今年は特に果物の盗難が多発しております。

市、警察、ＪＡなどの関係者が盗難防止のための対策を行っておりますが、根本的な解決策は、ない状況でありますけれども、今後、収穫のピークを迎える大粒の高級ブドウの盗難が危惧されておりますので、効果的な対策をお願いをいたします。

９月３日まで開催された、石和温泉花火大会には多くの見物客でにぎわい、ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスにも多くの観光客が訪れております。

早期に新型コロナウイルスの感染拡大が収束し、さらに多くの観光客が訪れ、笛吹市の旬の味覚を味わい、素晴らしい景観を楽しめる日が一日でも早く来ることを願っております。

これからも、市民の皆さまのご意見をいただきながら、市長をはじめ市職員、議会が一丸となって市の活性化のために取り組みたいと考えておりますので、皆さまのご協力を賜りますようお願いをいたします。

さて、今議会には、市長より条例の改正および令和４年度補正予算、ならびに令和３年度決算など各種案件が提案されております。

会期中格別のご精励を賜り、活発なご審議をいただきますよう、お願いを申し上げまして開会にあたりましてのあいさつといたします。

本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のためマスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は個々の判断に委ねます。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。本日の会議においても議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いで結構であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第１　「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第７９条の規定により

議席第３番　山田宏司君および

議席第４番　河野正博君

の両名を会議録署名議員に指名をいたします。

○議長（保坂利定君）

日程第２　「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日９月５日から９月３０日までの２６日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日９月５日から９月３０日までの２６日間と決定をいたしました。

○議長（保坂利定君）

日程第３　「議会関係諸般の報告」を行います。

報告事項を申し上げます。

本日、落合俊美君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

また、横山代表監査委員より遅刻の連絡があり、これを許可しましたので報告をいたします。

次に本日までに受理した請願はありませんでしたので、その旨ご報告をいたします。

続いて、監査委員から令和４年５月分から令和４年７月分の例月出納検査の結果について報告がありました。

お手元に配布してあります報告書により、ご了承を願います。

次に地方自治法第１２１条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

議会関係の出席状況については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第４　市長より行政報告ならびに日程第６　報告第４号から日程第５４　議案第１１０号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和４年笛吹市議会第３回定例会の開会に当たり、提出した案件につきまして、その概要をご説明を申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症についてです。

８月に入り、山梨県の新型コロナウイルスの感染者数は、１千人を超える日が続いており、感染が急拡大しています。県は、感染が急拡大する中、軽症者の救急搬送の要請が急増し、救急医療がひっ迫していると危機感を示しています。

市では、これまでも、感染拡大を防ぐため、市民の皆さまに手指消毒、マスクの着用、３密の回避、換気の徹底などの基本的な感染防止対策をお願いしてきました。現在、主流となっているオミクロン株は感染力が非常に強いことから、これ以上の感染拡大を防ぐためにも、改めて感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

また、国は、従来株とオミクロン株の両方に対応したワクチンの追加接種について、対象者を２回目までの接種を終えた１２歳以上とし、国内発送が９月中旬から可能となる予定であるとして、各自治体に接種体制の準備を進めるよう示しています。

今後、追加接種に関する詳細が決定され次第、市民の皆さまが安全かつ円滑に接種できるよう、笛吹市医師会と連携を図りながら準備を進めていきます。

次に、多目的芝生グラウンドの整備に係る検討についてです。

６月２８日、７月６日、１２日に、笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会で検討している内容について、市民の皆さまと直接意見を交換するための意見交換会を３回開催しました。また、６月２０日から７月１９日まで、整備に向けた基本計画素案に対し、広く意見を求めるためのパブリックコメントを行いました。

検討委員会では、これらの意見を踏まえた基本計画案の策定に向け、お忙しい中、昨年１０月から７回にわたる会議において、熱心にご審議をしていただきました。委員の皆さまには心から感謝を申し上げます。

８月３１日に検討委員会から答申をいただき、市では、検討委員会から出された基本計画案を十分に尊重しながら、基本計画の策定作業を進めていきます。市民が利用しやすい施設にするとともに、スポーツを通じた交流の活性化に資する施設となるよう、検討を重ねていきます。

次に、笛吹市夏祭りについてです。

８月１３日、２０日、２７日に開催することとしていた「石和温泉花火大会」は、台風の影響から、日程を８月２０日、２７日、９月３日に変更して開催をし、延べ１万２千人を超える方が訪れました。３日間とも約３千発の花火が打ち上げられ、大輪の花が笛吹の夏の夜空を彩りました。

また、７月２０日から８月１９日まで１５回実施した「笛吹川石和鵜飼」は、延べ１万人が訪れる中、伝統ある徒歩鵜の実演に加え、鵜匠体験を実施しました。鵜匠体験をした方からは、「鵜匠はとても優雅で簡単そうに見えたが、鵜を扱いながら川の中を歩くのは難しく、見ているだけでは分からない貴重な体験ができた。」といった声が聴かれました。

次に、４年ぶりの開催となる川中島合戦戦国絵巻についてです。

１１月６日に開催を予定している川中島合戦戦国絵巻は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じた上で、従来のシナリオに沿った合戦に加え、新たに綱引きや大玉転がしといった運動会のような競技性を持たせた内容を行う予定であります。

参加者のみならず観覧している方々も楽しめる川中島合戦戦国絵巻となるよう、準備を進めております。

次に、子ども家庭支援事業についてです。

７月７日、小中学生がいる生活支援が必要な子育て世帯に対し、学校給食が提供されない夏

休みでも、安定して食事が確保されるよう食料支援を行いました。

この事業は、本市独自の事業として、認定ＮＰＯ法人フードバンク山梨と連携し、支援が必要な２００世帯に、米やレトルト食品、菓子などの食料品を届けるものです。

当日の箱詰め作業には、私も参加し、子どもたちの喜ぶ顔を思い浮かべながら作業を行いました。

冬休み前の１２月にも支援が必要な子育て世帯に食料支援を行います。

次に、生活困窮者緊急生活支援金支給事業についてです。

本市では、コロナ禍における原油価格や食費、電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた市町村民税非課税世帯等の負担軽減を図るため、県の支援金１万５千円に市独自の支援金１万５千円を合わせ、１世帯当たり３万円を給付します。

８月１５日には、対象となる８，３５３世帯に対し、支給要件や振込口座などを確認する書類を送付し、９月７日から順次振り込みを行っていきます。

次に、県中学校総合体育大会の結果についてです。

７月２５日から３０日まで県中学校総合体育大会が開催され、選手は積み重ねてきた練習の成果を精いっぱい発揮しました。

石和中学校の１年男子４００メートルリレー、１年男子１００メートル、御坂中学校の２年女子砲丸投げ、春日居中学校の１年女子４００メートルリレー、共通女子１００メートルハードル、１年女子砲丸投げ、硬式テニスで優勝をしました。

また、８月に行われた全国大会には、石和中学校の弓道、空手団体組手、浅川中学校の相撲、春日居中学校の個人空手組手、硬式テニスの５種目に出場をし、大いに健闘しました。

次に、「津田青楓展」の開催についてです。

津田青楓は、京都に生まれ、着物の図案製作や油絵、日本画、書など多方面に活躍した画家で、数多くの作品を残しています。そんな青楓の作品を多くの方にご覧いただき、その魅力を知ってもらうため、青楓美術館と春日居郷土館の２会場で「津田青楓展」を開催します。

青楓美術館では、９月７日から令和５年４月１７日まで「小池唯則と津田青楓」と題し、青楓美術館創設者である小池唯則氏と津田青楓の交流をテーマにした展示を行います。

春日居郷土館では、９月１４日から１２月１８日まで「津田青楓前進の時代」と題し、画家人生のスタートとなった図案製作からフランス留学を経て洋画の世界で活躍し、その後、洋画を離れるまでの作品を展示します。

また、近年、青楓の作品は注目が高まっており、２年前の練馬区立美術館、昨年の新宿区立漱石山房記念館に続き、今年は、渋谷区立松濤美術館にも本市が所蔵している作品の貸出を行いました。６月１８日から８月１４日まで「津田青楓　図案と、時代と、」と題し、図案集と図案に関する作品が紹介され、期間中には８，９５２人が入館し、青楓作品を鑑賞されました。

続きまして、本日、提出しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、報告案件１件、条例案５件、補正予算案１７件、決算認定２１件、その他の議案５件、合わせて４９件です。

はじめに、報告案件です。

「令和３年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見書を付して報告するものです。

令和３年度決算における主な健全化判断比率の状況ですが、実質公債費比率は８．２％で、前年度より０．９ポイント減少しました。将来負担比率については５．５％で、前年度より１９．４ポイント減少をしました。

すべての指標が、自治体における早期健全化基準を下回っている状況にあり、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、条例案です。

まず、「笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、育児休業の取得回数制限の緩和及び非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和等を行うこととした、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、職員に対する危機管理に関する知識と意識の浸透、組織としての危機管理能力の向上を図るため、危機管理アドバイザーを設置することに伴い、報酬の額等を定める必要があるため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部改正について」は、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市立保育所条例の一部改正について」は、笛吹市立かすがい東保育所を民営化することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市御坂路さくら公園条例の一部改正について」は、笛吹市御坂路さくら公園ふれあい広場の再整備に伴い、所要の改正を行うものです。

続きまして、補正予算案です。

まず、「令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第５号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ１３億４，３６４万円を追加し、総額を４１２億２，６７８万円とするものです。

主な事業としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和４年１０月から令和５年３月まで、市内の小中学校、保育所、幼稚園の給食費を無償化することとし、保護者の負担軽減分として、学校給食費負担金および保育所運営費保護者負担金を合わせて１億６，５１３万円を減額をしました。また、給食費の無償化のほか、市内の保育所および幼稚園の副食で使用する食材の物価高騰分の支援等も行うため、関係予算５，９１６万円を計上しました。

このほか、歳入の主なものとして、市税は、市民税の当初の賦課額が決定したことに伴い、市民税個人現年課税分１億３千万円を減額をしました。国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金および新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金など１億６，４４５万円の追加とともに、道整備交付金など１億９，４１９万円の減額により、総額で２，９７４万円を減額しました。繰越金は、前年度繰越金として１５億５１４万円を追加しました。

また、歳出においては、産地パワーアップ事業に５，９８３万円、浅川中学校校舎等改修事業に９，１４４万円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金など、前年度事業費確定に伴う国県支出金返還金として総額４億３，７１４万円、基金積立金７億５，４８６万円などを追加をしました。

次に、特別会計の補正予算案です。

国民健康保険特別会計をはじめ１６会計について、総額１０億６，１４２万円を追加するも

のです。

続きまして、令和３年度の決算についてです。

一般会計歳入歳出決算については、歳入総額が４２９億３，３４０万円、歳出総額が４０４億５，５８１万円の決算となりました。

歳入歳出差引額は２４億７，７５９万円で、そのうち翌年度に繰り越すべき一般財源は５億７，２４５万円であり、これを差し引いた実質収支額は１９億５１４万円となりました。

その他、特別会計１６案件、企業会計４案件につきまして、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付して提案するものです。

詳細については、のちほど会計管理者からご説明を申し上げます。

なお、私が市長に就任した平成２８年度の決算と令和３年度の決算を比較すると、公営企業会計を含めた市債残高は、約６９０億２００万円だったものが約５９６億９，１００万円となり、約９３億１，１００万円減額することができました。さらに、基金残高は約１６４億９，７００万円だったものが約１９８億６，４００万円となり、約３３億６，７００万円増額することができました。今後も、健全な財政運営に努めていきます。

続きまして、その他の議案です。

まず、「普通財産の譲与について」は、市の普通財産となっている雑種地を、現在ごみ集積場として使用・管理している行政区へ譲与することについて、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、動産の取得については、浅川中学校の備品購入及び大型水槽付消防ポンプ自動車購入の契約締結にあたり、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「市道認定について」および「市道の廃止について」は、周辺地域の土地利用等の変化に伴い市道２路線を認定すること、また、市道１路線を廃止することについて、道路法第８条第２項および第１０条第３項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくは、それによりまして、ご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程いたしました案件について、提案理由をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（保坂利定君）

続きまして議案第８５号から議案第１０５号、決算認定に伴う案件につきまして、会計管理者から補足説明があります。

会計管理者、市川要司君。

○会計管理者（市川要司君）

ただいま、市長が提案いたしました議案第８５号の一般会計から議案第１０５号の企業会計までの決算認定２１案件について、お手元の「令和３年度笛吹市一般会計・特別会計・企業会計歳入歳出決算書」に基づきまして、一括して決算内容の補足説明をさせていただきます。

なお、概要の説明となりますので、金額につきましては、１万円未満は省略をさせていただきます。

決算書２ページをお開きください。

令和３年度一般会計および１６の特別会計の歳入歳出決算総括表です。

一番下の合計欄になりますが、収入済額の合計は６０３億１３４万円、支出済額の合計は５６８億３，６５５万円、歳入歳出差引額の合計は３４億６，４７９万円となりました。

それでは、個々の会計について、ご説明します。

まず、議案第８５号　「令和３年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入については、６ページからになります。

なお、歳入については、主なものを収入済額でご説明します。

第１款市税は、収入済額８５億７４２万円で、歳入全体の１９．８％を占めています。なお、過年度分を含めた、市税全体の収納率は９３．４％でした。

次に、第２款地方譲与税ですが、２億７，０８４万円でした。

続いて、第３款利子割交付金から、８ページ、第１０款地方特例交付金まで、各種交付金は総額で２２億４１２万円でした。

第１１款地方交付税は９２億９，９９９万円で、歳入全体に占める割合は２１．７％でした。

第１５款国庫支出金は７９億２，６４７万円、第１６款県支出金は２４億２，３３６万円でした。

１０ページ、第１８款寄附金は２５億２，５１１万円、第１９款繰入金は２３億５，７４７万円でした。

２０款繰越金２３億９，４０６万円、第２２款市債は４２億６，７９５万円でした。

令和３年度歳入決算額は４２９億３，３４０万円、前年度と比べ４，４４５万円の減額となりました。

続いて、歳出に移ります。１２ページからになります。

歳出は、支出済額でご説明をさせていただきます。

第１款議会費は、支出済額２億１，４４４万円、執行率は９２．２％でした。

第２款総務費は４６億９，７５９万円で、執行率は８７％でした。

第３款民生費は１３１億８，８５９万円で、歳出の中では最も大きな支出であり、歳出全体の３２．６％を占めています。なお、執行率は８９．８％でした。

次に、第４款衛生費は２１億３，６７３万円、執行率は６８．２％でした。

第５款労働費は１，１９２万円、執行率９４．１％、第６款農林水産業費は１２億２，４９１万円、執行率７０．８％でした。

続きまして、１４ページをお願いいたします。

第７款商工費は１８億６，５２７万円、執行率８５．９％、第８款土木費は４０億１，７１７万円、執行率は８３．４％でした。

続いて、第９款消防費は１１億５，８５９万円で、執行率は９４．２％。第１０款教育費は３０億９，５９９万円で、執行率は８８％でした。

以降、第１２款公債費４９億１，２３４万円、第１３款諸支出金３９億３，２２３万円でした。

以上、歳出合計は、１６ページになりますが、４０４億５，５８１万円で、前年度と比べ、１億２，７９７万円の減額となりました。

なお、歳出全体の執行率は８７．９％でした。

１８ページをご覧ください。

一般会計の結果です。歳入金４２９億３，３４０万円、歳出金４０４億５，５８１万円、歳

入歳出差引額２４億７，７５８万円となりました。
次に、ページが飛びますが、２７４ページをご覧いただきたいと思います。
歳入歳出差引額まではただいまご説明したとおりですけれども、翌年度へ繰り越すべき財源について、繰越明許費繰越額５億２，３５３万円、事故繰越し繰越額が４，８９０万円、これらを、歳入歳出差引額から除いた実質収支額は１９億５１４万円となりました。
以上が、一般会計決算の概要です。
続きまして、特別会計について、ご説明します。２７６ページをご覧ください。
議案第８６号　「令和３年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」です。
歳入のうち、第１款国民健康保険税の収入済額は１９億６，１８９万円、国民健康保険税全体の収納率は８６．４％でした。
歳入合計は８４億６，９４６万円、前年度と比べ３％、２億４，３７４万円の増額となりました。
続いて、２７８ページの歳出です。
第２款保険給付費は５２億６，３０１万円で、前年度と比べ２．４％、１億２，４４３万円の増額となりました。
歳出合計は２８０ページになりますが、８０億５，６２４万円、前年度と比べ３．４％、２億７，１１７万円の増額となりました。
結果について、２８２ページをご覧ください。
歳入金８４億６，９４６万円、歳出金８０億５，６２４万円、歳入歳出差引額４億１，３２２万円となりました。
以上、国民健康保険特別会計決算の概要です。
次に、３１０ページをご覧ください。
議案第８７号　「令和３年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」です。
主な歳入ですが、第１款保険料は１４億１，５８６万円、収納率は９６．１％でした。
歳入合計は７０億２，１５８万円、前年度と比べ４．６％、３億４，０１０万円の減額となりました。
続いて、３１２ページ、歳出になります。
第２款保険給付費は６０億３９８万円で、前年度と比べ０．８％、４，７０４万円の増額となりました。
３１４ページをご覧ください。
歳出合計は６６億１５８万円で、前年度と比べ４．６％、３億２，１７６万円の減額となりました。
結果について、次の３１６ページをご覧ください。
歳入金７０億２，１５８万円、歳出金６６億１５８万円、歳入歳出差引額は４億２千万円でした。
以上が、介護保険特別会計決算の概要です。
続いて、３４６ページをご覧ください。
議案第８８号　「令和３年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明いたします。
歳入合計は１，２４８万円で、前年度と比べ４．９％、５８万円の増額でした。

続いて、３４８ページの歳出ですが、歳出合計８８５万円、前年度とほぼ同額でした。
その結果、次の３５０ページのとおり、歳入金１，２４８万円、歳出金８８５万円、歳入歳出差引額３６２万円となりました。
以上が、介護サービス特別会計決算の概要です。
次に３５８ページをご覧ください。
議案第８９号　「令和３年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明いたします。
主な歳入ですが、第１款後期高齢者医療保険料は６億４，１１８万円、収納率は９９．３％でした。
歳入合計は１５億９，３３１万円で、前年度と比べ２．８％、４，４１２万円の増額となりました。
次に３６０ページの歳出です。
歳出合計は１５億７，４０５万円、前年度と比べ２．５％、３，８７５万円の増額でした。
結果について、次の３６２ページをご覧ください。
歳入金１５億９，３３１万円、歳出金１５億７，４０５万円、歳入歳出差引額１，９２６万円となりました。
以上が、後期高齢者医療特別会計決算の概要です。
続きまして、３７４ページをご覧ください。
議案第９０号　「令和３年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について」説明します。
歳入合計は７，０９３万円、前年度と比べ６．６％、４３７万円の増額となりました。
続いて、３７６ページをご覧ください。
歳出合計は４，１６６万円、前年度と比べ３％、１３０万円の減額でした。
結果について、次の３７８ページをご覧ください。
歳入金７，０９３万円、歳出金４，１６６万円、歳入歳出差引額２，９２７万円です。
以上が、農業集落排水特別会計決算の概要です。
続きまして、３９０ページをご覧ください。
議案第９１号　「令和３年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明します。
歳入合計１億８６６万円、前年度と比べ２７．２％、４，０５１万円の減額となりました。
続いて３９２ページをご覧ください。歳出になります。
歳出合計８，４５４万円、前年度と比べ３２．３％、４，０４１万円の減額となりました。
その結果といたしまして、次の３９４ページをご覧ください。
歳入金１億８６６万円、歳出金８，４５４万円、歳入歳出差引額２，４１２万円でした。
以上、境川観光交流センター特別会計決算の概要です。
次に４０２ページをご覧ください。
議案第９２号　「令和３年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明します。
歳入合計は１，７９４万円。続いて４０４ページ、歳出合計は５８８万円でした。
４０６ページをご覧ください。

その結果、歳入金１，７９４万円、歳出金５８８万円、歳入歳出差引額１，２０６万円となりました。

以上、森林経営管理特別会計決算の概要です。

次に、議案第９３号から議案第１０１号までの９議案につきましては、いずれも令和３年度「恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の決算認定について」でありますので、一括してご説明をいたします。

４１４ページからになります。

黒駒山財産区ほか８財産区の歳入総額は７，３５５万円、歳出総額は７９３万円となりました。歳入歳出差引額６，５６２万円については、翌年度への繰り越しとなりました。

財産区特別会計については、いずれも財産区の管理運営を行っておりまして、管理会の活動費などに予算執行されたものです。

それぞれの決算額については、４１４ページから５３０ページまでの各財産区管理会特別会計決算書のとおりとなりますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

一般会計ならびに１６の特別会計の決算については、以上です。

なお、５３２ページから５３８ページに財産に関する調書がございます。この中には市の公有財産、備品、基金等の詳細が記載されておりますので、併せて、参考にしていただきたいと思います。

それでは、次に、４つの企業会計の決算です。５４０ページをご覧ください。

議案第１０２号　「令和３年度笛吹市水道事業会計決算認定について」ご説明します。

収益的収入及び支出のうち収入についてですが、第１款の水道事業収益は決算額１７億２，６０１万円となり、前年度と比べ１．６％、２，７２２万円の減額となりました。

支出ですが、第１款水道事業費用の決算額は１６億６，２４９万円となり、前年度に比べ０．１％、２１７万円の減額となりました。

次に、５４１ページの資本的収入及び支出ですが、収入の第１款資本的収入の決算額は３億７，４５７万円となりました。

支出ですが、第１款資本的支出は決算額８億４，６８７万円となりました。

支出に対する収入の不足額４億７，２３０万円は、当年度損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

以上が水道事業会計決算の概要です。

次に５７０ページをご覧ください。

議案第１０３号　「令和３年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について」です。

まず、収益的収入及び支出のうち収入についてですが、決算額７，０１１万円となっております。

また、支出ですが、決算額は５，８９６万円となっております。

次の５７１ページの資本的支出ですが、決算額１，３８４万円に対して資本的収入がないため、不足額１，３８４万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

以上が温泉給湯事業会計決算の概要です。

次に５８８ページをご覧ください。

議案第１０４号　「令和３年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について」ご説明します。

収益的収入及び支出のうち収入については、決算額１９億８，８８９万円となりました。

支出については、決算額１８億１，０２６万円となりました。

続いて、５８９ページの資本的収入及び支出ですが、収入の決算額は９億７，７２９万円となりました。

対して、支出の決算額は１６億４，０８２万円でした。不足額６億６，３５３万円は、当年度損益勘定留保資金等で補てんしました。

以上が公共下水道事業会計決算の概要です。

次に、６２６ページをご覧ください。

議案第１０５号　「令和３年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について」ご説明します。

まず、収益的収入及び支出のうち収入についてですが、決算額２，６６３万円となりました。

対して、支出決算額は２，３６５万円となりました。

続いて、６２７ページの資本的収入及び支出ですが、収入の決算額は２４３万円となりました。

支出の決算額は２４４万円ですが、不足額１万円は、過年度分消費税資本的収支調整額で補てんしました。

以上が簡易水道事業会計決算の概要です。

なお、本市の決算について、「令和３年度決算概要及び主要施策成果報告書」を別冊で配布させていただきました。

この中に令和３年度の一般会計、特別会計及び企業会計の主要な施策の事業概要が記載されておりますので、併せて決算の参考にしていただきたいと思います。

以上、雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げ、令和３年度における笛吹市の会計決算補足説明とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

以上で会計管理者の説明が終わりました。

○議長（保坂利定君）

日程第５　代表監査委員より決算審査の結果につきまして、意見報告を求めます。

代表監査委員、横山祥子君。

○代表監査委員（横山祥子君）

代表監査委員の横山でございます。

令和３年度の笛吹市一般会計、各特別会計、企業会計につきまして、お手元の決算審査意見書に基づき、ご報告を申し上げます。

笛吹市一般会計、特別会計、歳入歳出決算および基金運用状況、審査意見書の１ページをご覧ください。

審査の方法は、決算書および各主管部局から提出されました審査資料に基づき、関係帳簿、証ひょう書類により計数を証査するとともに、関係職員から説明を聴取し、決算額の正否、予算執行状況および財政状況の適否等について執行いたしました。

その結果、決算書および各種調書は、それぞれ関係法令に準拠してつくられており、決算計数は、いずれも関係帳簿、証ひょう書類と符合し、かつ正確であると認められました。また、決算の内容、予算執行につきましても、適正妥当であると認められました。

以下、審査意見を報告させていただきます。

一般会計につきましては、２ページからをご覧ください。

なお、一般会計の審査意見につきましては、３８ページから記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

令和３年度一般会計の決算状況は、歳入総額４２９億３，３４０万円、歳出総額４０４億５，５８１万円で、形式収支額は２４億７，７５８万円、翌年度へ繰り越すべき財源５億７，２４４万円を差し引いた実質収支額は１９億５１４万円となっております。

令和３年度の決算状況は、市税の減少という中で地方債の返済や扶助費、補助費、人件費、物件費など法令や性質上から、任意に削ることが困難な経常的費用が高い比率を占めております。

このことからも厳しい財政状況が今後も予想されるため、限られた財源で最大の効果が得られるよう、努力していただくことを望みます。

歳入につきましては、ふるさと納税の増収が期待されますが、歳入の減少を避けるためには、移住・定住事業や優良企業の誘致等、生産年齢人口の増加対策の更なる充実が求められます。

一方、歳出につきましては、社会保障経費の増大による、財政への長期的な影響に加え、新型コロナウイルスに係る経費や経済産業力の強化対策、子育て支援対策、防災・減災対策、老朽化が進む公共施設の適切な維持更新など、直面する課題へ対応するため、これまで以上に事業の取捨選択が求められます。

以上のことから、持続可能な行財政運営に向け、地方債の抑制、新たな歳入の確保、効率的・効果的な事業の執行など財政計画に基づいた市債管理と的確な財政見通しのもと、市政を推進するよう望みます。

なお、今後は、次の諸点に留意して取り組むことを要望します。

まず、事務処理の適正化についてです。

おおむね適正な事務処理が行われていることが確認されましたが、委託料の支出先で事務局を市で行っている事業が見受けられました。事務の適正化の観点から見直すことが必要と考えます。

事務処理に関しては、市民の貴重な税金を運用しているという責任を十分に自覚し、その業務に関係する条例や諸規定を重視することはもとより、一つひとつの業務遂行に細心の注意を払い、市民の負託に応えられるよう鋭意努力し、また、組織としても、その時代に即した市政運営を進めるためには、今後は事務処理の方法や内部統制を整備し、しっかり検証しながら更なる改革を継続的に行うことを望むものです。

次に、危機管理体制の確立についてです。

近年の自然災害の発生状況を見てみますと、いつ何が起こるか分からない想定外の状況を想定することが必要となっております。

災害発生時に、市政運営を停滞させることなく対処するためにも、危機管理体制の確立は最重要課題です。

また、危機管理に関する計画等が実行性の高いものとなるよう、常に計画内容の見直しを行うことはもちろん、併せて地区での取り組みを促進することを希望します。

災害時に市民の生命・財産を守るためには、万全の職員体制の整備はもとより、日頃からの避難情報の理解や訓練、わが家の災害時行動計画やハザードマップの周知等を行うとともに、

災害廃棄物処理計画に基づいた災害ごみの対応についても十分な検討が必要です。

消防本部においても、災害時における人員配備体制および高度な技術、装備を十分に発揮することができる体制の整備について、近隣消防本部との連携を図る上で比較・検証を行い、体制の強化に努めるよう求めるものであります。

また、防災・災害対策には、地域住民の防災意識の高揚と、住民同士が協力して取り組む共助の精神が不可欠であると思います。

このため市は行政区と協力する中で、地域ごとの避難計画を早急に作成するとともに、希薄になっている地域の人間関係の構築を図ることが課題と考えます。

災害が年々増える中、これらの課題解決のための市のリーダーシップを期待するところです。

次に、観光事業についてです。

新型コロナウイルスやウクライナ情勢の影響で、外国からの観光客が激減する中、昨今は観光ニーズも多種多様化しており、その移り変わりの早さや求められるクオリティの高さなど、今まで以上に多面的な視点での施策展開が必要されております。

また、本市が抱える様々な観光課題を解決するためには、従前のイベントによる集客やにぎわいづくりといった「点」での観光施策に加え、全国規模で開催しているマラソン大会・ゲートボール大会や「俳句の里」笛吹市全国小学生・中学生俳句会などの、文化スポーツイベントと観光事業とのコラボレーション、また、八田御朱印公園、岡・銚子塚古墳、釈迦堂遺跡博物館など、市に数多くある史跡・遺跡などの観光事業への組み込み、また、ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラス、笛吹みんなの広場の集客等、あらゆる資源を線でつなぎ面とした観光施策をきめ細かく展開する必要があると考えます。

時代のニーズや本市の特性に合った観光施策を、戦略的に進めていただくことを望みます。

以上の点を踏まえ、一般会計においては継続的な改善と持続可能な財政運営に取り組まれることを期待いたします。

次に、特別会計です。

まず、国民健康保険特別会計について、４４ページからをご覧ください。

歳入総額８４億６，９４６万円、歳出総額８０億５，６２４万円で、歳入歳出差引残額４億１，３２２万円となっております。

国民健康保険税の収入未済額は２億７，１９０万円となっており、滞納世帯に対しては、明確な基準を設けながら、適正に対応し、収入未済額が縮減されるよう、より一層、徴収の強化をお願いいたします。

次に、介護保険特別会計についてです。

４７ページからをご覧ください。

歳入額７０億２，１５８万円、歳出額６６億１５７万円で、歳入歳出差引残額４億２千万円となっております。

介護保険料の収入未済額は４，１１７万円となっているため、介護保険事業の安定継続のためにも、収納率向上と不納欠損額の縮減に努めていただくようお願いいたします。

次に、介護サービス特別会計についてです。

５０ページをご覧ください。

歳入額１，２４８万円、歳出額８８５万円で歳入歳出差引残額３６２万円となっております。

介護サービスは、要支援の方が要介護状態にならず、自立した生活を続けるために利用する

ものですから、事業成果の検証を怠ることなく常に利用者に適したサービスを提供することが重要です。介護保険料の上昇を防ぐためにも、積極的な取り組みをお願いいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計についてです。

５１ページからをご覧ください。

歳入額１５億９，３３１万円、歳出額１５億７，４０５万円で歳入歳出差引残額１，９２５万円となっております。

なお、保険料の滞納額は、前年度より５５万円余り増加しております。

保険料は、制度を支える重要な財源であることから滞納縮減に向けた更なる努力をお願いいたします。

次に、農業集落排水特別会計についてです。

５３ページをご覧ください。

歳入額７，０９３万円、歳出額４，１６５万円で歳入歳出差引残額２，９２７万円となっております。

歳出は、排水処理施設等の維持管理、起債の償還が主なものとなっております。

なお、未収金については、公平性の面からも収納対策をお願いいたします。

次に、境川観光交流センター特別会計についてです。

５４ページからをご覧ください。

歳入額１億８６６万円、歳出額８，４５４万円で、形式収支、実質収支額ともに２，４１１万円となっております。

境川観光交流センターについては、運営開始以降、利用者も順調に増えておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に行い、更なる利用者の定着と新たな利用者の獲得を目指し、利用状況の検証と運営方法の見直しを、適宜行っていただきたいと思います。

次に、森林経営管理特別会計についてです。

５５ページからをご覧ください。

歳入額１，７９４万円、歳出額５８７万円で、歳入歳出差引残額は１，２０６万円となっております。

森林経営管理特別会計は、森林環境税および森林環境譲与税を財源とし、森林整備、森林経営管理に特定されている事業を展開しております。

災害防止や地球温暖化防止などのためにも、事業を円滑に進め、森林の公益的機能の適正な管理を進めていただくことを願っております。

次に、財産区管理会特別会計についてです。

５６ページからをご覧ください。

財産区の管理体制につきましては、構成員の高齢化が進み、管理が大変難しい状況であるとお聞きしておりますが、貴重な資源の保護、育成、また災害への対処としても大変重要であるため、引き続き、管理体制の充実に努力していただきたくお願いいたします。

次に、財産に関する調書についてです。

６２ページからをご覧ください。

６５ページの基金につきましては、運用の安全性を確保するため、金融機関の経営状況等の信用格付情報を入手するなど慎重な運用に心掛け、財産の増加を図りながら適正な管理が行われておりました。

次に、基金運用状況に関する調書についてです。

６９ページをご覧ください。

土地開発基金の運用状況につきましては、規定に基づき適正な管理が行われておりました。

次に、公営企業会計です。

まず、水道会計についてです。

水道事業会計、決算意見書をご覧ください。

審査意見につきましては、１０ページから記載されております。

令和３年度における水道事業の業務実績を見ますと、給水世帯数は前年度比で増となっており、総配水量と有収水量は、前年度比で減となっております。

給水原価１８６．３円に対し、供給単価１５１．７円で、１立方メートル当たり３４．６円不足しております。

前年度の不足分１立方メートル当たり３５．１円を下回りましたが、依然として給水原価は供給単価を上回っております。

なお、水道料金の徴収状況につきましては、未収金が６，１７８万円で、前年度より７５０万円減少しておりますが、一般会計からの基準外繰入金を必要としているのが現状であります。

将来的な人口減少社会を見据える中で、公営企業として持続可能な安定した経営に向けて、今後さらに経営努力をしていく必要があると思います。将来を見据えた事業経営を遂行されるよう望みます。

次に温泉給湯事業です。

温泉給湯事業会計、決算意見書をご覧ください。

審査意見につきましては、８ページから記載されております。

令和３年度におきましては、契約口数は昨年同数、給湯世帯数が微減となり、前年度より総配湯量が３，４８９立方メートルの増加、温泉給湯収益は、コロナ対策減免等により１０９万円余り減少いたしました。

また、温泉使用料金の未収金は、前年度より１０７万円余り減少して、６８２万円となっております。

本市の温泉給湯事業は収益増が見込めない中で、施設の維持管理に向けた事業費用の増加が想定されるため、公営企業として将来を見据えた事業運営を遂行されるよう望みます。

次に下水道事業です。

下水道事業会計、決算意見書をご覧ください。

審査意見につきましては、１０ページから記載されております。

令和３年度公共下水道事業は、建設改良費に４億円余りが投じられ、新規に９４０メートルの汚水管が整備されました。企業債残高は年々減少しておりますが、いまだ１２０億円余りあり、決算額の中で大きな割合を占めております。

また、汚水処理原価１５０円に対し、使用料単価は１３０円であり、１立方メートル当たり２０円不足しております。

平成３０年度に料金改定が行われ、不足額の減少はありましたが、一般会計からの基準外繰入金を必要としているのが現状です。

業務の改善、合理化等による経費の削減に努められるとともに、公営企業として将来にわたって、持続可能な事業経営が遂行できるよう望みます。

次に簡易水道事業です。

簡易水道事業会計、決算意見書をご覧ください。

審査意見につきましては、８ページから記載されております。

令和３年度においては、給水人口と給水世帯数ともに横ばいとなっておりますが、総配水量は前年度より１９１立方メートル増加し、純利益は３０５万円でした。また、未収金は６万円となっております。

給水原価に対する供給単価の適正化、上水道の料金との公平性について、引き続き研究を行っていただくとともに、公営企業として将来を見据えた事業経営を遂行されるよう望みます。

次に、令和３年度健全化比率等、審査意見書をご覧ください。

健全化判断比率、資金不足比率につきましては、８月５日に審査を実施いたしました。

令和３年度における健全化判断比率は、早期健全化基準および経営健全化基準の範囲内ですが、全国類似都市の各比率平均値を常に注視しながら、施策に取り組んでいただきたいと思います。

今後も健全な財政基盤の確立のため歳入と歳出のバランスを図りながら、長期的な視野に立った、財政運営を推進されるよう望みます。

以上、各会計ごとに意見を申し述べましたが、さらに、次の項目に留意し継続的な改善と財政運営に取り組んでいただくことを望みます。

まず、市税および料金等の収納率の向上についてです。

令和３年度末の一般会計において、市税および各種料金等の収入未済額が５億円を超えていることは由々しき事態です。

厳しい財政状況の中で自主財源を確保するためには、収納率の向上や収入未済額の解消は極めて重要であると思われます。

未収金対策は、市民負担の公平性および自主財源の確保のため、大きな課題であることから、回収にあたっては、滞納の実態に即した、きめ細かい収納対策が必要です。

滞納債権については、内容をしっかりと見極める中で、有効な時効中断手続きを講じ、安易に時効の成立を招くことがないよう、努めていただくことを望みます。

関係法令に基づいた収納体制の強化と歳入項目を所管する庁内各部門との連携をますます強化し、引き続き収納率向上への積極的な取り組みに努力していただきたいと存じます。

次に、補助金、交付金についてです。

補助金等の交付にあたっては、常に事業の流れが分かるように、関係書類の整理を行い、いかなる場面においても確認できるようにしておくことが必要です。

補助金の交付は、その目的に沿って適正に利用されているか否か、補助金を交付することによって、その成果が市民に還元できているのかを常に検証することが大切であると考えます。

なお、新規の補助事業については、その必要性を十分に検討し、市民に対して公平な補助事業となるよう慎重に樹立することを願います。

また、各種財政援助団体での活動や会計処理についても、活動が計画に沿って履行されているか否か、然るべき決裁区分の中で適正に処理されているか否かなど、実績報告書や年間の活動内容等を十分に精査した中で、市政運営に効果が期待できるよう、助言・指導を進めていただきたいと思います。

このへんにつきましては、交付金についても共通して言えることだと考えます。

次に、随意契約についてです。

工事、業務委託とともに、従前よりは改善されておりますが、まだ、随意契約が多い状況であります。

事務執行上やむを得ない場合もあるかとは思われますが、随意契約は、事業実施の迅速性が確保できる反面、経済性確保という観点からは、競争入札に比べて必ずしも有利とは言えません。

なお、やむを得ず随意契約での事業執行や安価な事業の場合であっても、複数の事業者から見積もりを徴する等、競争原理を働かせ、透明性と公平性の確保に努め、安易に業者を決定することがないように、計画的で適切な契約手続きを執行するよう努められることを願います。

また、特命随意契約においても価格の妥当性について検証しておくことが大切と考えます。

次に、委託事業についてです。

事業委託については、業務分析調査および事業評価において検証していただき、以降の事業については、評価結果を十分に反映していただいているものと確信しております。

必要な人員・単価・時間・社会一般に妥当な価格か否かを検討するとともに、さらに市が当事者であるという認識をしっかり持ち、事業執行を行っていただきたいと思います。

また、新規事業の執行にあたっては、安易に委託事業とすることなく、委託とすることが妥当か否かを慎重に検討していただく必要があると思います。

なお、工事関連委託については、工事内容の精査、委託事業者との内容の確認等を徹底し、必要のない経費支出や適性を欠く支払いをすることのないよう望むものであります。

次に、指定管理者制度の検証についてです。

指定管理者制度は、行政改革の一環として導入されている制度であり、施設運営面のサービス向上により、利用者の利便性の向上が図られることが目的です。

そのため、市は、望んでいる市民のための目的が十分に達成されているか否かを検証し、次年度の事業実施に成果が上がるよう努めていただきたいと思います。

各項目に対しては以上ですが、時代に即した市政運営を進めるため、今後は事務処理の方法や内部統制を整備し、しっかり検証しながら改革を継続的に行うことを望みます。

最後になりますが、今後におきましても、市民の貴重な税金を運用しているという責任を十分に自覚し、法制度の下、業務遂行に細心の注意を払い、市民の負託に応えられるよう、鋭意努力していただくことを、監査委員一同、心から望んでいる旨、過日、山下市長さまはじめ、笛吹市幹部の方々にご報告させていただきました。

以上、令和３年度審査結果の報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で代表監査委員の報告が終わりました。

○議長（保坂利定君）

これより日程第６　報告第４号を議題とします。

本件については、議案書にありますとおり財政健全化判断比率および公営企業の資金不足比率の報告ですので、ご了承を願います。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日９月６日から９月１２日までは、議案調査のため休会したいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、明日９月６日から９月１２日までは休会とすることに決定をいたしました。
次の本会議は９月１３日、午前１０時から再開いたします。
本日は、これにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会　　午後　２時５４分

令　和　４　年

笛　吹　市　議　会　第　３　回　定　例　会

９　月　１　３　日

令和４年笛吹市議会第３回定例会

１．議 事 日 程（第２号）

令 和 ４ 年 ９ 月 １ ３ 日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

日程第　１　市長提出議案　議案第６３号ー議案第１１０号（一括上程）
　　上程議案に対する質疑
日程第　２　市政一般についての質問（代表質問）

２．出席議員は次のとおりである。（１９名）

１番	岡　由子	２番	落合俊美
３番	山田宏司	４番	河野正博
５番	河野智子	６番	武川則幸
７番	神澤敏美	８番	神宮司正人
９番	荻野謙一	１０番	古屋始芳
１１番	野澤今朝幸	１２番	中村正彦
１３番	海野利比古	１４番	渡辺清美
１５番	中川秀哉	１６番	前島敏彦
１７番	小林　始	１８番	渡辺正秀
１９番	保坂利定		

３．欠席議員

（ な し ）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１９名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	深澤和仁
総合政策部長	返田典雄	会計管理者	市川要司
市民環境部長	雨宮和博	保健福祉部長	西海好治
子供すこやか部長	中村富之	産業観光部長	小宮山昌彦
建設部長	角田和仁	公営企業部長	水谷和彦
教育部長	赤尾好彦	総務課長	茂手木政和
政策課長	小澤宏之	財政課長	金井久
消防長	矢崎丈司	代表監査委員	横山祥子
農業委員会会長	三枝啓一		

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３名）

議会事務局長	荻野重行
議会書記	橘田裕哉
議会書記	古屋幹仁

再開　　午前１０時００分

○議長（保坂利定君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は１９名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

なお、換気を行うため、代表質問１人終了ごとに暫時休憩をいたします。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いで結構であります。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第１　「市長提出議案　議案第６３号から議案第１１０号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第２　「市政一般についての代表質問」を行います。

質疑・質問は、配布しました議案に対する質疑および代表質問一覧の順番とおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行・・・。

休憩　　午前１０時０３分

再開　　午前１０時０８分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

まずはじめに笛新会、荻野謙一君の質疑および質問を許可します。

荻野謙一君。

○９番議員（荻野謙一君）

おはようございます。笛新会の荻野謙一でございます。

笛新会を代表して質問いたします。

その前に一言。今このときにも、台湾、日本国も中国共産党の侵略に向けての有事に入っていると言ってもよいでしょう。まさにいつ侵攻してくるか分からない状況でもあります。

日本国民の多くは、ロシアのウクライナへの侵攻、侵略戦争で気付き始めました。日本は危

機の状況でもあります。日本政府はこれだけ中国共産党がしたい放題、言いたい放題に対して、何も強気な発言、行動ができない。尖閣諸島問題、先般の中国共産党が日本海のＥＡＺＥＴ区域内に５発のミサイルを与那国沖に着弾しました。ただ「遺憾です」しか言えない、弱腰政策ではありませんか。憲法第９条の解釈を変える自主防衛の強化をするべきだと考えます。

日本政府は、本当に日本の国民を守ってくれるでしょうか。国連も、アメリカも何もしない。ウクライナを見て、皆さん分かったでしょう。政府は日本国を売国するでしょうか。

今こそ日本国民は目を覚まし、日本国民が未来の子どものためにも考えるべきだと思います。

それでは、以上、質問に入ります。

令和３年度決算について。

令和３年度一般会計決算は、歳入合計４２９億３，３４０万円、歳出合計４０４億５，５８１万円、形式収支２４億７，７５８万円で、翌年度繰越財源を差し引き実質収支は１９億５１４万円でありました。

過去最大であった令和２年度決算を歳入で０．１％、歳出で０．３％下回る決算となりました。

また、経常収支比率、財政健全化法に基づく指標ともに改善され、笛吹市の財政状況は健全とのことであります。

以下、決算内容についてお伺いいたします。

１つ目、令和２年度決算は、特別定額給付金事業６８億７，３５０万円の実施により過去最大となりましたが、令和３年度一般会計の決算規模が、令和２年度と比較し、同規模となった要因は何かをお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策として多額の費用を支出していますが、総額および主な事業の決算額とその成果は。また、臨時交付金の総額はいくらになるかお伺いいたします。

３番目、財政健全化判断比率４指標のうち、実質公債費比率、将来負担比率ともに改善し、特に将来負担比率は２４．９％から５．５％まで改善した要因は何かをお伺いいたします。

４番目、経常収支比率の９４．２９％から９０．７％に減少し、財政構造の弾力性に改善が見られますが、今後も弾力性の維持をしていくために、財政面においてどのように取り組んでいくかお伺いいたします。

次に、多目的芝生グラウンドについてお伺いいたします。

多目的芝生グラウンドに係る市民との意見交換会が３回にわたり行われ、出席された市民からの意見はほとんどが賛成で、早期に実現してほしいとの主旨であったと認識しております。

しかし、意見交換会に参加していない市民も多いことから、今後における多目的芝生グラウンドの整備に係る周知など、どのようにしていくかお伺いいたします。

１つ目、意見交換会に参加しない市民に対する、今後の対応はどのように考えているかお伺いいたします。

２つ目、まだ内容が確定していませんが、建設工事の総額が提示されたときの市民への理解をどのように考えているか。また、今後のスケジュールはどのようになっているか、お伺いいたします。

３つ目、多目的芝生グラウンドの整備については、市の陸上競技会から４００メートルトラックの整備の要望があり、現状、小中学校の陸上競技会が小瀬スポーツ公園の陸上競技場で行われていることも踏まえ、また教育指導の観点から、より多くの方に利用してもらうためには、

多目的芝生グラウンドに合わせ、４００メートルトラックが必要だと思いますが、整備の考えについてお伺いいたします。

次に、国が進める国土強靭化計画の市の取り組みについてお伺いいたします。

８月にも東北地方に甚大な被害をもたらしたように、近年の異常気象による災害は激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震・首都直下型地震などの大規模地震の発生も切迫しており、国においては、災害から住民の命と暮らしを守るため、国土強靭化対策の取り組みを進めているが、市の取り組みについてお伺いいたします。

１つ目、河川・道路の災害対策と今後の計画はあるかお伺いいたします。

２つ目、大坪地区浸水対策の進捗状況と今後の取り組みについて、また対策についてお伺いいたします。

次に、インフラ整備の公共下水道整備計画と早期拡充についてお伺いします。

現在、笛吹市内において、土地開発が進んでいるところであり、今後も新山梨環状道路の整備に伴い、特に沿線周辺では住宅化、商業化が加速することが予測されます。

それに伴い、下水道整備が遅れている地域では、水路から発生する悪臭等、水環境の悪化が懸念されることから、公共下水道整備の早期拡充を求められます。

一時は２４０億円を超える多額な借り入れを抱え、経営健全化に取り組んできた下水道会計がいまだに厳しい状況であることは承知しております。生活環境改善のため下水道の整備促進、拡充が必要と考えるが、以下お伺いいたします。

１つ目、住宅化、商業化が進んでいる地域には、積極的な公共下水道整備が必要と考えるが市の考えは、お伺いいたします。

２つ目、ここ近年、特に石和町富士見地域は住宅化が進む中、整備が遅れていると思うが、今後、早期実現に向けての整備計画や取り組みはどのようになっているか、お伺いいたします。

次に、入札制度の運用についてお伺いいたします。

地方自治体における入札制度は、地方自治法第２３４条の規定により、原則として一般競争入札によらなければならないとされています。

県内の市町村のほとんどにおいて、指名競争入札が採用されている中で、笛吹市では一般競争入札によって実施しており、入札の公平性・公正性の確保の観点から評価しているところでございます。

今後も公平・公正な入札が維持されるよう、市の入札の運用についてお伺いいたします。

１つ目、４年前になりますが、工事入札価格漏えいに伴う官製談合防止法違反の事件がありました。

その対応策の１つに、入札時に使用される最低制限価格へ、ランダム係数を掛けた運用が行われているが、その成果はどのようになっているかお伺いいたします。

２つ目、工事の発注は、それぞれの業種に分けて発注する分離発注が原則だと思いますが、一部、分離発注をせず一括で発注している工事が見受けられます。

工事を分離発注するか、一括発注するかはどのように考えているかお伺いいたします。

３つ目、最近、グラウンドの夜間照明や、浅川中学校の仮設校舎などリース契約が採用されている例がありますが、リース契約のメリット、デメリットは。

また、契約時に想定していない事態が発生した場合、どのように対応していくかお伺いいたします。

次に、市の水害対応についてお伺いいたします。

今年度は、九州地方の線状降水帯発生に始まり、東北地方、北陸地方で頻発する記録的短時間大雨情報の発表、線状降水帯の発生により、河川の氾濫、土砂災害の発生等、その地に住む人々に大きな被害を与えています。

過日、県内においても記録的短時間大雨情報が発表され、市民に被害をもたらすような大雨が、いつ発生してもおかしくない状況であると思います。

笛吹市のハザードマップを見ると、笛吹川と平等川に挟まれた石和町、春日居町は、人口が集中している地域であるにもかかわらず、ほぼ全域が浸水想定区域内であり、石和町の最南部は、最大浸水深さが５メートル以上のところもあります。

笛吹市だけでなく、甲州市や山梨市で線状降水帯発生や記録的短時間大雨情報が発表された場合、河川の氾濫等により、市内においても被害が発生することが想定できます。

そこでお伺いいたします。

１つ目、笛吹川右岸に位置する石和町、春日居町の大半が浸水想定区域となっています。

そこで、笛吹川や平等川で河川の氾濫が発生しそうなところに雨が降った場合、市はどのような対応するかお伺いします。

２つ目、石和町富士見地域は、最大浸水深３メートルから５メートル以上に達するところもあり、そこに住む市民は１万人を超えています。

そこで、石和町富士見地域に住む市民の生命を守るため、避難場所として防災ステーションの設置を国や県に要望するかを考えているか、お伺いいたします。

次に、新道峠展望台（ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラス）について、お伺いいたします。

平成３１年に策定した新道峠整備計画には、整備の目的として、更なる魅力づくり、地域づくりを行うと書かれており、富士山と河口湖の絶景を眺めることができる数少ない眺望スポットであり、多くの観光客が訪れている富士山周辺エリアから１５分程度の新道峠を本市の観光拠点の一つとして整備を行い、芦川町の持続的発展だけではなく、ほかの地域の魅力（桃・ぶどう・ワイン・温泉など）も併せて発信することで、本市が観光客の目的地となることを目指していることから、昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、８月９日から９月３０日まで送迎バスの運行を中止をしていたが、運行していた約２カ月間で、１万３千人以上の方が訪れたと聞いております。

多くの方に訪れていただくことは、非常に喜ばしいことであり、今後、多くの方に訪れていただけるよう、引き続きＰＲを行っていただきたいと思います。

さらに計画には、既存のすずらん群生地駐車場は新道峠までのアクセス路、また訪れた方々の輸送方法等を含めて検討し、多くの観光客や子どもたちが利用できる施設整備を計画していると書かれているが、そこで、以下お伺いいたします。

１つ目、ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスの整備を、本市が観光客の目的地となることを目指しているとしているが、送迎バスの利用状況はどのくらいかをお伺いいたします。

２つ目、ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスからは富士山以外にも南アルプスなど様々な山々が望めるが、一望できる場所の整備を考えているかお伺いいたします。

３つ目、バスを待つ間の観光客の利便性を向上するため、すずらん畑駐車場にお土産売り場、休憩所の設置を考えているか、お伺いいたします。

４つ目、現在大型バスがすずらん駐車場まで行く道路が狭く、すれ違いが困難である。今後

林道の拡幅を考えているかお伺いいたします。

次に、世界農業遺産登録後の取り組みについてお伺いいたします。

峡東地域では、扇状地の傾斜地などにおいて、土壌や地形、気象等に適応した果樹栽培が行われてきました。何世代にもわたり継承されてきた伝統的な農業は、生物多様性や農村景観を形成しており、笛吹市、甲州市、山梨市の峡東３市では、これらを世界において重要な農業システムとして、国際連合食糧農業機関が認定する世界農業遺産への登録を目指して取り組んできました。

そして、7月１８日に、ついに峡東地域の農業が世界農業遺産への登録が認定されたことは、地域農業を担う関係者の皆さまの喜びは大きいものと思います。このたびの世界農業遺産への登録が地域農業の発展につながるものと期待し、以下のことをお伺いいたします。

１つ目、本市の農家の戸数、農業従事者数の１０年前から現在までの推移はどういうようになっているか、お伺いいたします。

２つ目、世界農業遺産に登録されたことによるメリットは何があるかお伺いいたします。

３つ目、地域農業の発展を図る上で世界農業遺産を活用した今後の展開はどのようにしていくかお伺いいたします。

次に、環境推進対策について。

有料指定可燃ごみ袋につきまして、市民から、近隣の他市と比べて高い販売価格や透明度、強度といった素材に関して、多くの意見があり、令和３年２月４日に笛吹市廃棄物減量等推進審議会へ諮問されました。

令和３年５月６日には、審議会として様々な角度から議論を重ね、市民の負担の軽減策として、また、これまでの市民のごみ減量化に対する取り組みおよび意識の高揚に応えるものとして「減額改定すべき」との答申が出されました。

これを受け、令和３年１０月１日に有料指定可燃ごみ袋の手数料の価格が改定を行い、１年が過ぎました。４５リットルの袋が１枚３０円から１５円と半額になりました。

そこで以下、伺いいたします。

１つ目、令和３年１０月から令和４年８月までの生活系可燃ごみの排出量の増減はどのようになっているかお伺いいたします。

２つ目、令和４年度の１５円の手数料の内訳と原油の高騰により、ごみ袋の製造原価が上がることが見込まれるので、今後の対応はどのように考えているかお伺いいたします。

次に、医療費の増加に伴う健康対策についてお伺いいたします。

第二次笛吹市総合計画では、暮らしの基礎を支える環境づくりとして、社会保障制度の健全で安定した運営を推進すると言っている。

市民の健康管理は市民生活の基本を支えるものであり、また、市の財政運営の観点からも健康増進により医療費を抑えることは重要な課題であると考える。

市では総合計画における具体的な施策として、国民健康保険および後期高齢者医療の健全化を掲げているが、市のホームページでは「医療費急増中、医療費節減にご協力を」と呼び掛けており、医療費の削減が喫緊の課題であると思います。

一方で、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響で、医療機関への受診や住民健診を控える方も多くいると聞いております。それにより市民の健康状態の悪化や病気の重篤化が心配されるとともに、ひいては今後の医療費の増大につながることが懸念されます。

また、本市における高齢化率は、年々上昇しており、令和３年度末には３０．５％、市の約３割が高齢者となる。高齢者の健康対策は、医療費抑制に直結するものであり、そこで、以下お伺いいたします。

１つ目、国民健康保険被保険者の特定健診の受診率は、どのようになっているかお伺いします。

２つ目、特定健診未受診者への対応は、どのようになっているかお伺いします。

３つ目、特定検診の結果を生かした、医療費を抑制するための取り組みはどのようになっているかお伺いいたします。

４つ目、国民健康保険被保険者の医療費を抑制するための取り組みは、どのようになっているかお伺いいたします。

５つ目、後期高齢者医療保険加入者の健康診査の受診率は、どのようになっているかお伺いいたします。

６つ目、高齢者の介護予防や健康対策についての取り組みは、どのようになっているかお伺いいたします。

次に、生活保護者の自立についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大がいまだに収束せず、また社会経済における物価高騰の要因から市民の生活は、相当な影響を受けていると、このような背景の下、これまで生活に困窮し、ぎりぎりの生活水準で生計を維持してきた人は、生活保護制度の利用に至り、その数は増加傾向にあると考える。そこで以下、質問をお伺いいたします。

１つ目、本市の生活保護に係る現在の受給世帯数と受給者数、また過去５年間の動向をお伺いいたします。

２つ目、生活保護受給者に支払われた令和３年度の生活保護費とその種類の内容は。また、生活保護費に係る国との負担割合をお伺いいたします。

３つ目、受給者の増える中、自立するための支援など、市の取り組みはどのように考えているかお伺いいたします。

次に、少子化が進展する中、子育て世代を支援する取り組みの拡充についてお伺いいたします。

政府の経済財政運営の基本方針「骨太の方針」には、仕事と子育てを両立できる環境整備に向けた更なる対応、経済的負担の軽減などが盛り込まれています。

少子高齢化は本市の大きな問題であり、その解決のため、妊娠期から切れ目のない支援対策を充実させ、誰もが安心して子育てができる環境を整えることが大切であります。

また、長期にわたるコロナ感染症による経済への打撃、紛争による生活必需品の高騰など、日々の生活への不安が高まる中、地域のニーズをくみ上げて知恵を絞り、施策を展開することが大事であると考えます。

以下、子育て世代の支援にどのように取り組むかお伺いいたします。

１つ目、出産時の費用について、現在では５０万円以上かかる場合もあると伺っているが、公的な負担と妊産婦の費用負担はどのようになっているかお伺いいたします。

２つ目、出産費用の一部を市が負担することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減する考えはあるかお伺いいたします。

３つ目、本市は、今年度、新たに子供すこやか部を設置し、医療費助成の対象年齢を拡大す

るなど、より一層子育ての支援の充実に努めているが、今後の子育て世代を支援する取り組みについてお伺いいたします。

次に、全国学力・学習状況調査についてお伺いいたします。

文部科学省は、２００７年から、全国の小学校６年生と中学校３年生を対象に、全国学力・学習状況調査を実施しています。都道府県別の正答率が開示され順位付けされたことで、一部の都道府県では、過度な受験対策として独自の学力テストを実施するなど、子どもたちにテスト漬けの学校生活を送っています。

このような状況を受け、国連子ども権利委員会は、２０１９年２月、子どもにとってあまりにも競争的な日本の教育環境を改善するように日本政府に勧告しています。不登校やいじめが社会問題となっている今、教育現場に求められているのは、早急に子どものストレス要因を取り除くことではないかと思います。

児童生徒への管理教育から児童生徒の自主性を活かした指導がこれからの学校教育に必要であり、偏差値偏重の画一的な学力調査ではなく、個性を活かした教育のあり方が求められています。

それで、市の考えをお伺いいたします。

１つ目、全国学力・学習状況調査の意義は何かをお伺いいたします。

２つ目、市は、全国学力・学習状況調査結果をどのように捉え、どのように活用していくべきか、考えをお伺いいたします。

３つ目、個性を尊重した教育をどのように考えるかお伺いいたします。

最後に、学校教育に係る経済的負担軽減についてお伺いいたします。

コロナ禍に伴う厳しい経済情勢に加え、燃料や食材等の物価の高騰や、更なる増税等がささやかれる中、子どもを抱える家庭の経済的負担は大変な状況にあると思われます。

本市において、生活保護世帯数が６５０世帯を超え、日々の生活に困窮している家庭が増加しつつあります。そんな中、生活保護世帯、生活困窮世帯の子どもたちに教育格差が生じることのないよう願っています。

そこで、お伺いいたします。

１つ目、全国または県内の就学援助の状況はどのようになっているかお伺いいたします。

本市の就学援助の状況は。内容としては、受給者数、就学援助率等でございます。

３つ目、県内の学校給食無償化の取り組み状況はどのようになっているかお伺いいたします。

最後に、本市では学校給食を将来的にも無償化する考えはあるかお伺いいたします。

以上、質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛新会、荻野謙一議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに令和３年度決算についてのご質問のうち、まず令和２年度と令和３年度の一般会計の決算規模が同規模となった要因についてです。

令和３年度においても決算規模が大きくなった要因としては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に係る関連経費が増大したこと、また、浅川中学校校舎等改修事業や、ふるさと納

税寄附額の増加によるふるさと納税事業およびまちづくり基金積立金が、前年度より増加したことが挙げられます。

次に新型コロナウイルス感染症対策の総額、主な事業の決算額と成果、交付金の総額についてです。

令和３年度の新型コロナウイルス感染症対策は、２９事業を実施し、決算額３７億８，８４１万円です。

主な事業としまして、市内事業所および店舗等で利用できる１万円分の商品券を全市民に配布する「ハートフルタウン笛吹！商品券事業」を実施をしました。決算額は６億５，３６２万円となり、商品券の交付率は９９．２％、換金率が９８．３９％と高かったため、市民の生活支援および事業者支援として、効果があったものと考えます。

また、ＱＲコード決済を買い物等に利用した際、利用者に一定割合をポイント還元する「笛吹市消費喚起キャンペーン事業」を実施をしました。決算額は５億７６３万円となり、利用者延べ人数は３３万１千人、決済総額は約１９億円、登録店舗数は８００件以上になるなど、地域経済の活性化および非接触型決済の促進に寄与できたものと考えています。

さらに、コロナ禍において、厳しい経営状況が続いている公共交通事業者、観光関連事業者、高齢福祉施設および障害福祉施設へ支援金を給付する事業者支援金給付事業および福祉施設支援金給付事業を実施をしました。決算額は６，７４５万円で、経営がひっ迫する市内事業者に対して、支援金を給付することにより事業継続の一助となったと考えています。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の歳入総額は、１０億６，０７８万円です。

次に、財政健全化法４指標のうち、特に将来負担比率が改善した要因についてです。

令和３年度において、将来負担比率が大幅に改善した要因は３つあります。まず、公営企業債等繰入見込額の減額により将来負担額が減少したこと。次に、ふるさと納税寄附金額の大幅な増加によるまちづくり基金残高の上昇に伴い、充当可能財源が増加したこと。次に、国の補正予算により普通交付税の追加交付があり、標準財政規模が増加したことです。

次に、財政構造の弾力性を維持していくための取り組みについてです。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より３．５ポイント改善をしました。

健全な財政運営には、経常的経費の抑制を図ることが重要であると認識しており、今後もスクラップ・アンド・ビルドの考えを徹底し、事務事業の見直しおよび廃止を進めていきます。

続きまして、多目的芝生グラウンドについてのご質問のうち、意見交換会に参加していない市民に対する対応についてです。

笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会における検討資料の議事録など、市のホームページに掲載していますので、意見交換会に参加していない方でも、検討状況を確認していただくことが可能と考えます。

また、市民の皆さまのご意見を計画策定の参考とするために、基本計画素案に係るパブリックコメントを実施し、その結果についても市のホームページに掲載をしています。

検討委員会から答申のあった基本計画案を、政策課や支所の窓口に備え付けていますので、多くの市民の皆さまに、ご覧いただきたいと考えています。

次に、建設工事の総額が提示されたときの市民の理解と今後のスケジュールについてです。

整備に係る基本計画を丁寧に説明する中で、市民の皆さまの理解を得たいと考えます。

今後のスケジュールについては、市において、検討委員会から出されました基本計画案をもとに検討を進め、議会での議論を経て、令和５年１月の基本計画策定を目指していきます。

次に、多目的芝生グラウンドへの４００メートルトラックの整備についてです。

４００メートルトラックの整備には、トラック内側のグラウンドを含め約２万平方メートルの面積を要し、市で現在検討している多目的芝生グラウンドが１面当たり約９千平方メートルであることから、２倍以上の面積が必要になると考えます。

市の陸上競技協会からも要望があったことから、検討委員会において４００メートルトラックの整備について検討をしましたが、大きな面積を要する専用の施設が必要となることから、今回は整備の対象としないこととしました。

多目的芝生グラウンドを多くの方に利用してもらうため、サッカー、ラグビー、グラウンドゴルフ、ゲートボールなどの競技のほか、学校、保育所、行政区など多様な主体の行事やイベントにも利用できるように整備をすることといたします。

続きまして、国が進める国土強靭化計画の市の取り組みについてのご質問のうち、まず河川・道路の災害対策と今後の計画についてです。

河川について、国は、これまでの河川管理者等の取り組みだけでなく、国や県、市町村、企業、住民などあらゆる関係機関が一体となって、流域全体で水害を軽減させる流域治水を計画的に推進する取り組みを進めています。

本市においても、渋川に含む濁川流域において、県による堤防強化などの流域治水の取り組みが始まっています。

道路については、特に重要施設である橋梁について、橋梁長寿命化計画を策定し、計画的に補強、耐震化などを進めています。

次に、大坪地区浸水対策の進捗状況と今後の対策についてです。

令和３年度までの総事業費は約８億５千万円で、調整池、小堤防道路６４５メートルおよび排水路３３４メートルの工事を終えています。

今後の対策としては、南側水路に係る樋門と排水路改修工事、大坪尻川樋門の排水能力向上のための改修、北側企業立地と併せて、敷地沿線の小堤防道路の整備を予定しています。

なお、大坪尻川下流の甲府市において、今年度から３カ年で浚渫工事を予定しています。また、さらに下流の国土交通省管理区分については、国土交通省において本年８月に浚渫を実施しております。

続きまして、インフラ整備の公共下水道整備計画と早期拡充についてのご質問のうち、まず住宅化、商業化が進んでいる地域への下水道整備についてです。

下水道全体計画で定めた整備区域のうち未整備となっている区域について、令和３年度から７年度までを計画期間とする下水道事業計画を策定し、５年間における整備区域を定めています。

住宅化、商業化が進んでいる地域における、下水道整備の重要性は承知しており、行政区からの整備要望なども考慮する中で、整備予定箇所を選定して、整備をしてまいります。

次に、石和町富士見地域の整備計画と取り組みについてです。

石和町富士見地域における整備済み面積の割合は４７．６％となっており、市全体における整備済み面積の割合６５．６％と比較すると整備が遅れている状況と言えます。

下水道事業計画および行政区からの整備要望を考慮する中で、計画的な整備に取り組んでい

きます。

続きまして入札制度の運用についてのご質問のうち、まずランダム係数を用いた運用についてです。

ランダム係数を用いた入札は、入札当日に入札参加者の前でランダム係数を設定し、その係数を最低制限価格基礎額に乗じ最低制限価格を設定するため、その金額は誰も知ることができません。

そのため、設計価格の漏洩による最低制限価格の算出ができなくなり、公平・公正な入札が行われていると考えています。

次に、分離発注と一括発注の考え方についてです。

分離発注は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく、中小企業者に関する国等の契約の基本方針の中で定められています。

本市においても、中小企業の受注機会を増やすため、原則、分離発注を行っていますが、価格面、数量面、工程面等からみて分離発注が難しい場合は、一括発注することがあります。

次に、リース方式の契約についてです。

リース契約は、民間事業者が施工した施設や設備を市が長期的に賃貸借で使用するもので、設計・施工から維持管理まで民間業者が行います。

複数の施設や設備を整備する場合は、発注手続きを集約でき、発注コストの低減、事務効率の向上、維持管理作業の軽減とともに、年度予算の低減と平準化を図ることができます。

また、予算の制約から年次計画で整備せざるを得ない施設や設備であっても、リース契約の場合は早期の供用開始が可能となります。

一方で、長期的な賃貸借の途中解約は、原則としてできませんので、事業の実施に当たっては慎重に検討する必要があります。

続きまして市の水害対応についてのご質問のうち、まず河川の氾濫が発生しそうな場合の市の対応についてです。

近年の水害の状況をみると、発達した前線の停滞により、記録的な短時間の大雨や線状降水帯が発生したことで、河川の氾濫や土砂災害が発生しています。

このため、市としては、市内はもちろん、河川の上流に位置する山梨市や甲州市の降雨の状況も注視し、記録的短時間大雨情報や線状降水帯の発生予報に関する情報を得た段階で、避難時間が確保できるよう市の体制を整え、避難情報を発令し、市民に早期の避難開始を促しています。

次に、防災ステーションの設置要望についてです。

国が整備をする防災ステーションは、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保し、洪水時には、市が行う水防活動を支援、緊急復旧などを迅速に行う基地となり、平常時には、地域の人々の交流や憩いの場として活用することができる施設であります。

洪水が発生したときは、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸など、水防活動および緊急復旧活動が行われ、避難に利用できるスペースは限られると想定されます。

また、整備された場合、近隣住民の避難が集中をし、車の渋滞などが想定され、本来持つ機能の低下、逃げ遅れによる被害のほかに、周囲の浸水も３日以上から１週間程度継続することから、孤立化や救助の長期化も想定されます。

このため、防災ステーションの設置については、国や県に要望することを含めて、今後研究をしてまいります。

次に、新道峠展望台ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスについてのご質問のうち、まず送迎バスの利用状況についてです。

令和４年４月２５日から運行を開始をし、８月３１日までに、１万７６９人がバスを利用しました。

５月は１カ月で４千人以上がバスを利用しましたが、６月から８月までの間は天候が悪く富士山の見えない日も続いたために、利用者は月に２千人程度にとどまりました。

しかし、今月１１日の日曜日は、天候に恵まれたことから３６４人と多くのバス利用者があり、臨時便での対応が必要となるほどでした。

昨年度は、晴天率の高い１０月、１１月の２カ月で１万３，３６７人の利用がありましたので、今年度もこれからの時期に利用者が増えると予想をされます。

次に、富士山以外の山々が見ることができる眺望場所の整備についてです。

ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスのある新道峠からは、日本で標高が第２位の北岳や第３位の間ノ岳を含む南アルプスなども望むことができます。

これらの山々の眺望場所の整備は、ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスの魅力を向上させるものと考えます。

現在、すずらん群生地駐車場の整備、アクセス道路の拡幅工事を実施しています。これらを含めたＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスが完成したあと、新たな展望場所の整備を検討したいと考えています。

次に、すずらん群生地駐車場に売店や休憩所の設置についてです。

今年度、観光客の利便性を向上するため、山梨県の富士の国やまなし観光振興施設整備補助金を活用し、すずらん群生地駐車場にバイオトイレを整備しています。

地域の魅力の発信や特産品のＰＲなどを目的とした売店や休憩所の設置については、類似施設の状況などを参考にし、民間企業や地域観光協会などによる出店など様々な面から検討してまいります。

次に、すずらん駐車場までの道路の拡幅についてです。

ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスまでのアクセス道路のうち、県道富士河口湖芦川線の芦川大橋から林道蕪入沢上芦川線までの市道２－６４号線および７０３３号線について、拡幅等の事業を行っており、すずらん群生地駐車場が送迎バスの発着所として利用できるよう整備を行っています。

今年度、すれ違いの難しいカーブ箇所は、拡幅設計および工事を、直線箇所は、大型バスがすれ違いのできる待避所の設計を実施しています。

続きまして、世界農業遺産登録後の取り組みについてのご質問のうち、まず本市の農家戸数、農業従事者の１０年間の推移についてです。

農林水産省が５年ごとに農林業に関する統計調査を行う農林業センサスによると、本市の農家戸数と農業従事者数は、２０１０年が４，５２５戸、７，２１４人、２０１５年が４，０６０戸、６，０５６人、２０２０年が３，６１２戸、５，０６４人となっており、いずれも減少しています。

次に、世界農業遺産登録によるメリットについてです。

世界農業遺産への登録は、峡東地域の認知度が国内外でさらに高まること、これまで以上に農産物や加工品のブランド化が進むこと、農業者以外の住民も地域への愛着や誇りを持つことなどにつながるものと考えます。

農業振興のみならず観光振興にも大きな影響を与え、本市の地域資源への関心が高まると期待をしています。

次に、世界農業遺産を活用した今後の展開についてです。

世界農業遺産登録以降、市場や百貨店においても、世界農業遺産の地で生産された果物として、本市の桃やぶどうの宣伝活動を行っており、今後も積極的にＰＲに努めていきます。

また、本市を含む峡東地域の扇状地を利用した伝統的な農業が世界農業遺産として登録されていることを多くの人に知ってもらい、世界農業遺産をきっかけに本市を訪れてもらえるよう、農家民泊や農業体験を組み込んだツアー造成などにも取り組み、本市の農業振興および観光振興につなげていきます。

さらに、本市と山梨市、甲州市、山梨県で構成する峡東地域世界農業遺産推進協議会と連携し、世界農業遺産に関する討論会や意見交換会の開催、小学生向け副読本の配布などを行い、世界農業遺産に登録された地域農業について、市民の皆さまの理解が深まるよう取り組んでいきます。

続きまして環境推進対策についてのご質問のうち、まず、ごみ袋手数料の減額以降、生活系可燃ごみ排出量の増減についてです。

昨年１０月から本年８月までの排出量は８，０４８トンで、前年同月期の排出量７，９７９トンに比べ、０．８６％の増加となり、ほぼ横ばいの状況にとどまっています。

コロナ禍では、在宅時間が長くなり、生活系可燃ごみが増加する傾向にあると言われていますが、ほぼ横ばいの状況は、市民の皆さまがごみ袋の減額改定前と変わらず、ごみの減量化に継続して取り組んでいただいている成果であると考えます。

次に、令和４年度のごみ袋手数料の内訳および原油高騰による製造原価の値上がりへの今後の対応についてです。

１枚１５円の４５リットル袋の内訳は、ごみ袋の作成費が約９円、販売等委託料が４円、消費税を除き、残りの２円弱をごみの処理費や行政区への資源物回収奨励金、乳幼児への無料配布、不法投棄監視カメラ・防止看板の購入費、ボランティア清掃、在宅寝たきり高齢者や在宅障がい者等に対する紙おむつ助成などの事業に充当をしています。

また、ごみ袋は石油製品であることから、製造原価において、原油高騰の影響は少なくありません。本市では毎年、見積比較により製造業者を決定しており、製品の質は維持しながら少しでも安価に調達できるよう努めています。

今後も発注方法の検討や委託料の精査等を進めていくことにより、現状の手数料内で各事業が継続して実施できるようにしていきます。今後の世界情勢によっては、更なる原油価格の高騰が否定できないため、動向を注視していきます。

次に、医療費の増加に伴う健康対策についてのご質問のうち、まず国民健康保険被保険者の特定健診の受診率についてです。

本市の特定健診の受診率は、平成３０年度が４８．３％、令和元年度が５０．３％、令和２年度が４１．６％、令和３年度が４４．１％でした。

令和２年度および令和３年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により受診率の

低下がみられました。

次に、特定健診未受診者への対応についてです。

市では、毎年２月頃に全世帯宛てに各種健診希望調査表を郵送しており、調査表が未提出の方、提出していても特定健診を希望していない方および未回答の方に対し、個人通知で受診勧奨を行い、毎年特定健診を受診することが重要であることを周知しています。

次に、特定健診結果を生かした医療費抑制の取り組みについてです。

特定健診受診者の健診結果をもとに、医療機関への受診勧奨や特定保健指導、糖尿病予防教室や腎臓病予防教室など生活習慣病重症化予防について、様々な取り組みを行っています。

今後も、健康寿命の延伸および医療費の削減を目指して、取り組んでまいります。

次に、国民健康保険被保険者の医療費を抑制するための取り組みについてです。

市では、特定検診および人間ドック事業の実施、広報紙の特集記事などを通じた、ジェネリック医薬品の利用促進に向けた啓発活動、健康的な生活習慣を身につけるきっかけづくりとして、健診や健康教室等の参加者にポイントを付与し、５０ポイントを集めた方に記念品を贈呈する健康ポイントラリーを実施しています。また、保健師による生活習慣病重症化予防に向けた教室の開催や訪問指導のほか、複数の医療機関から同じ効能の薬が重複して処方されている方に対しては、通知や戸別訪問による指導など、医療費抑制に向けた様々な取り組みを行っています。

山梨県国民健康保険団体連合会と連携した、ジェネリック医薬品使用促進テレビＣＭ、特定健診受診率向上啓発ラジオＣＭなどの啓発活動を行っています。

次に、後期高齢者医療保険加入者の健康診査の受診率についてです。

本市における後期高齢者医療保険加入者の健康診査の受診率は、平成３０年度が１９．６％、令和元年度が２０．５％、２年度が１７．１％、３年度が１７．３％でした。

特定健診と同様に、令和２年度および３年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により受診率の低下がみられました。

後期高齢者は、かかりつけ医で健康管理を行っている方が多いため、令和３年度から、かかりつけ医でも健康診査が受けられるように個別健診を導入して、受診率の向上に努めております。

次に、高齢者の介護予防や健康対策についてです。

高齢者自身が、介護予防に取り組む事業として、運動機能の向上や健康づくりを目的に、百歳体操、やってみるじゃん、楽笑塾、ウォーキング教室などの介護予防教室を実施をし、多くの高齢者が参加しています。

また、令和３年度から、後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、健康診査の結果や医療レセプトなどのデータを分析した上で、対象となる介護予防を必要とする高齢者を抽出し、直接、個別支援や集団支援を行う、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する事業に取り組んでいます。

これらの事業は、健康な高齢者が増え、医療費の抑制に寄与するものと考えられるため、高齢者の介護予防、健康対策の一環として、今後も積極的に取り組んでまいります。

続きまして生活保護者の自立についてのご質問のうち、まず生活保護に係る受給世帯数と受給者数および過去５年間の動向についてです。

令和４年８月末現在の受給世帯数は６５６世帯、受給者数は７７７人です。

過去５年間の年度末の状況は、平成２９年度が５２６世帯６４４人、３０年度が５４７世帯６７０人、令和元年度が５６８世帯６８１人、２年度が６１１世帯７３８人、３年度が６５２世帯７８３人となっており、５年間で１２６世帯１３９人増加をしました。

次に、令和３年度生活保護費とその内訳および国との負担割合についてです。

生活保護費支給事業に係る扶助費は、総額１３億７，０４０万円で、内訳は、住宅扶助や教育扶助を含む生活扶助費が５億８，８５０万円、医療扶助費が７億３，４３０万円、介護扶助費が４，７６０万円です。

生活保護費支給事業に係る負担割合は国が４分の３、市が４分の１です。

次に自立支援などの取り組みについてです。

生活保護からの自立には、経済的自立を図る就労の自立、健康および生活管理を行う日常生活の自立、社会的なつながりを回復、維持する社会生活の自立があり、市のケースワーカーがハローワーク等関係機関と連携を図り、個々の状況に適した援助方針の作成や生活指導を行っています。

今後も、受給者一人ひとりに寄り添い、自らの力で生活できるよう、引き続き自立支援に取り組んでまいります。

続きまして少子化が進展する中、子育て世代を支援する取り組みの充実についてのご質問のうち、まず出産費用の公的負担と妊産婦の費用負担についてです。

出産育児一時金は、国民健康保険や協会けんぽなど、健康保険の種類の区別なく、原則として一子当たり４２万円が支給されます。

医療機関によっては、出産費用が５０万円以上となる場合もありますが、出産育児一時金を超過した分については、妊産婦の負担となります。

次に、出産費用の一部を市が負担し、子育て家庭の経済的負担を軽減する考えについてです。

国が令和５年度から出産育児一時金を増額する方針を示していることもあり、現在、出産費用に係る市独自の助成は考えていません。いくら増額となるかなど詳細が不明なことから、国の動向を注視してまいります。

次に、今後の子育て世代を支援する取り組みについてです。

子育て支援の一層の強化および事務事業の効果的な実施を図るため、新たに子供すこやか部を創設してから、半年が過ぎようとしています。

本年４月からは、市立保育所に通う園児の保護者の育児負担の軽減を図るため、ご飯などの主食も提供する完全給食を実施したほか、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、当初、令和５年４月からとしていた、子どもすこやか医療費助成の対象拡大の開始時期を令和４年１１月に前倒しするなど、子育て家庭の支援の充実を図っております。

また、コロナ禍における物価高騰による子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、今定例会に、令和４年１０月から令和５年３月まで、市内の小中学校、保育所等の給食費を無償化するための関係予算を計上したところです。

今後も、妊娠前から妊娠・出産、子育て期にわたって切れ目ない相談体制や子育て支援施策の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいります。

続きまして全国学力・学習状況調査についてのご質問のうち、まず調査の意義についてです。

本調査の意義は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することで、教育施策の検証と改

善を図り、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることにあります。

次に調査結果をどのように捉え、活用していくのかについてです。

本市の全国学力・学習状況調査の結果は、全国の平均正答率とほぼ同等となっています。学力調査の結果では、計算問題などの基礎的な学力は定着してきていますが、読み取った情報をもとに自分の考えを書く記述式の問題を解く力に課題が見られます。また、学習状況調査の結果では、地域行事への参加や困っているときに進んで助けるなど、多くの項目で肯定的な回答が多かった一方で、自己肯定感に関する項目に課題が見られます。

調査の結果を受け、課題が見られる項目の改善につなげるため、根拠に基づいて自分の意見を話したり書いたりする学習活動や、達成感が得られる集団活動を充実させるなど、今後の教育活動の改善に努めていきます。

次に、個性を尊重した教育についてです。

国は、全国学力・学習状況調査で測定できるのは、学力の特定の一部分であること、序列化や過度な競争が生じないように十分配慮することを実施要領で示しています。

また、現行の学習指導要領では、一人ひとりの理解状況や能力・適性に合わせた学びを行うことの必要性が強調されています。

こうしたことから、児童生徒の個性を尊重し、一人ひとりの長所や可能性を生かしながら、きめ細かな指導や支援を行っていくことが必要と考えます。

続きまして、学校教育に係る経済的負担軽減についてのご質問のうち、まず全国または県内の就学援助の状況についてです。

公立小中学校において、令和２年度に就学援助を受けている児童生徒数は全国で１３３万３，７３２人、就学援助率は１４．５％です。山梨県では５，５８４人、就学援助率は９．８％です。

次に、本市の就学援助の状況についてです。

本市の就学援助を受けている児童生徒数は、令和２年度は５６６人、就学援助率は１１．６％です。

給付対象経費は、給食費、学用品費、校外活動費等で国が示す支給単価に基づいて支給をしています。

次に、県内の学校給食無償化の状況についてです。

学校給食を無償化している市町村は、２市、５町、５村の１２市町村です。このほか、令和４年度は３市、１町の４市町において、期間限定で学校給食無償化を実施しています。

次に、本市における学校給食無償化についてです。

本市においては、学校給食の無償化は実施していませんが、コロナ禍や物価高騰による保護者の経済的負担を軽減するため、令和４年１０月から令和５年３月までの６カ月間について無償化することとし、今定例会に関係予算を計上したところです。

なお、学校給食の無償化については、学校給食法で食材費等を保護者の負担とすることを定めているため、現時点では考えていませんが、他市の状況を踏まえ総合的に判断していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑・質問はありませんか。

荻野謙一君。

○９番議員（荻野謙一君）

多岐にわたり、質問、要望等を含めて述べましたが、市長には前向きな答弁、本当にありがとうございます。いろいろまた検討した中で、ぜひとも積極的な市政運営をしていただけることをよろしくお願いいたします。

笛新会を代表しての質問であり、市民の意見等を含んだ質問でありますので、よく職員の皆さん、市長も含めた中で検討をよろしくお願いいたします。

笛吹市が未来に向かって称賛されるよう、市長をはじめ、職員の皆さまには重ねてよろしくお願い申し上げます。

市民の安全・安心と財産を災害から守るため、若者世代、若者世帯が働きやすい環境、子育てしやすい環境を目指すまちづくりをぜひお願い申し上げます。

また、管理教育、偏差値教育でなく、児童生徒がのびのびとした個性豊かな他人のためになる、思いやりある心を育てる教育を、またお願いしたいと思います。

最後に、それぞれの課題に対して、今後も是々非々の立場から、市民を代表して取り組んでまいりますので、よろしくお願いします。

以上で、笛新会を代表しての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、笛新会の質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午前１１時３０分といたします。

休憩　　午前１１時２１分

再開　　午前１１時３０分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に清心会、落合俊美君の質疑および質問を許可します。

落合俊美君。

○２番議員（落合俊美君）

議長の許可をいただきましたので、清心会を代表しまして質問いたします。

清心会の落合です。

２０２０年１０月執行されました市議会議員選挙におきまして、当選しました新人議員４人で新しい風の会、新風会を結成し、本年７月３１日まで活動してきましたが、諸般の事情により解散し、８月１日より３名で清い心の会、清心会を結成しました。

山下市長の掲げる「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」づくりの推進、市民生活向上になお一層努力する所存でございますので、ご支援・ご指導、よろしくお願いをいたします。

それでは最初に、令和３年度決算関係についてお伺いいたします。

令和３年度につきましては、浅川中学校の長寿命化改修工事、みんなの広場整備事業、新道

峠展望台環境整備事業等大型事業の完成、また新型コロナ感染症対策事業、笛吹消費喚起キャンペーン、「ハートフルタウン笛吹！商品券事業」など、経済対策などが執行され、昨年度に引き続き大型決算となりましたので、以下、伺います。

（１）どの事業も大変重要な事業ですけれども、市長が特に成果が上がったと思う事業は。

（２）令和３年度決算一般会計の市税に５億円以上、また、国保特別会計に２億７千万円以上の多額の収入未済額がありますが、その対応は。

（３）令和３年度決算一般会計の市税に９千万円以上、また、国保特別会計に３，６００万円以上の多額の不納欠損額がありますが、不納欠損とした主な理由、または原因は。

（４）市長就任後増加した主な基金は。また、どのくらい増加したか。令和３年度において、基金を充当した主な事業は。

（５）市長就任時の公営企業会計を含めた地方債残高と、令和３年度決算時点との比較は。また、地方債を充当した令和３年度の主な事業は。

次に、農作物、特に桃、ぶどうの盗難防止対策について伺います。

本年５月頃より発生しています盗難事件は、農家の皆さまが１年間かけて丁寧に育てた桃、ぶどうが収穫期の前に、大量の盗難にあいました。行政、農協、警察、消防団、警備会社、ボランティアの方々の努力がありまして、８月１１日の新聞では、警察が外国人の方を取り調べているとのことで少しは安心できるかと思いますが、まだ事件が全面解決していません。

８月２１日には、石和町四日市場地区において、シャインマスカットの盗難がありました。今後いつ、同様のような事件が起こるかもしれませんので、経過と今後の対策について伺います。

（１）行政で把握している盗難被害状況と推定被害額は。

（２）盗難防止対策として、市はどのような対応を講じてきたか。

（３）盗難防止ボランティアには、どのような団体が協力しているのか。

（４）今後、市としてはどのような対策の考えを持っているのか。

次に、多目的芝生グラウンド計画について伺います。

山下市長就任後、第二次笛吹市総合計画における市の将来像を「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」として、その実現に向けて施策の展開を図っていると承知しています。今回多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会を立ち上げるには、それなりの経過もあると思います。また、本事業計画は以前より多くの関係団体より建設の要望を受けているとも伺っておりますので、以下伺います。

（１）本事業については、長年の懸案事項と伺いますが、今までの経過は。

（２）どの団体から何人の要望があったのか。

（３）多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会を設置した目的は。

（４）検討委員会のメンバー構成は、どのような基準で選考したのか。

（５）検討委員会が５回開催され、まとめた結果について、意見交換会を３会場で実施したが、それぞれの参加人数は。また、その際に参加者から出された主な意見はどのような意見か。

（６）検討委員会でのまとめとして、敷地面積５万平方メートル以上が見込まれています。この施設を建設するとしたら土地代は含まず、他の自治体の施設を参考とした概算事業費の試算として１４億７，２００万円と示されていますが、財源はどのように考えていますか。

（７）今後のスケジュールは。

次に、有料指定ごみ袋およびごみ減量関係について伺います。

私たちが日々生活していく上で、ごみ問題は避けて通れません。ごみ減量推進への取り組みは、環境への負荷を低減させ、天然資源の消費を抑制し、持続可能な循環型社会を構築するために重要な取り組みだと思います。平成１６年から「やってみるじゃんごみ減量５３％」の計画をし、平成１８年度より実施したごみ減量計画がある程度減量したこと、また、廃棄物減量等推進審議会からの答申により、有料指定ごみ袋が令和３年１０月より半額になりましたが、現在、ごみの減量はどのような状況となっているのか伺います。

（１）有料指定ごみ袋の減額に伴い、各地区への奨励金に変更があるのか。

（２）生ごみ処理機補助金限度額のアップに伴う補助金申請の状況と、今後のＰＲは。

（３）可燃ごみの量は現状と平成１６年対比、どのくらい減量となっているのか。

（４）市内から出てくる可燃ごみを処理する費用は、運搬費を含め年間どのくらいか。

次に、大坪地区浸水対策事業について伺います。

令和３年第１回定例会でも質問しましたが、再度、大坪地区浸水対策事業について伺います。

大坪地区の住民は、一日も早い完成を望んでいると思います。平成２５年度より工事に着手し、現在１０年目を迎えています。皆さんご存じのとおり、大坪地区は境川町でも一番標高が低く、上流からまとまった雨水が流れ込み、場合によっては淀み、住宅付近まで浸水したこともあります。１万９千トンの用水量が確保できる調整池と揚水機２機が設置されていますが、最近では台風、大雨もありませんので、本事業の成果がまだ分かりませんが、令和元年の台風１９号においては、以前とほとんど変わりがありませんでした。本事業の早期完成により大坪地区の皆さまが一日も早く安全で安心して生活できるよう望みながら以下伺います。

（１）本事業の目的は。

（２）令和３年度までの土地代を含む総事業費と事業内容は。

（３）令和４年度の事業計画と事業費の財源内訳は。

（４）排水に伴う大坪尻川改修または浚渫について、甲府市との協議はどのように進んでいるのか。

（５）工業団地の末端は、調整池の近くで大坪尻川に放流すると逆流の恐れがありますが対応策は。

（６）本事業の完成予定は。

次に、藤垈地区畑地帯総合整備について伺います。

境川町藤垈地区は、境川町の中でも農業従事者が多い地域です。農業で生計を立てている方々で土の会を結成し、農業経営の意見交換を行っています。

また、全戸加入の藤垈を良くする会という組織もあります。藤垈を良くする会は、約１０年ほど前に結成し、歴代区長経験者が役員となっている組織だと伺っています。

当地区は、農業に対する思いは大変熱いものがあると感じています。今後の農作業を効率的かつ安定的な農業経営を確保するために農道を新設、換地等を行う畑地帯総合整備事業を導入したと思います。事業開始から１０年経過していますので、事業内容および経過等について伺います。

（１）本事業の目的は。

（２）事業費に対する負担割合は。

（３）平成２４年度から事業実施しているが、これまでの進捗率は。

（４）今年度、計画変更を行う予定だと伺っておりますけれども、どのように変更となるのか。

（５）畑地帯総合整備事業に係わる藤垈地区の要望は予定どおり推進できているのか。

（６）事業完成年度は。

次に、連携中枢都市圏について伺います。

政令指定都市や中核市など圏域の中心都市が近隣自治体と連携し、人口減や少子高齢が進む中でも一定の圏域人口を有し、社会経済を維持するための拠点を形成する構想で以前より検討してきました連携中枢都市圏は、甲府市を中心として笛吹市、甲州市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、中央市、昭和町の１０市町による都市圏形成の第一歩となる連携中枢都市宣言を行い、やまなし県央連携中枢都市圏推進協議会を発足しましたが、内容について伺います。

（１）連携中枢都市圏を形成する最大の目的は。

（２）想定される連携事業とは。

（３）笛吹市としてのメリットは。

次に、在宅寝たきり高齢者歯科健診について伺います。

人生健康で健やかに生活できることを望んでいますが、病気等で寝たきりになってしまう方もいます。介護は家族の方、また、ヘルパーさんをお願いしていると思いますが、在宅寝たきり高齢者が「歯の調子が悪く食べものを思うように食べれない」、「義歯が合わない」など悩みを持っていても歯科医院に通うことができませんので、在宅寝たきり高齢者の歯科健診について以下伺います。

（１）在宅寝たきり高齢者の数は。

（２）在宅寝たきり高齢者歯科健診には、どのような制度があるのか。

（３）現状、在宅寝たきり高齢者歯科健診はどのように対応しているのか。

（４）今後、在宅寝たきり高齢者の歯科健診をどのように周知するのか。

最後になりますけれども、地域密着型介護施設入居状況について伺います。

日本人の平均寿命は男性８１．６４歳、女性８７．７４歳です。誰もが元気ですこやかに人生を過ごすことを望んでいます。しかし、病気等により生活をするのに家族、またヘルパーさん等の支援を受けなければ生活できない方もいます。また、状況が進行すると介護施設に入居を希望する方もいると思います。地域密着型介護施設は、その地域の方しか入居できない施設だと思いますが、待機者が大勢いるとの情報もありますので以下伺います。

（１）地域密着型介護施設入居基準は。

（２）市内に地域密着型介護施設は何施設あるのか。

（３）市内で地域密着型介護施設への入居を待っている方は何人ぐらいいるのか。

（４）市として待機者人数を減らす対策は。

以上、伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

清心会、落合俊美議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに令和３年度決算関係についてのご質問のうち、まず令和３年度事業において、特に成果があった事業についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中、令和３年度は、市民の命を守ることを最優先と考え、ワクチン接種事業をはじめとする感染防止対策を徹底して講じてまいりました。

さらに、感染症の影響により、生活が困窮する世帯や厳しい経営が続く事業者に対しまして、様々な生活支援、事業者支援対策を展開し、家庭での生活基盤の維持と地域経済の下支えを行ってきたところです。

また、令和元年度に大発生しましたモモせん孔細菌病は、地域ぐるみの一斉防除が効果的であると考え、３年にわたり薬剤費の助成を行い、一斉防除を推進したことで、ほぼ収束されることができました。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響で大きく落ち込んだ地域経済を活性化するため、反転攻勢に向けた事業に注力をしました。

その中で、笛吹みんなの広場オープニングイベント開催事業は、盛大なオープニングイベントが実施できました。広場利用の一例を市としてお示しすることができ、その後における各種集客イベントの開催につなげられたと考えております。

また、新道峠展望台整備事業では、ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスを中心とした、本市の新たな観光拠点のＰＲに効果的に取り組めたことで、観光客誘致につなげることができたと考えています。

さらに、ふるさと納税は、職員の努力もあり、寄附受入額が過去最高の２４億７，８９１万円となり、本市のＰＲにも大きく寄与することができたと考えています。

次に、市税および国民健康保険税の収入未済額の対応についてです。

令和３年度の新たな取り組みとして、督促状に「滞納処分の前提となる旨」の書面を同封したことや催告書は送付時の封筒の色を赤や黒などの色に変更して、危機意識を喚起するよう工夫をし、納税を促すとともに、納税者が納付しやすい環境の整備としてスマートフォンアプリによる収納を開始しました。

また、財産調査により、財産がある場合は、預金や給与、生命保険などの債権差し押さえ、動産や不動産の公売を実施し、換価代金を税へ充当をしました。

さらに、山梨県総合県税事務所から派遣されている職員２人の助言をもとに滞納整理を行い、県税事務所との共同催告、給与先催告、タイヤロック予告催告など、財産の種類に応じた催告を実施をしました。

このほか、市職員を県税事務所へ派遣をし、徴収技術の習得を図るとともに、滞納整理を迅速に行うため、山梨中央銀行の預金差し押さえを、現行の文書送達による方法からオンライン方式へ切り替えをしました。

令和４年度からは、市税滞納者の預金調査については、現行の金融機関に文書を郵送する方法をオンライン方式に切り替え、事務の更なる効率化を図っています。

また新たな滞納を生じさせないことに注力し、令和３年度の現年課税分の収納率は、市税が９９．１％、国民健康保険税が９７．１％となりました。

今後も滞納解消に向けて、国税徴収法および地方税法の規定に基づき、財産調査の上、差し押さえなど滞納整理業務を効率的に、効果的に実施してまいります。

次に、市税および国民健康保険税の不納欠損とした事由についてです。

不納欠損には、３つの事由があります。まず、地方税法第１５条の７の規定に基づく滞納処分の執行停止から３年経過により徴収権が消滅した場合、次に即時消滅に該当した場合です。これらは、滞納処分できる財産がない場合や滞納者が存在しない場合のものです。

次に、地方税法第１８条の規定に基づく５年時効による徴収権の消滅に該当した場合です。これは、差し押さえに向けた財産調査や実態調査に時間を要し、５年時効となってしまったものです。

次に、市長就任後増加した基金と増加額、令和３年度の主な基金充当事業についてです。

私が市長に就任して以降、特に増加した基金は、まちづくり基金で、就任した平成２８年度の決算における基金残高は２億３，７００万円に対し、令和３年度決算の基金残高は３７億９９万円となり、３４億６，３９９万円増加することができました。

令和３年度の基金充当事業については、まちづくり基金をモモせん孔細菌病防除対策事業や、ふるさと納税の事務費などに充当し、公共施設整備等基金を浅川中学校校舎等改修事業や石橋工業団地基盤整備事業などに充当しました。

さらに、芦川地区過疎地域活性化１号基金および２号基金を新道峠展望台整備事業に充当をしました。

次に、市長就任時の公営企業会計を含めた地方債残高と令和３年度の決算との比較、令和３年度の主な充当事業についてです。

私が市長に就任した平成２８年度の決算における公営企業会計を含めた地方債残高は６９０億１９５万円でした。令和３年度決算の地方債残高は５９６億９，０６５万円となり、９３億１，１３０万円減少することができました。

令和３年度に地方債を充当した主な事業としては、笛吹みんなの広場整備事業、浅川中学校校舎等改修事業、県営畑地帯総合整備事業、新山梨環状道路関連道路整備事業などです。

続きまして農作物、特に桃、ぶどうの盗難防止対策についてのご質問のうち、まず盗難被害状況と推定被害金額についてです。

市内における桃、ぶどうの盗難被害で、市が把握している件数は６件、被害金額は約３１０万円です。

次に、市の盗難防止対策についてです。

市では、６月１７日に笛吹市議会、笛吹警察署、消防団、農業委員会、ＪＡによる果実の盗難防止対策に関する連絡会議を開催し、盗難防止に向けた協力体制を確認をしました。

これまでに、消防団の協力による地域の巡回、防災行政無線による、桃やぶどうの盗難防止のための注意喚起や、盗難防止のための看板を約３００枚作成し、ＪＡなどを通じて設置して、盗難防止に取り組んでまいりました。

次に、盗難防止のボランティア団体についてです。

災害時に四輪駆動の軽自動車等で支援活動を行うＮＰＯ法人山梨県地震対策四駆隊と、多文化共生や環境保全などに取り組んでいるＮＰＯ法人国際協力宮川道場の２団体が、笛吹警察署から委嘱を受け、盗難防止のための夜間パトロールに協力をしていただきました。

次に、今後の対応についてです。

果実盗の被害を抑止するためには、面的に不審者を監視する盗難防止システムが有効であると考えます。

早期にシステムを開発し、導入できるよう取り組んでまいります。

続きまして、多目的芝生グラウンド計画についてのご質問のうち、まずこれまでの経過についてです。

芝生グラウンドの整備については、１５年ほど前、当時の市政において、合併特例債を用いた大型事業を計画した際、石和温泉駅および周辺整備、バイオマスセンターの建設、砂原橋の架け替えおよび道路整備、多目的ホールの建設、八代ふるさと公園の周辺整備とともに、芝生のサッカー場の建設という構想がありました。

市長が代わり、私の前の市長のときも、主に既存施設を利用した芝生グラウンド１面の整備について検討が行われました。

このように、私が市長に就任する以前から、芝生グラウンドの整備について関係団体からの要望があり、整備に向けた検討が行われていましたが、いずれの計画も思うように進まず、芝生グラウンドを整備するには至りませんでした。

私が市長に就任したあとの令和元年５月から令和２年２月までには、スポーツ団体など１５団体から整備について要望書が提出され、こうした多くの要望を重く受け止める中、令和３年度当初予算に多目的芝生グラウンドの整備に向けた基本計画の策定支援業務を予算計上しました。

令和３年１０月１１日には、笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会を設け、基本計画の策定について諮問を行い、令和４年８月２４日までに７回の会議が開催をされました。検討委員会は、基本計画案の策定に向け熱心な審議を重ねられ、８月３１日には、答申をいただきました。

次に、どの団体から何人の要望があったかについてです。

令和元年度以降、笛吹市サッカー協会、笛吹市ラグビー協会、笛吹市グラウンドゴルフ協会、笛吹市ゲートボール協会、笛吹市陸上競技協会、笛吹市ターゲットバードゴルフ協会、笛吹市小中学校体育連盟サッカー専門部、笛吹市保育協議会私立部会、一般社団法人笛吹青年会議所、笛吹ロータリークラブ、笛吹ライオンズクラブ、山梨県立笛吹高等学校、峡東地区指導者連絡協議会、山梨県フライングディスク協会、山梨ブラインドサッカークラブの１５団体から要望書が提出されています。

笛吹市サッカー協会からは３，２８５人、笛吹市ラグビー協会からは１，２８９人、一般社団法人笛吹青年会議所からは２，５００人の署名を添えた要望書の提出がありました。

次に、多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会を設置した目的についてです。

検討委員会は、多目的芝生グラウンドの整備に向けた基本計画の策定に関し、市民の皆さまのご意見を伺いながら、必要な事項を調査検討するため、設置をしました。

次に、検討委員会のメンバー構成についてです。

検討委員会の委員は、笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会設置条例に基づき、学識経験者、関係団体代表者、市職員で構成をしました。

スポーツ振興、地域振興、スポーツ・ツーリズムなどに見識のある学識経験者４人、市内のスポーツに関わる団体のほか、地域の高齢者の利用や利用者の宿泊などを見据えた関係団体の代表者７人および市職員１人の計１２人としました。

次に、市民との意見交換会の３会場それぞれの参加人数および出された意見についてです。

市民との意見交換会への参加人数は、６月２８日のスコレーセンターが１００人、７月６日のスコレーセンターが７２人、７月１２日のいちのみや桃の里ふれあい文化館が８６人でした。

延べ２５８人が参加し、そのうち２７人から２９件の意見がありました。その内容は、早期

の整備を望む意見が多く、そのほか、中学校における運動部活動の地域移行への対応に係る意見や、グラウンドの附帯設備、スポーツ・ツーリズムに関するものなどでした。

次に、整備に当たっての財源についてです。

整備に当たっては、市の財政負担を軽減するために、国の補助金や交付金などを活用しながら、ふるさと納税でご寄附いただいた寄附金を積み立てたまちづくり基金を使って整備をすることを考えています。

次に、今後のスケジュールについてです。

市において策定する基本計画は、検討委員会から出された基本計画案をもとに検討を進め、議会での議論を経て、令和５年１月の策定を目指しています。

続きまして、有料指定ごみ袋およびごみ減量関係についてのご質問のうち、まず有料指定ごみ袋の減額に伴う各地区への奨励金の変更についてです。

市では、各行政区に対し、従来どおり、集めた資源物１キログラム当たり７円を基本に、原則１回の収集につき１万円を加算して資源物回収奨励金を交付しています。

この事業は、ごみの分別およびリサイクル意識の高揚を図るとともに、ごみの減量化につなげることを目的としています。また、環境にやさしい循環型社会を目指す観点からも、有効な事業と考えており、現時点で、ごみ袋販売手数料の減額による行政区への奨励金の変更は考えていません。

次に、生ごみ処理機補助金限度額のアップに伴う補助金申請の状況とＰＲについてです。

昨年１０月１日からの、ごみ袋販売手数料の減額に伴い、ごみ減量施策の１つとして家庭用生ごみ処理機等補助金を拡充しています。令和２年度は８５件でしたが、昨年度は１２９件と約１．５倍となっています。

可燃ごみの約４３％を占める生ごみを減量することが、可燃ごみ全体の減量化に直結することから、生ごみを家庭から出さないことを目標に、市の広報紙やホームページ等で周知し、処理機の普及を進めることで、さらに排出抑制を図っていきます。

次に、平成１６年度対比で可燃ごみがどのくらい減量しているかについてです。

平成１６年度の生活系可燃ごみの収集量１万５，７２４トンに対し、昨年度の収集量は９，８０７トンであったことから、約３８％の削減が図られています。

次に、運搬費を含めた可燃ごみの処理費用についてです。

昨年度、市内から排出された廃棄物の収集・運搬・処理に要する総費用は約３億２千万円でした。このうち、生活系可燃ごみに要する費用は１億３，６００万円となっています。

続きまして大坪地区浸水対策事業についてのご質問のうち、まず本事業の目的についてです。

浸水常襲地域であった大坪地区の排水能力の向上と、笛吹川の水位上昇による逆流を防ぐことが事業の目的です。

次に、令和３年度までの事業費と事業内容についてです。

令和３年度までの事業費は約８億５千万円で、調整池、小堤防道路６４５メートルおよび排水路３３４メートルの工事を終えています。

次に、令和４年度事業計画と事業費の財源内訳についてです。

令和４年度は、南側水路に係る樋門整備および水路改修工事を予定しています。事業費として約７千万円を計上し、財源内訳は、地方債５，２５０万円、基金繰入金１，７５０万円です。

次に、大坪尻川改修または浚渫に係る甲府市との協議についてです。

甲府市との協議結果、今年度から令和６年度までの３カ年をかけて、甲府市が浚渫工事を実施する予定となっています。

次に、調整池に近い工業団地での対策についてです。

企業立地に対する開発協議の際に、流出抑制対策を講じ、現状の流出量を大きく変えることなく排水するよう指導しています。

次に、本事業の完成予定についてです。

調整池北側の企業立地に伴う基盤整備が進んでいることから、それに合わせた事業完成を目指します。

続きまして藤垈地区畑地帯総合整備事業についてのご質問のうち、まず本事業の目的についてです。

藤垈地区の効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、必要な用排水施設、農道、区画整理などの基盤整備を行い、担い手の育成・支援を一体的に実施し、作物の生産振興および担い手の経営安定を図ることを目的としています。

事業費に対する負担割合についてです。

国が定める負担割合は、国が５０％、県が２５％、市が１０％、受益者負担が１５％です。

本市では、畑総事業の推進を図るため、受益者負担分１５％を含めた２５％を市が負担しています。

次に、平成２４年度からの進捗率についてです。

計画事業費における令和３年度末までの進捗率は４５％です。

次に、計画変更の内容および事業完成年度についてです。

本事業では、平成２４年度から令和４年度までを整備期間としていましたが、現在、県では、事業完成年度を令和８年度に延期するとともに、整備エリアを見直すため、計画変更の手続きを行っています。

次に、藤垈地区の要望を踏まえた事業の推進についてです。

藤垈地区における畑地帯総合整備事業の推進組織とは、随時、協議を行っており、地区の要望を踏まえながら整備を進めていきます。

続きまして連携中枢都市圏についてのご質問のうち、まず連携中枢都市圏を形成する最大の目的についてです。

連携中枢都市圏構想は、相当の規模と中核性を備えた中心都市が近隣の市町村と連携をし、経済成長の牽引、都市機能の集積・強化および生活関連機能サービスの向上に取り組むことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持していくことを目的としています。

次に、想定される連携事業についてです。

効率的・効果的に連携して行う事業について検討するため、観光や農業など１０の分野で分科会を立ち上げました。

観光分野では、東京圏や中部圏をターゲットとした広域観光プロモーションや構成市町の資源を結びテーマ別のツアー造成を行う連携自治体ツーリズムなどを検討しています。

農業分野では、農産物直売所を紹介するホームページやＹｏｕＴｕｂｅチャンネルの作成など、農産物の付加価値向上のためのプロモーションの推進、女性農業者を支援するための農業機械などの技術研修や農業経営に関する専門相談体制の構築など、圏域のネットワークによる

担い手支援などを検討しています。

次に、笛吹市のメリットについてです。

人口減少や少子高齢化により、市町村は共通する課題を有していますので、連携中枢都市圏の構成市町が知恵を出し合い、連携して課題に対処できることがメリットだと考えます。

続きまして、在宅寝たきり高齢者歯科健診についてのご質問のうち、まず在宅寝たきりの高齢者の数についてです。

令和４年４月１日現在、６５歳以上の在宅寝たきり高齢者の数は、１日中ベッドの上で過ごし、排せつ、食事などの介助を必要とする高齢者９６人と、日中ベッド上での生活が中心となるが、排せつ、食事などはベッドから離れて行うことができる高齢者７３０人を合わせた８２６人となります。

次に、在宅寝たきり高齢者の歯科健診の制度および在宅寝たきりの高齢者の歯科健診の対応についてです。

現在、在宅寝たきり高齢者に対する歯科健診の制度はありませんが、介護保険サービスの居宅療養管理指導において、歯科医や歯科衛生士が自宅を訪問し、義歯の洗浄等を含めた口腔内の健康管理を行っています。

また、県の委託事業として、山梨県歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置しており、歯科医院へ通うことが困難な方の相談対応や、在宅歯科診療等を実施している歯科医院の紹介を行っています。

次に、在宅寝たきりの高齢者の歯科健診の周知についてです。

介護支援専門員等に対し、山梨県歯科医師会が設置する在宅歯科医療連携室や在宅歯科診療についてのパンフレットなどを配布するとともに、市の広報紙やホームページで周知を行っています。

続きまして地域密着型介護施設入居状況についてのご質問のうち、まず地域密着型介護施設の入居基準についてです。

入居型の地域密着型介護施設には、日常生活の介護が受けられる特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等で介護が受けられる特定施設、認知症の方が入居できる認知症対応型グループホームがあります。

入居基準については、特別養護老人ホームは要介護３以上の方、特定施設は要介護１以上の方、認知症対応型グループホームは要支援２以上で認知症と診断された方となります。

次に、市内の地域密着型介護施設数についてです。

市内における入居型の地域密着型介護施設の数は、特別養護老人ホームが６施設、特定施設が１施設、認知症対応型グループホームが７施設、合計１４施設です。

次に、地域密着型介護施設への入居を待っている市民の数についてです。

待機者数は９月１日現在で、３４３人です。

次に、待機者数を減らす対策についてです。

本市では、入居を希望される方の受け入れ態勢の充実を図るため、第８期介護保険事業計画において、令和５年度末までに定員２９人の特別養護老人ホーム１カ所、定員２０人の特定施設１カ所の整備を位置付けており、現在、事業者確保のための取り組みを進めているところです。

また、医療と介護の両面から支援することで、施設に入所せずとも在宅生活が継続できるよ

う、通いや訪問、泊まり、医療処置といった複合サービスを提供する定員２９人の看護小規模多機能型居宅介護施設の整備も同時に進めています。

令和５年度に策定予定の次期介護保険事業計画においても、待機者の解消に向けた取り組みを検討していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○２番議員（落合俊美君）

どうも答弁ありがとうございました。

１つ質問をさせていただきます。ごみ減量関係について再質問をいたします。

先ほどの私の質問の中で、市内から出てくる可燃ごみを処理するのにどのくらいの費用がかかりますかということに対して、廃棄物の収集、運搬、処理に要する費用は３億２千万円、うち生活系可燃ごみに要する経費は１億３，６００万円かかっているという答弁をいただきましたけれども、今後、市としてごみ減量について、どのように取り組む予定なのか伺います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

落合俊美議員の再質問にお答えをいたします。

ごみの減量化につきましては、議員のご指摘のとおり、市が引き続き取り組むべき重要課題であると認識をしております。

ごみの減量化についてはですね、分別化を推進することこそがですね、重要であるということを考えております。

市では毎年、ごみの組成調査というものを実施しております。これはごみ袋の中にどういった種類のごみが入っているかというのを調査しているんですけれども、この結果を見ますと、ごみの分別というのは、残念ながらいまだ不十分であると言わざるを得ず、市民の皆さまにより一層分別に対する意識を高めていただく必要があると考えるところでもございます。

特に生ごみは、全体の４３％を占める結果となっておりますことから、生ごみ処理機等を使って生ごみを出さないことが一番であるとは思うんですけれども、この生ごみの水分を絞る、また水切りをすることだけで、可燃ごみ全体の約５％を減量することができるというような実証実験の結果もございますことから、こういった取り組みの推進というものが大切になってくるんだろうなと考えるところでございます。

台所の生ごみから生じる水分を簡単に絞ることができる便利な水切りグッズというものも多く出ておりますことから、これをモニター等としてですね、市民の方にお渡しをして、減量施策につなげる政策につなげていきたいというような具体的な事例についても、今後、研究もしていきたいと考えるところでもございます。

以上、一例を挙げまして、答弁に代えさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○２番議員（落合俊美君）

市としても、なお一層の努力をお願いしたいと思います。

意見として言わさせていただきますが、藤垈地区畑地帯総合整備事業の関係でございますけれども、私が藤垈地区の何人かの方に伺ったところ、畑地帯総合整備事業を導入するにつけて、県道藤垈石和線の帯石橋から藤垈地区に向かう道路は勾配があり、カーブで冬場は凍結し、大変危険なので、畑地帯総合整備事業で帯石橋上流に橋を架けていただくということで多くの方が賛同したと伺っています。ぜひ、帯石橋上流に橋を架けるという方向で県と協議していただきたいと思います。

また、本事業でどうしても無理だということであれば、他の事業において検討していただくことを要望いたします。

最後に、収入未済額の件でございますけれども、市としてもいろいろな方法で取り組んでいただいておりますけれども、これからも全力で収入未済額の徴収に取り組んでいただくことを要望いたしまして、清心会の落合の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、清心会の質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後１時３０分といたします。

休憩　　午後１２時２１分

再開　　午後　１時３０分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に誠和会、小林始君の質疑および質問を許可します。

小林始君。

○１７番議員（小林始君）

誠和会の小林始です。

議長の許可をいただきましたので、誠和会を代表して通告しました内容で質問を行います。

今年２月２４日にロシアのウクライナ侵攻で両国が戦争状態となり、現在でも一進一退でまだ終戦が見えない状況となっております。

この戦争は世界中に影響を及ぼし、一次産品化の高騰、輸出入の悪化、食料不安と貧困の増大、インフレの悪化、更なる金融引き締めなど、政策不確実性を招いております。

また、死者も６万人以上や多数の負傷者も出ております。一日も早い戦争の終結と日常の平和を願うものです。

また、３年半の長きにわたり、全世界中にまん延し続けている新型コロナウイルスや、変異したウイルス株で、全世界での感染者の数は６億人を超え、死者数も６００万人を超え、いまだに猛威を振るっております。長引く新型コロナの一日も早い収束を願うものです。

それでは、通告しました質問に入ります。

はじめに、令和３年度決算状況について質問を行います。

令和３年度決算は当初予算額３５５億５千万円に対し、補正予算１５回、１０４億６千万円

の大幅な増額補正を行い、昨年に続く４００億円超の大型決算となりました。

そこで以下、決算についてお聞きいたします。

今年度、令和３年度の重点事業などに予算処置したいくつかの事業について、実施状況と成果について伺います。

１点目、子育て世代住宅取得補助事業は、本市の移住・定住を促進するための子育て世代への補助金ですが、移住者・定住者別件数と補助金額、執行率と事業導入からの傾向はどのようになったのか伺います。

２点目、次に、浅川中学校校舎等改修事業は、校舎の長寿命化による改修工事ですが、令和４年度事業にも予算計上があり、大きな予算となっていますが、１億円弱の繰り越しもあります。当初計画の進捗と具体的計画、事業費、完成予定はいつか伺います。

３点目、新道峠展望台整備事業のＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラス整備費と事業の実績、成果、決算の内訳、また、今後のツインテラスの整備運用計画はどのようになったのか伺います。

４点目、次に砂原橋周辺道路整備事業は３年度中に供用開始計画でしたが、令和３年度末の進捗状況と供用予定を伺います。

５点目、新規事業の防災体制整備事業は、地区防災計画および各世帯のわが家の災害時行動計画策定支援事業ですが、計画策定の成果と全市的普及の見込みを伺います。

６点目、昨年実施した「ペイペイ」による電子マネーの実績と成果を伺います。

７点目、空家等解体費支援事業は、適切な管理が行われていない空家等を解体するための補助金を交付する事業ですが、事業の実績と執行率、効果をお伺いいたします。

８点目、笛吹市観光振興計画は、計画期間が平成２９年より令和３年度で終了いたしました。計画が終了した事業に、令和４年度の予算付けを行うことは、計画との予算の関係はどのように考えか。また、新たな計画の策定予定を伺います。

次に、２問目として、果樹などの盗難防止対策について伺います。

例年トウモロコシや桃、ぶどうの盗難は多少ありましたが、今年は盗難件数、数量が非常に多く、６月１５日の春日居町の桃畑より日川白鳳１，４００個をはじめとして、一宮町、八代町と大量の桃が盗難に遭いました。一生懸命に育てきた桃が収穫間際に盗難に遭い、被害農家はがっかりしたでは済まないような気がいたします。

市内においても警察署、消防団、ＪＡ関係者やボランティアによる防犯パトロールで被害防止に協力をいただいたところです。

幸い、犯人も警察の努力で逮捕されたとのニュースですが、今後もシャインマスカットの盗難被害も想定される中、県では防犯カメラ導入費の補助をいち早く決定したところです。

そこで果樹、野菜の盗難防止対策についてお聞きをいたします。

１点目、新聞など報道されていない盗難事案もあると思いますが、警察、ＪＡ、市で把握している、今年の果樹、野菜などの盗難被害について、件数、被害金額はどのくらいあったのか伺います。

２点目、今回の果樹被害対策を含め、市はどのような盗難防止対策をしたのか。また、今後どのような防犯対策を考えているのか伺います。

次に３点目ですが、世界農業遺産への取り組みについてお聞きをいたします。

峡東３市は、平成２７年１０月に県やＪＡ等の関係団体と峡東地域世界農業遺産推進協議会を設立し、世界農業遺産の認定に向けて活動を行ってきました。

その結果、平成２９年３月１４日に盆地に適合した山梨の複合的果樹システムが、わが国において重要な伝統的農林水産業を営む地域ということで、農林水産大臣より日本農業遺産として認定されました。

また、令和４年６月１８日にＦＡＯ（国際連合食糧農業機関）の現地調査を受け、同年７月１８日、笛吹市・山梨市・甲州市の峡東地域の扇状地に適合した桃やぶどうを中心とした果樹農業システムがＦＡＯより世界農業遺産に認定されたと、農林水産省より発表されました。世界遺産認定のため、長年ご努力いただきました関係各位に心から感謝を申し上げます。

今回の世界農業遺産認定による今後の対応について、お聞きをいたします。

１点目、今回認定された伝統的な農業システムを次世代に継承していくために関係団体ならびに地域農業者の具体的な取り組み方法は、どのようにしていけばよいのか伺います。

２点目、次に、世界農業遺産の保全と活用に重点的に取り組む方法とは、どのようなことか伺います。

３点目、今回の認定を機に、峡東地域の魅力を国内外へＰＲし、多くの方にこの地域に来ていただくために、どのように考えているのか伺います。将来を想定すると、現在行われているワイン醸造、果樹類の加工、観光農園や直売所などの６次産業の具体的振興策は、どのようにしていくのか伺います。

次に、４問目ですが、防災対策について伺います。

毎年この時期に発生する、豪雨による河川の氾濫や急傾斜地の土砂崩れなど、全国的で広範囲に被害が拡大しておりますが、本市でも豪雨や自然災害による被害を心配するところです。

そこで本市の防災対策について、お聞きをいたします。

毎年の防災訓練で、指定避難所設営訓練が避難所を輪番に５年ほど前より行われていますが、訓練終了後の指定避難所の継続的な実施が疑問視されています。伺います。

１点目、各地区は役員が任期で交代しますが、実際に地域の役員で避難所の設営や運営ができると考えているのか。問題点は何か、伺います。

２点目、実際に被害が発生した想定での設営や運営はどうするのか。地域への指導はどのようにするのか伺います。

３点目、大規模な災害時に、市内の指定避難所で停電が発生した場合、避難者の健康管理も心配されます。夏は暑く、冬は寒いため、冷暖房が使用できないなど、停電対策の対応をどのようにするのか伺います。

４点目、毎年の豪雨のニュースでも河川の越水や、滞留で河川と道路との境界が不明となり、車の転落や浸水の場面がよく見られています。浸水時の危険箇所などの安全対策はどのようにするのか伺います。

５点目、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、国の法律改正により一部見直しがありましたが、市では従来の避難行動要支援者台帳作成から個別避難計画の作成を計画していますが、どの点が変更となり、周知はどのようにしているのか伺います。

次に５問目ですが、公共施設の省エネ対策について。

政府は、２０５０年までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

その中で、２０３０年度以降に新築する中・大規模の非住宅建築物に関し、エネルギー消費量を３０から４０％削減する目標を掲げています。建物については、空調や照明など省エネと

太陽光自家発電を組み合わせ、消費エネルギー収支を実質ゼロとするＺＥＢ化を進めており、企業や公共団体などに対し、環境省でＺＥＢに補助事業を実施しています。すでに補助金を利用した新築、改築事例もあります。

そこで、この対応についてお聞きいたします。

１点目、市では庁舎や市内小中学校での太陽光発電の設置や照明のＬＥＤ化を行っていますが、ＺＥＢに認定されるような公共施設づくりが必要と思いますがその対応について伺います。

２点目、公共施設を省エネ化することにより、災害時の大規模停電などにも避難所として安全な対応ができると思いますが、市の対応はどうか伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

誠和会、小林始議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに令和３年度決算状況についてのご質問のうち、まず子育て世代住宅取得補助事業についてです。

令和３年度の補助金交付件数は１３５件です。その内訳は、市外からの移住者が２２件、市内アパートからの定住者が１１３件です。

補助金交付額は３，９６５万円で、予算執行率は７７．５％となっています。

補助金交付件数については、事業を導入した平成３０年度から令和２年度までは増加していましたが、令和３年度は減少しています。その要因は、世界的な木材価格の高騰、建築資材不足による新築、建売住宅の建築が減ったことが影響していると考えられます。

次に、浅川中学校校舎等改修事業についてです。

具体的な計画は、既存校舎の鉄筋コンクリート躯体を強化する長寿命化改修を行い、２階建ての渡り廊下を新たに３階建てとして建て替えます。また、災害時、避難所となる体育館に多機能トイレを含む洋式トイレを新設し、併せて、技術科棟の断熱改修や部室棟の改築工事などを実施します。

進捗状況は、体育館のトイレ新設、技術科棟の断熱改修、部室棟の改築工事など、令和３年度に完了しています。校舎の長寿命化改修工事などは、計画どおり施工中です。

総事業費は、令和２年度から４年度までの３年間で、約２１億１千万円を予定しています。

なお、令和３年度の予算のうち、工事監理業務委託料、仮設校舎賃借料、長寿命化改修工事に係る工事請負費の一部など、総額約９，５３０万円を令和４年度に繰り越しています。

校舎の完成は、令和５年１月に予定をしています。

次に、新道峠展望台整備事業についてです。

ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスの整備に要した事業費は、１億６，５２９万円です。

ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスは、令和３年７月２７日にオープニング式典を行い、７月３１日から送迎バスの運行を開始しました。新型コロナウイルスの感染拡大により、令和３年８月９日から９月３０日までの間は、送迎バスの運行を中止し、１０月１日から林道が冬季閉鎖となる前の１１月２８日まで運行を行い、延べ１万３，３６７人の方が訪れました。

また、石和温泉郷の宿泊者を対象とした早朝プレミアムツアーを、１０月、１１月の土日に実施をし、１８４人の方に参加していただきました。

令和３年度の決算額は７，３２６万円で、主な内訳は、新道峠展望台の整備工事および案内サインや多言語案内看板の設置工事５，１６５万円、送迎バス運行業務やプロモーション業務の委託料１，９８２万円、公衆用トイレの賃借料５４万円です。

ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスまでのアクセス道路のうち、県道富士河口湖芦川線の芦川大橋から林道蕪入沢上芦川線までの市道２－６４号線および７０３３号線について、拡幅等の事業を行っており、すずらん群生地駐車場が送迎バスの発着地として利用できるよう整備を行っていきます。

今年度、すれ違いの難しいカーブ箇所は、拡幅設計および工事を、直線箇所は、大型バスがすれ違いのできる待避所の設計を実施しています。

次に、砂原橋周辺道路整備事業における市道１－１３号線の推移と供用予定についてです。

八代町側については、令和３年３月２３日に、起点から約８００メートルの区間を供用開始をしました。

また、石和町側については、残る県道白井河原八田線交差点部の改良工事の発注に向け準備をしています。令和４年度中に市道１－１３号線全線の供用開始を目指します。

次に、地区防災計画策定の成果と普及についてです。

地区防災計画の策定支援は、令和３年度から３カ年度をかけて一般的な地域、浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内のモデル地区を選定し計画策定の支援をします。

令和３年度分の事業は、一般的な地域からモデル地区を選定し、令和４年７月に完了しました。今後は、計画のひな型とマニュアルを活用し、同じ条件の行政区の計画策定を支援します。浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の行政区についても、同様に展開をしていきます。

また、マイタイムラインについては、７月末に全戸配布をしました。今後は、様々な機会を通じて、周知をしていきます。

次に、ＰａｙＰａｙによる消費喚起キャンペーンの実績と成果についてです。

ＰａｙＰａｙボーナスが３０％付与される消費喚起キャンペーンについては、令和３年６月１日から８月３１日までの３カ月間、実施をしました。

利用者数は延べ３３万１千人、決済総額は約１９億円、事業開始前約２００件であった登録店舗数は、事業終了時には８００件以上になるなど、市民、また事業者ともに大きな経済効果があったと考えております。

また、事業の目的である、消費喚起に伴う地域経済の活性化および非接触型決済の促進に寄与できたものと考えております。

次に、空家の解体に対する補助金交付事業の実績と執行率および効果についてです。

空家等解体費補助金の実績は１件、執行率は２０％でした。

解体費を補助することで、空家の所有者が解体を行う契機となり、地域の生活環境の改善に効果が見られました。

また、今年度９月時点の執行状況は、執行中のものを含めると３件、６０％となっています。

次に、笛吹市観光振興計画についてです。

観光振興計画は、平成２９年度から令和３年度までの５年間の計画となっていますが、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化し、収束が見通せない中、観光需要回復の先行きなどが不透明であったことから、新たな計画の策定は見送りをしました。

令和４年度の事業は、アフターコロナを見据えた上で、これまでの観光振興計画に沿って実

施しています。

新たな観光振興計画は、新型コロナウイルスの感染拡大による旅行スタイルの変化など現状分析を行い、今年度策定していきます。

続きまして果実などの盗難防止対策についてのご質問のうち、まず果実、野菜などの盗難被害の件数および被害金額についてです。

市内の盗難被害で市が把握しているものは、すべて果実盗難で、件数は６件、被害総額は約３１０万円です。

次に、市の盗難防止対策についてです。

市では、６月１７日に笛吹市議会、笛吹警察署、消防団、農業委員会、ＪＡによる果実の盗難防止対策に関する連絡会議を開催し、盗難防止に向けた協力体制を確認をしました。

これまでに、消防団の協力による地域の巡回、防災行政無線による注意喚起、盗難抑止のための看板約３００枚を作成し、ＪＡなどを通じて設置して、盗難防止に取り組んできました。

今後の盗難防止対策としては、農家が設置しやすいように低コストで導入でき、かつ広域で監視ができるような盗難防止システムを一日も早く実現できるよう努めてまいります。

続きまして世界農業遺産への取り組みについてのご質問のうち、まず伝統的な農業システムの継承についてです。

地域農業の担い手の確保や育成を図るとともに、伝統的な甲州式ブドウ棚の架設技術など、地域の農業が培ってきた栽培技術の継承を、ＪＡなどの関係団体や地域農業者に促すとともに、農業系の学科を有する笛吹高校とも連携をして、次代を担う人材の育成にも取り組みを行います。

また、世界農業遺産の評価の一つでもある生物多様性に貢献するため、草生栽培や有機質肥料の使用などについても促進をしてまいります。

次に、世界農業遺産の保全と活用についてです。

世界農業遺産の保全に向けては、本市と、山梨市、甲州市、山梨県で構成する峡東地域世界農業遺産推進協議会において、保全計画が策定をされています。計画には、地域農業の担い手の確保や育成、生物多様性の維持、農村環境の保全、農村文化の継承などの取り組みが示されていることから、計画に基づき保全を図っていきます。

また、世界農業遺産の活用については、旅行業者とツアー造成の協議を開始しており、農家民泊を利用した農業体験を教育旅行に組み込むプランや、構成資産を季節ごとに巡るウォーキングプラン、市場には出回らない希少価値の高い桃、ぶどうを食べるプランなど様々な企画を行っています。

新たな魅力を加えたこの地域の価値をさらに高め、果実のブランド力の向上や観光との連携による来訪者の増加につなげていきます。

次に、認定の魅力のＰＲについてです。

認定を機に、地域の魅力を多くの人々に認知してもらうため、扇状地に果樹園が広がる農村景観の素晴らしさをＰＲするためのパンフレットやポスターを作成し、首都圏で行う観光キャンペーンで配布するほか、市内の観光施設等に掲示をして周知してまいります。

さらに、市の海外向けのＳＮＳの「ピーチシティー」に、世界農業遺産の情報を英語、中国語、ベトナム語で掲載し、積極的な情報発信を行っていきます。

続きまして防災対策についてのご質問のうち、まず避難所設営訓練の継続実施および避難所

開設および運営に係る地域への指導についてです。

以前は、笛吹市総合防災訓練において、町ごとに１カ所の指定避難所を選定して、市職員、行政区役員、区民、日赤奉仕団員、消防署員等が参加して、避難所開設訓練、炊き出し訓練、救命救護訓練等を実施してきましたが、他の避難所においては、市職員による避難所の開設手順の確認のみにとどまっていました。

現在は、毎年度、各行政区から避難所運営委員が３人選出され、市職員、施設管理者とともに３７カ所の指定避難所を開設する訓練を実施しています。

また、同メンバーにより、避難所運営委員会を開催し、避難所開設、運営について検討を行っています。

この３年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施できていませんが、感染状況を見ながら再開するとともに、現在、取り組んでいる地区防災計画の策定においても、指定避難所の開設、運営について記載し、地域の指導を行っていきます。

次に指定避難所の停電対策についてです。

停電対策として、すべての指定避難所にポータブル発電機を配備していきます。

今後、避難所生活の質を向上させるため、更なる電力の確保について、研究をしていきます。

次に、浸水時に、河川と道路の境界が不明となる危険箇所の安全対策についてです。

まずは、転落する危険性がある箇所の周知を行うことにより、地域での安全意識の向上を図ります。また、浸水時は早期に通行止めの措置をとることにより安全確保に努めていきます。

危険箇所については、境界が明確に判断できる視線誘導標などを設置をします。

次に、避難行動要支援者台帳と個別避難計画の違いおよび周知方法についてです。

個別避難計画には、避難行動要支援者台帳に記載のあった、要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、避難支援者の氏名、住所、電話番号のほか、避難施設、避難方法および避難経路が記載されます。

計画の作成に当たり、市民の皆さまには、市の広報紙やホームページで計画作成の必要性などを広く周知します。

また、行政区の役員や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者および福祉専門職には、計画作成について直接説明を行い、協力を得ていきます。

計画作成後は、避難支援等関係者へ配布をし、災害時だけでなく日ごろの見守りにも活用するよう周知を行っていきます。

続きまして公共施設の省エネ対策についてのご質問のうち、まずＺＥＢに認定されるような公共施設づくりについてです。

本市では、２０５０年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、第２次笛吹市環境基本計画に基づき、持続可能な社会の実現や地球温暖化対策のために、脱炭素化に向け取り組んでいるところです。

市では、庁舎、小中学校、保育所等２７カ所で太陽光パネルを設置するとともに、照明のＬＥＤ化を進め、二酸化炭素の削減に努めています。

公共施設はもとより、建物の空調や照明の省エネ化やエネルギーを作る自家発電化などによるエネルギー消費量を大きく減らすＺＥＢの普及は、市の方針とも合致していると考えます。省エネや再生可能エネルギーの利用に向け、より有利な補助制度や支援制度を研究、活用しながら、一層のカーボンニュートラル実現に向けて取り組みを進めていきます。

次に、公共施設の省エネ化による災害時の大規模停電への対応についてです。

市としても公共施設に蓄電池等を設置し、大規模な停電などに備えることは、より安全・安心な避難所の運営体制の確保に有効であると考えます。

公共施設における省エネ化については、災害対応も想定する中で、今後も適時適切に進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

小林始君。

○１７番議員（小林始君）

丁寧な答弁をありがとうございました。

質問ではありませんけれども、冒頭に私、全世界の現状と課題等について、ちょっと述べさせていただきましたけれども、地方の自治体で、市長、この今のコロナと、そしてウクライナのロシアの侵攻問題、戦争ですね、そして今の物価の高騰、ほとんどすべての物価が高騰する予定であります。という中で、地方の自治体が今後とも何ができるのかという部分は、執行側と議会が一丸となって検討していきたいと思います。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、誠和会の質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後２時１５分といたします。

休憩　　午後　２時０６分

再開　　午後　２時１５分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に公明党、渡辺清美君の質疑および質問を許可します。

渡辺清美君。

○１４番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。議長の許可をいただきましたので、公明党を代表して３点お伺いいたします。

１点目としまして、農産品の輸出促進法改正についてお伺いいたします。

販路拡大に向け、品目ごとに生産者や輸出事業者らが組織する産地横断の品目団体について、国が認定する仕組みを創設し、一体的な活動をサポート。

産地間で海外市場を奪い合ったり、安値競争をすることを避け、オールジャパンで市場開拓を進めながら、輸出拡大を図るのが狙いです。

品目団体は、商品の品質に関する共通な基準づくりや需要調査、ブランド化に向けた取り組み、商談会の開催、輸出事業者らに対する情報提供などを活動的に、組織的に進めます。

産地間の出荷調整も図りながら、日本ブランドを海外に浸透させ販売力の強化を進めていきます。輸出事業に臨む生産者の拡大がカギでございます。

国内生産に占める輸出の割合は、依然２％程度にとどまっており、輸出に取り組む生産者は少数です。輸出促進に向け、品目ごとに事業者が連携できる体制づくりや金融面での支援強化が重要と考えます。

本市の農産物の更なる販路拡大に向けて、ご所見をお伺いいたします。

２点目としまして、接種証明書のコンビニ交付についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種証明書がマイナンバーカードを使って、７月２６日からコンビニで発行できるようになりました。８月１７日からは全国のセブンイレブンにも広がる予定です。

これまで接種証明書はスマートフォンでの電子発行か、自治体の窓口や郵送での書面発行のいずれかでしたが、この取り組みによって、スマートフォンを持っていない人はもとより、急きょ書面発行したい場合も、簡単に取得しやすくなることが期待されます。

コンビニでの発行には、マイナンバーカードとカードの暗証番号数字４ケタが必要で、店舗に設置してある端末装置、マルチコピー機を使って手続きを行います。

利用可能時間は、土日祝日を含む午前６時３０分から午後１１時まで、発行手数料は１通１２０円です。

海外用の接種証明書の発行に当たっては、７月２１日以降に政府の接種証明書アプリ、もしくは自治体の窓口で海外用の接種証明書を取得していることが条件です。厚生労働省は今後、接種証明書を発行しやすいコンビニの店舗を拡大する方針です。

本市の対応をお伺いいたします。

３点目としまして、地方創生臨時交付金の活用についてお伺いいたします。

ガソリンや電気代、食料品などの物価高騰に対応するため、地方自治体が柔軟に活用できる国の地方創生臨時交付金が拡充されました。現在、各地で生活や事業を守る施策が進んでいます。そこでお伺いいたします。

１として、文部科学省は７月２０日、公立学校のエアコンについて、改修や新設を行う場合、新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金の活用が可能であるとする事務連絡を発出しました。コロナ対策による換気でエアコンの稼働率が高く、故障するケースがあったためです。

エアコンの整備費に関しては、文科省の学校施設環境改善交付金や緊急防災・減災事業債などの活用も可能としています。普通教室や特別教室のほか、体育館でのエアコン整備など幅広く活用できます。実施計画の提出締め切りが７月２９日でしたが、本市の対応をお伺いいたします。

２として、輸入に依存する肥料等の国際価格高騰が著しい状況を踏まえ、地方創生臨時交付金を各地で活用し、肥料や飼料の購入費助成など農業支援を行っております。

ロシアのウクライナ侵攻などを受け、国際価格が高騰する肥料について、政府は購入費用の補助制度を実施し、農産品の生産コスト１割削減を目指し、２年間で化学肥料の使用量の２割低減に取り組む農家を対象に、価格上昇分の７割を補填する新制度、価格高騰が長引く、それに対応するために６月以降に購入した分もさかのぼって支給し、来年の春から夏にかけて使用する肥料も対象とする方針です。

本市の対応をお伺いいたします。

３として、水道などの公共料金の減免への活用は。

４として、高騰する燃料費支援への活用は。

５として、本市の地方創生臨時交付金を活用した今後の支援策は。

以上、併せてお伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

公明党、渡辺清美議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに農産品の輸出促進法改正についてです。

令和４年５月に公布された改正輸出促進法の主な内容は、桃、ぶどうなど２８の輸出品目ごとに、生産から流通、販売まで、様々な関係者で連携をし、法人を設立できるようにし、法人からの申請に基づき、国が認定農林水産物・食品輸出促進団体として認定する制度を創設したことなどがあります。

認定された団体は、国からの活動支援等を受けながら、輸出先国での市場調査、商談への参加、広報宣伝などによる需要開拓などを行います。

人口減少により国内市場の縮小が懸念される状況である中、海外での販路開拓を促す国の取り組みは必要なことだと考えます。

国の農林水産物・食品の輸出戦略において、桃やぶどうは、輸出促進の重点品目に選定されています。しかしながら、令和３年度に、ＪＡふえふきが輸出した本市の桃は約１７２トン、ぶどうは約３１トンであり、これは、ＪＡふえふきが取り扱う本市の桃の約３％、ぶどうの１％未満という割合です。

先般、米国産桃の輸入解禁要請を受けて、市と市議会は、知事に対して、国産桃の輸出拡大に向けて米国、中国などへの輸出のための検疫条件の早期設定を要請したところであります。

輸出促進法の改正により、各品目において、生産から販売までの関係者が一丸となり、オールジャパンで輸出に取り組む制度が確立されたことで、輸出の拡大が進展するものと期待しています。

本市としても、ＪＡなどの関係機関、団体と連携して、輸出に関わる必要な取り組みを図っていきたいと思います。

続きまして、接種証明書のコンビニ交付についてです。

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書は、予防接種法に基づき新型コロナワクチンを接種したことを公的に証明するものです。

ワクチンの接種券を発行した市町村の担当窓口に直接申請をしたり、マイナンバーカードを使ってスマートフォンの専用アプリを利用したりすることで、無料で証明書を取得することができます。

国では、これらの取得方法のほか、本年７月２６日から、コンビニエンスストアの一部店舗での接種証明書の発行を開始し、山梨県内では８月１７日から、セブンイレブンでの発行が可能となりました。本市でも同店舗内に設置された端末から、マイナンバーカードを使って１通１２０円で接種証明書を取得することができます。

今後、国は接種証明書が取得できる店舗を拡大していくこととしていますので、利用方法や利用できる店舗について、市のホームページに加え、今後、広報紙でも周知をしていきます。

続きまして、地方創生臨時交付金の活用についてです。

本市における、本年度の交付金限度額は、新型コロナウイルス感染症対策に活用する通常分６，６４２万円と、原油価格・物価高騰対応に活用が限定された１億９，５６０万円を合わせて、２億６，２０２万円となっています。

これまでの補正予算において、新型コロナウイルス感染症予防接種個別移動支援事業、新型コロナウイルス検査費用助成事業、物価高騰による小中学校の学校給食賄材料費の高騰分を市が負担する学校給食費公会計化事業、県の住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に併せ、１万５千円を上乗せ給付する生活困窮者緊急生活支援金給付事業の４事業に、合計１億８，２２８万円を充当しています。

また、今定例会において、本市在住の園児、小中学生の保護者の負担を軽減するため、令和４年１０月から令和５年３月までの６カ月間、給食費を無償化するためおよび市内保育園等の副食賄材料費の高騰分を支援するための事業費に、交付金の残額をすべて充当しています。

今後、交付金の追加交付があった場合には、渡辺議員から提案のあった内容についても、活用を検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○１４番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

再質問はございません。意見を述べさせていただきます。

輸出促進法の改正についてですけれども、商品の開発や販路拡大に向けてのそういった賃金の補助なども、また国のほうでは考えているそうです。融資のほうも、制度のほうや、また所得税や法人税、そういった優遇措置などもございます。

また、空港などにおける輸出に向かっての様々な設備の投資、サポートも行うようになっております。

そういうことも、今後県を中心としまして、県にそういった課を、ちゃんとそういった取り締まるところを設置すると思います。そして、ＪＡとともに、またいろいろ進んでいくと思いますけれども、どうかそういったことも周知徹底を、また、していただけたらありがたいと思っております。

また先ほども、マイナンバーカードを作って接種証明書の発行ができるという質問もさせていただきました。

おかげでマインバーカード、車を出していただいて、いろんなお店のところに置いてもらったり、またそして公民館に行ってくださったり、前回、私が質問しましたその内容に対して、本当にすぐに対応してくださり、多くの方が近くでマインバーカードを作ることができたことに対し、感謝申し上げます。

また、日曜日の中も出勤していただきまして、そしてスーパーなどに行ってくださって、対応してくださった職員の方々に感謝申し上げます。

私が今感じていることは、やはりマイナンバーカードを作るのには、どういうメリットがあるかよく分かっていない方がいらっしゃる。本当に、保険証と結び付けて、どこの病院でどういう薬をもらってということが、違う病院に行った場合に、お医者さまにとっては、すごくそ

れが参考になったりする。

また、確定申告の際の医療費の関係、そういうことも楽にみえることになる。また口座と結びつけることによって、児童手当の支給、また手続きの方法も早くなる。

また、最も大切なことは、災害が起きた際に、いつ起きるか分かりません。そういったときに市のほうの給付金、自治体からの給付金、これをスムーズに各口座に結び付けるためには、今このマイナンバーカードをまだ作っていない方も、９月いっぱいですから、どうかそれを早く推進し、そして保険証や、また口座に結び付ける、すでに持っている方たちは来年の２月までですけれども、作っていない方は、直ちに作っていただきたいと思います。

これも国のほうで、公明党が推進した施策ですので、私たちも一生懸命市民の皆さまに訴えてまいります。

以上で、公明党の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、公明党の質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後２時４５分といたします。

休憩　　午後　２時３２分

再開　　午後　２時４５分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に笛政クラブ、古屋始芳君の質疑および質問を許可します。

古屋始芳君。

○１０番議員（古屋始芳君）

議長の許可をいただきましたので、笛政クラブを代表して、５つ、代表質問をさせていただきます。

まずはじめに、世界農業遺産を生かすための取り組みについてお伺いします。

去る７月１８日、国連食糧農業機関は、峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システムを世界農業遺産に認定しました。笛吹市、甲州市、山梨市の農家が、何代にもわたり受け継ぎ、発展させてきた果樹農業が、世界基準で評価されたことを誇りに思います。また、平成２７年に世界遺産に向けた取り組みを始め、７年をかけて認定にこぎつけた、笛吹市、甲州市、山梨市および山梨県のご尽力に、改めて敬意を表します。

峡東地域の地理的条件や気象条件に適応した果樹農業は、一朝一夕にでき上がったものではありません。先人たちのたゆまぬ努力の積み重ね、この地域に生きてきた農家の汗と涙の上に成り立っていると思います。それだけに、世界農業遺産認定を一過性のもので終わらせてはなりません。認定はゴールではなくスタートです。

しかし、世界農業遺産認定を、今後どのように生かしていくのか、なかなか具体策が見えてきません。スタートダッシュをしそこなったような感じも受けます。早急な取り組みが必要であると感じています。本市では、どのように取り組んでいく考えでしょうか。

（１）地域経済の活性化に向けて、世界農業遺産認定を農産物のブランド力向上につなげる取り組みはいかがでしょうか。

（２）観光客の誘客につなげる取り組みはいかがでしょうか。

（３）として、移住者の地域への定住促進に向けて、地域住民が、本地域の果樹農業の価値を理解し、地域に誇りや魅力を感じるような取り組みを伺います。

次に、消防団員の処遇改善について伺います。

近年、河川の氾濫や地震による大規模な災害が各地で頻発しております。各自治体においては、地域防災力の向上が求められています。

本市では、「防災新時代、命を守るまちづくり」を掲げる山下市長のリーダーシップのもと、行政区における地域防災計画の策定支援、各家庭におけるマイタイムラインの作成促進、指定避難所への防災備蓄倉庫の整備など、積極的に施策展開が図られています。

一方で、地域における防災の要である消防団については、現在の社会情勢の変化により、団員の確保に苦労しており、定数を満たしておらず、幹部役員をしてもなかなかやめることができない部が見られるようになっています。国は、団員の確保に向けて、その処遇改善を求めています。

しかし、市町村における改善は進まず、県内で国が求める年額報酬３万６，５００円を上回っているのは１市に過ぎません。

本市においては、消防団員の処遇改善に向けて、消防団との協議を重ねていると伺っていますが、その状況と改善の方向性について伺います。

次に、果実盗難防止対策についてお伺いします。

今年６月の半ば、私が住んでいる春日居町におきまして、６月１９日より、日曜日より桃の共選が始まるということが決まっておりました。

その矢先、収穫直前の桃が、今までにないような形で、大規模な盗難事件が発生しました。

たまたまその地域で４件並んで畑があったわけですが、若い農業者の１人は、最大８００個の桃を盗難されました。落胆に満ちた姿を見ていると、まるで他人事ではないように思いました。

８月２５日の山梨県警の発表によると、８月２４日時点の果実泥棒の峡東地域を中心とした被害は２８件、被害額は７７５万円に上るとのことです。農家の皆さんがこの１年、わが子のように慈しみ、愛情をかけ、まさに手塩にかけて育てた桃やぶどうを、収穫直前に奪い去る果実泥棒は、農家の皆さんの尊厳を踏みにじるものであり、激しい怒りを覚えます。このような卑劣な行為は、到底許すことはできません。多発する被害に、農家の皆さんは防止対策を講じながらも、不安な日々を送っております。

県、市、ＪＡ、警察など様々な施策を展開していますが、少し決め手を欠いているように感じます。この地域は、これからまだまだぶどうや柿の収穫を控えております。更なる対策の必要があると思いますが、防止対策の現状と今後の取り組みについてお伺いします。

次に、温泉街における空き店舗対策について伺います。

長期化するコロナ禍の影響もあり、本市の観光業は深刻な影響を受けています。その苦境は、察するに余りあります。この状況をなんとか凌ぎきって、アフターコロナに備えていただきたいと祈るような気持ちです。

市では、アフターコロナにおける反転攻勢策の一環として、この冬、近津用水沿いの桜並木を５５万球もの特殊なＬＥＤ電球で彩る壮大なイルミネーションを計画しております。それを楽しみに多くの観光客や市民が訪れる情景を思い浮かべると、今から胸が躍り、ワクワクして

きます。ぜひそうなってほしいものです。

しかし、近津用水沿いをはじめとする温泉街の現状を見ると、古びた空き店舗の多さに暗たんたる気分になることも事実です。この現状を打開しない限り、温泉街に賑わいが戻ることは夢に終わるかもしれません。観光客のみならず、市民の皆さんも訪れたくなるようなまちづくりが求められています。

古びた空き店舗のリノベーションにより、新たな価値を創造することは可能だと思います。

山下市長の公約にもありましたが、温泉街の空き店舗対策にどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

次に、救急搬送困難事案についてお伺いします。

長期化する新型コロナウイルス感染拡大は、オミクロン株のまん延による第７波から抜け出せずにいます。医療体制はひっ迫し、全国各地で必要な医療が受けられない方が生じかねない状況にあります。消防による救急搬送も例外でなく、救急車の到着後も搬送先が決まらない救急搬送困難事案の件数は高止まりしていると伺っています。

また、発熱により医療機関を受診したくても、診察してくれる医療機関が見つからず、救急車に助けを求める事案も多くあり、救急搬送困難事案の増加に拍車をかけているのではないでしょうか。本市消防本部の救急隊員も、日ごろ大変な苦労をされていると思います。そこで伺います。

（１）本市における救急搬送困難事案の状況はいかがでしょうか。

（２）救急搬送困難事案の問題点と対応策をお伺いします。

お願いします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛政クラブ、古屋始芳議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに世界農業遺産を生かすための取り組みについてのご質問のうち、まず世界農業遺産認定を農産物のブランド力向上につなげる取り組みについてです。

世界農業遺産認定後、本市では、世界農業遺産の認定地で作られた果物であることをＰＲするポスターやチラシ等を作成し、市場や百貨店での宣伝活動に使用しています。

今後は、本市と、山梨市、甲州市、山梨県で構成する峡東地域世界農業遺産推進協議会で作成したロゴマークを出荷箱に使用するなど、生産者組織と連携をした取り組みを進めるとともに、世界農業遺産を構成する農村景観など、本市の果樹農業の特色をＰＲしながら、農産物のブランド力向上に向けた取り組みを行っていきます。

次に観光客の誘客につなげる取り組みについてです。

市としては、世界に認められた峡東地域の果樹農業システムの観光的な価値を生かした新たなツアーの造成を積極的に行っていきます。

世界農業遺産認定後、すでに旅行業者と協議を開始しており、農家民泊を利用した農業体験を教育旅行に組み込むプランや世界農業遺産を季節ごとに巡るウォーキングプラン、市場には出回らない希少価値の高い桃、ぶどうを食べるプランなど様々な企画を行っています。

さらに市の海外向けＳＮＳの「ピーチシティー」に、世界農業遺産の情報を英語、中国語、

ベトナム語で掲載する準備を進めています。

今後、ＳＮＳを活用して世界に向けて積極的な情報発信を行い、観光客の誘客につなげていきたいと考えています。

次に地域住民が地域の果樹農業の価値を理解し、地域に誇りや魅力を感じるような取り組みについてです。

世界農業遺産への認定については、現在、懸垂幕やのぼり旗の設置、ポスターの掲示や市の広報紙への掲載などにより周知しているところです。

今後も、市部通りへのストリートフラッグの設置を予定しており、世界農業遺産の認定地として、市民の皆さまの認知が広がるよう努めていきます。

また、推進協議会と連携し、世界農業遺産に関する討論会や意見交換会の開催、小学生向けの副読本の配布や、甲州式ぶどう棚の掛け方のセミナーなどの開催を計画しています。

このような取り組みを行うことで、市民の皆さまが果樹農業への理解を深め、地域に誇りを持ち、魅力を感じることにつなげていきたいと考えております。

続きまして、消防団員の処遇改善についてです。

令和３年４月の国からの「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の通知を受け、消防団員の処遇改善に着手をしました。消防団員の年代や勤続年数、居住地や勤務地、負担と感じている消防団活動を把握するため、全消防団員を対象としたアンケート調査を実施をしました。

また、県でも、県内市町村の消防団処遇改善に係る調査が実施をされました。これらの調査結果を踏まえ、消防団員の定数と手当の見直し、負担の軽減、消防団活動のあり方について、消防団幹部と協議を重ねてきました。

これまでの年額報酬に加え、階級に応じた出動報酬を支給すること、報酬は団員の個人口座に支払うこと、消防団員数を削減し、削減分を機能別団員で補うこと、消防団の運営費は市が予算化することとし、消防団運営交付金を廃止することなど、おおむね了承を得ており、現在、細部について調整を行っています。

続きまして、果実盗難の防止対策についてです。

６月中旬に春日居町地内で発生した大規模な桃の盗難被害を受けて、６月１７日に笛吹市議会、笛吹警察署、消防団、農業委員会、ＪＡによる果実の盗難防止対策に関する連絡会議を開催し、各団体の対応などを確認するとともに、盗難防止に向けた協力体制を確認をしました。

これまで、笛吹警察署、消防団および民間団体が市内のパトロールを行うとともに、ＪＡでも警備会社への委託により夜間パトロールを実施しています。

市では、防災行政無線による注意喚起や、盗難抑止のための看板約３００枚を作成し、ＪＡなどを通して設置を行いました。

県でも、農業者や農業団体などが設置する防犯カメラなどの防犯機器の購入費用に補助金を交付することとしています。

今後の対策としまして、現在、市と県内の事業者や大学と共同で、ＡＩを活用した盗難防止システム構築に取り組んでいます。来年の収穫時期に、圃場で試験的にシステムを運用し、その効果を確認した上で、早期の本格導入を目指してまいります。

続きまして、温泉街における空き店舗対策についてです。

市では、創業者および創業希望者に対し開業手続きや経営指導を行う創業支援事業を行っています。令和元年度からの３年間で２８事業者が創業しましたが、いずれも石和温泉街以外で

開業し、空き店舗の解消には至っていません。

現在、民間会社が地元銀行などと共同し、石和温泉街の空き店舗を活用したリノベーションを手掛けており、市も全面的に協力しているところです。

今後、市では、創業支援事業を利用し、市内外で開業した人に対し、開業に要した経費や現在の場所に出店した理由などをヒアリングする予定です。その結果と先進自治体の取り組みを参考に、空き店舗解消につなげる事業を検討してまいります。

観光客だけではなく、市民の皆さまにも何度も足を運んでいただく目的地となるような温泉街のまちづくりを行ってまいります。

続きまして救急搬送困難事案についてのご質問のうち、まず本市における救急搬送困難事案の状況についてです。

本年１月から８月までの救急件数は２，５４９件で、昨年同時期の２，１５８件に対し３９１件、約１８％増加しております。

また、総務省消防庁の救急搬送困難事案の報告基準である医療機関への受入照会回数が４回以上かつ救急車の現場滞在時間が３０分以上となる事案は、本年１月から８月までで２７９件あり、昨年同時期の１１９件に対し１６０件、約１３４％増加しています。

次に、救急搬送困難事案の問題点と対応策についてです。

救急搬送困難事案の増加による問題点としては、出場件数の増加と合わせ、救急車の現場滞在時間が長くなることで、救急隊がすべて出場している時間帯が多くなり、ほかの救急要請に救急車が出場できなくなることや、救急隊の連続出場が多くなり、救急隊員の身体的負担が増大していることが挙げられます。

対応策として、消防隊が出場して現場の初期対応を行ったり、近隣消防本部に本市の救急事案の対応を依頼したりすることで、救急搬送困難事案に対応しています。

救急隊員の負担の増大については、救急隊員を交代しながら運用をし、負担の軽減を図っています。また、長時間の活動により休憩や水分補給等がとれない場合もあるため、医療機関やコンビニエンスストアに協力いただき、駐車場を利用して水分補給等の時間を設けるようにしています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

古屋始芳君。

○１０番議員（古屋始芳君）

各会派の質問と重複する部分がありましたが、丁寧な答弁ありがとうございました。

再質問はございませんが、ひとつ意見として、たまたま市長が観光連盟の会長をしているということですので、石和温泉街の賑わいの復活にかけて、一言ご意見を言わせてもらいます。

先日、９月３日、４日で大蔵経寺の中庭を使って、石和の芸子さんたちの舞踊と演奏を拝見したわけですが、懐かしく非常に思いました。

ああいう芸者さんたちが石和の温泉街を、やっぱり三味線を小脇に抱えて、あっちの旅館、こっちのホテルといったような賑わいがまた復活してくれるような、そんな淡い思いをした感じがしました。

とはいっても、笛吹市も春祭りから夏祭り、そして今年初めて秋の川中島合戦絵巻、冬のイ

ルミネーションと趣向を凝らして考えております。ぜひ連盟の会長、市長が、またいろいろな人の意見を聞きながら、活発なこの温泉街になるように、私たちも協力しますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（保坂利定君）

以上で、笛政クラブの質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後３時２５分といたします。

休憩　　午後　３時１１分

再開　　午後　３時２５分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に日本共産党、河野智子君の質疑および質問を許可します。

河野智子君。

○５番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、日本共産党を代表しまして質問いたします。

１問目､安倍元首相の国葬に反対し､弔意表明の強制を行わないことを求めるについてです。

７月２２日、政府は参議院選挙の遊説中に銃撃され不慮の死を遂げた安倍晋三元首相の国葬を行うことを閣議決定しました。岸田首相は国葬の理由について、様々な実績を挙げ、安倍元首相の功績を讃えましたが、国民の評価は大きく分かれています。

また、全額国費の国葬実施は、国会審議もない拙速な決定であり、戦後、日本国憲法制定とともに国葬令が失効しており、法的根拠がないことなど、疑念と批判が起こっています。

当初、２億５千万円とされていた国葬の費用ですが、警備費や海外要人の接遇費を含めると１６億６千万円かかると試算されています。

コロナ禍で苦しむ人がいる一方で、個人の葬儀にこれだけの税金を使うことに批判が起きています。

また、戦後の首相の葬儀は、内閣と自民党による合同葬がほとんどであったのに、なぜ安倍元首相のみを特別扱いして国葬を行うのか、これは憲法１４条の法の下の平等に反するのではないでしょうか。

岸田首相が会見で、国葬は故人に対する敬意と弔意を国全体としてあらわす儀式だと述べているのは、国民に弔意の強制をしていることにならないでしょうか。

国葬実施に関する主要メディア各社の世論調査において、国葬を行うことについて、「反対」、「評価しない」が過半数を占める結果が相次いでおり、内閣支持率も下がっています。

全国で反対運動が起き、国に差し止めを求める訴訟も起きており、国葬の強行が日本社会の分断につながるとの懸念も広がっています。

９月５日には、安倍元首相の国葬に反対、中止を求める署名を呼び掛けている団体や個人が共同して、累計４０万を超える署名を内閣府に提出したそうです。

自由法曹団は、７月１２日の安倍元首相の葬儀に際し、一部の教育委員会が学校などに半旗

の掲揚を要請したことに抗議する声明を発表しました。国葬に当たって、学校も含む官公署における弔旗掲揚等が強制されるとすれば､子どもや教職員に弔意を押し付けることになります。弔意を示すかどうかも含めて、すべて内心の自由の問題であり、憲法１９条「思想および良心の自由」に違反します。国を挙げての安倍氏礼賛、弔意の強制につながる全額国費負担の国葬実施に反対し、以下伺います。

（1）県・国から国葬に関する通知が来ているでしょうか。

（2）国葬に際し、政府から弔意表明を求める通知があっても、市役所職員、学校、教職員に対し、弔意の表明を強制しないよう求めますがどうでしょうか。

２問目、コロナウイルス第７波の笛吹市の感染状況・市の対応についてです。

コロナ禍が２年半を過ぎ、今年の夏は行動制限のない夏休みとなりました。しかし、第７波は感染者数が今までの波の中で一番大きくなり、検査キットの不足、医療従事者が感染し欠勤したため人手不足となるなどで、発熱外来で診てもらえない、救急搬送先が見つからず自宅療養となるなど、医療崩壊といえる状況となりました。

未就学児の感染が多く、市内の保育所においても休園が相次ぎました。重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある方の治療を優先すべきですが、介護施設でクラスターが発生しても入院できず死亡した等の報道もありました。

重症化しにくいということで、行動制限はありませんでしたが、感染者数が増えることにより亡くなる方も増え、８月２３日には１日の死者が３４３人と過去最多を更新しました。いかに重症者・死亡者を減らすか、対応が求められます。

２学期が始まり、学校での感染も心配されましたが、８月下旬から感染者数は減少傾向にあるので、このまま減ってほしいと思っています。しかし、冬になってまた感染拡大ということも考えられるため、油断はできません。

新型コロナウイルス第７波の笛吹市内の感染状況・市の対応について以下伺います。

（1）７月、８月の市内の年代別感染者数はどうだったでしょうか。

（2）市内の病院で発熱外来を行っている病院はいくつあるでしょうか。

（3）高齢者や基礎疾患のある方に感染拡大させないために医療機関や介護施設での定期的な検査が必要と思いますが、実際に行われているでしょうか。

（4）市内の介護施設においてクラスターが発生したところがあると聞きましたが、市内の発生状況はどうだったでしょうか。

（5）市内の高齢者施設では、コロナ対策のための衛生用品・防護服等への出費が増えているが以前は受けられていた補助金が今はなくなったと聞きました。コロナ対策にかかる経費を補助するべきではと思いますが、いかがでしょうか。

（6）介護の必要な方が感染しても、入院できない事態となりましたが、要介護者を宿泊療養施設で受け入れられる体制を取れるように国・県に働きかけるべきではないでしょうか。

（7）市内の保育所でも休園が相次ぎましたが、保護者に対しては、どのように対応したでしょうか。急な休園で預け先がなくなった保護者に対し、ファミリーサポートセンター等の情報提供をしているでしょうか。

（8）ファミリーサポートセンターは、保護者の希望どおりに対応できていたでしょうか。協力会員は足りているでしょうか。

（9）ファミリーサポートセンターでは対応できない事態となった場合、新たな一時保育場

所をつくることも考えるべきだと思いますが、どうでしょうか。

（１０）第７波の感染拡大を踏まえての反省、次の感染拡大に備えての対策を検討する必要があると思いますが、どうでしょうか。

（１１）国に対し医療機関の逼迫に対する対策を求めるべきと思いますがどうでしょうか。

３問目、物価高騰に対する支援についてです。

長引くコロナ禍、ロシアのウクライナ侵略、円安の影響により、物価高騰が続いており、市民の生活を圧迫しています。ひとり親家庭、年金生活者、生活保護受給者等、預貯金がなく限られた生活費でやり繰りしている家庭にとって、長引く物価高騰はつらいことでしょう。食品以外にも、ガソリンや電気代等光熱費が上がっているため、一般家庭だけでなく事業者にとっても大きな影響を与えています。

子どもの学習支援や食料支援に取り組むＮＰＯ法人キッズドアが緊急アンケートを行った結果、新型コロナウイルス感染症流行前と比べて収入が減った世帯は７割、今も収入が減ったままだという世帯が５割に上り、深刻な状況が続いています。

また、訪問介護や通所介護など公的介護を支える介護事業所の倒産が、今年上半期に５３件発生し、前年同期の１．４倍になっているといいます。原因としては、利用者の減少による売上不振が７割、人材確保の難航、円安の進行による食材・衛生用品・光熱費の上昇などコスト増が響いたと指摘されています。全国社会福祉協議会は水道光熱費・燃料費・食材費が高騰しているが、国が定める公定価格により経営しており、物価高騰の影響を価格に転嫁できないと、支援を求める要望を厚生労働大臣に送っています。

中小・零細企業の倒産も増えており、燃料費高騰・資材高騰の影響を受けた運輸業、建設業、卸売業が多いといい、中小業者からも支援を求める要望が上がっています。

物価高騰に対して、消費税を減税することが効果的だと思いますが、政府は減税することは考えていません。そして、賃上げも必要だと思いますが物価高騰に見合った賃上げもされてはいません。それから社会保障制度を国が保障し、福祉を充実することが必要だと考えます。

この値上げは今後も続くと言われており、いつまで続くのか予想がつきません。笛吹市では学校・保育園の給食費について、１０月から来年３月まで無償化するとしていますが、来年度以降も引き続き無償化するべきではないでしょうか。社会保障の充実という観点から国保税均等割減免も対象者を拡大するべきではないでしょうか。そこで伺います。

（1）生活困窮世帯に対しては、継続的な支援が必要だと思いますが、なんらかの支援を考えているでしょうか。

（2）自治体によっては、水道料金・下水道料金の基本料金を免除する対策を取っているところもありますが、笛吹市ではどうでしょうか。

（3）社会福祉施設への支援を考えているでしょうか。

（4）中小企業に対する支援を考えているでしょうか。

（5）来年度以降も学校・保育園の給食費無償化を続けるべきと思いますが、どうでしょうか。

（6）国保税の均等割減免対象者を１８歳まで拡大することを市独自で行うとともに、県・国に対象者拡大を求めていくべきと思いますがどうでしょうか。

以上、質問といたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

日本共産党、河野智子議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに安倍元首相の国葬に反対し、弔意表明の強制を行わないことを求めるについてのご質問のうち、まず国・県からの国葬に関する通知についてです。

現在のところ、国・県から国葬に関する通知は届いていません。

次に、国葬に際しての、市役所職員、学校、教職員に対する弔意表明の強制についてです。

市役所職員、学校、教職員に対し、弔意の表明を強制することはありません。

続きまして、コロナウイルス第７波の笛吹市の感染状況・市の対応についてのご質問のうち、まず７月および８月の年代別感染者数についてです。

県が公表している笛吹市の感染者数は、７月が１，２３２人、８月が２，９６９人でした。

年代別感染者数については、県内全体の人数は公表されていますが、市町村ごとの人数は公表をされていません。

次に、発熱外来を行っている市内医療機関の数についてです。

県では、発熱等の症状がある方の診療を行う医療機関を診療・検査医療機関として指定をし、同意が得られた医療機関を県のホームページに掲載をしています。

笛吹市内では、２４カ所の医療機関が公表されています。

次に、医療機関や介護施設での定期的な検査についてです。

医療機関では、職員および入院患者を対象に、随時ＰＣＲ検査または抗原定性検査を実施しています。

高齢者や障がい者の入所施設では、施設の職員が無料でＰＣＲ検査を実施できるよう、県が体制を整えており、検査を希望する施設は週１回、ＰＣＲ検査を実施をしています。

また、施設職員、利用者および家族が体調不良を自覚した場合に、速やかに検査が実施できるよう、抗原定性検査簡易キットを配布しています。

次に、市内の介護施設におけるクラスターの発生状況についてです。

市町村別のクラスターの発生状況は公表されていませんが、第７波と言われる７月以降、峡東保健所管内の高齢者施設で２件のクラスターが発生したと県から報告をされています。

次に、高齢者施設におけるコロナ対策にかかる経費の補助についてです。

本市では、高齢者福祉施設等における新型コロナウイルスの感染対策を支援するため、感染対策に係る経費として、事業者に１０万円を給付する笛吹市高齢者福祉施設等支援金給付事業を令和３年度に実施しました。

今後については、感染拡大の状況を注視しながら、対応を検討していきます。

次に、要介護者を宿泊療養施設で受け入れ可能とする国県への働きかけについてです。

市では、介護が必要な方が感染者になった場合、入院や宿泊療養施設での療養ができるように県に働きかけを行っています。

次に、休園時の保護者への対応およびファミリーサポートセンター等の情報提供についてです。

日頃から、保護者には、感染拡大を防止するために、休園措置になった場合は、自宅で保育

していただくことについて周知をし、理解を求めています。休園する場合でも、できる限り休園の範囲と期間を限定し、保護者への影響が最小限となるよう、対応しています。

保育所の休園に伴い、保護者が預け先を確保できない場合における、ファミリーサポートセンターの利用については、保育所での案内や市のホームページにより、情報提供をしています。

次に、ファミリーサポートセンターの対応と協力会員についてです。

本市のファミリーサポートセンターは、昨年度の利用件数が２，０９３件と県内で最も多く、利用頻度が高い状況にある中、新型コロナウイルス第７波の状況下であっても、おおむね保護者の希望どおりにサービスが提供できています。

現時点で協力会員は不足をしていませんが、依頼件数の増加やニーズが多様化していることから、市では、協力会員になるための養成講座を毎年開催をし、協力会員の増員に取り組んでいます。

次に、新たな一時保育場所についてです。

新たな一時保育場所を設けるには、保育施設の確保や新たな保育士の確保が必要になるなど、難しい課題がありますが、ファミリーサポートセンターでの対応ができない場合に備え、引き続き、必要な支援体制の研究を行ってまいります。

次に、第７波の感染拡大を踏まえた反省および次の感染拡大に備えた対策についてです。

第７波の急激な感染拡大は、オミクロン株への置き換わりや連休、夏休みで行動範囲が拡大したことによる接触機会の増加、エアコンの使用による換気不足など、様々な要因が考えられます。

また、新型コロナワクチン接種の努力義務の対象外である１１歳以下の子どもや、ワクチン接種率が低い若い世代の感染が多く発生をし、その後、すべての年代に感染が広がり、医療機関の逼迫を招いています。

これらの状況を踏まえ、県の協力要請に基づき、引き続き新型コロナワクチン接種を推奨するとともに、基本的な感染対策の徹底、軽症の方で重症化リスクのない方は平日の日中の医療機関を受診するなど、症状に応じた適切な医療機関への受診について周知を行ってまいります。

次に、医療機関の逼迫に対する国への要望についてです。

国は、医療機関や保健所の負担を軽減するため、９月２６日から感染者の全数把握を見直す方針を示しました。

見直し後の状況を注視しながら、必要に応じて国に要望したいと考えます。

続きまして物価高騰に対する支援についてのご質問のうち、まず生活困窮世帯に対する継続的な支援についてです。

本市では現在、住民税非課税世帯等を対象として、１世帯当たり１０万円を給付する臨時特別給付金支給事業および、３万円を給付する生活困窮者緊急生活支援金支給事業を実施しています。特に、生活困窮者緊急生活支援金支給事業では、県が負担をする１万５千円に、市が独自に１万５千円を上乗せし、１世帯当たり３万円を給付しています。

また、低所得者で求職活動等の一定要件を満たした世帯を対象として、最大１０万円を最長３カ月間支給をする生活困窮者自立支援金支給事業を実施をしています。

今後も、国・県の動向を注視しながら、必要な支援策を検討してまいります。

次に、上下水道の基本料金の免除についてです。

上下水道料金について、現在、物価高騰による基本料金の免除は考えていませんが、コロナ

禍における、市民生活や地域社会の経済活動等を考慮し、今年度、予定していた料金改定を３年間延期しています。

次に、社会福祉施設への支援についてです。

社会福祉施設に対する国や県の支援策を注視をし、市として必要な支援について検討していきます。

次に、中小企業に対する支援についてです。

市では、これまで中小企業者に対し、宿泊料金割引事業、小規模事業者支援金給付事業、消費喚起キャンペーン事業、旅客関連および観光関連事業者支援金交付事業など独自の支援策を実施してきました。

今後も国や県の動向を注視し、地域経済の活性化のため、必要な支援策を検討してまいります。

次に、来年度以降の給食費無償化についてです。

保育所における主食費、副食費に係る食材料費は、在宅で子育てをする場合でも生じる費用との国の考え方に基づき、保護者に負担を求めています。このため、現時点で保育所給食費の無償化を実施する考えはありません。

小中学校の給食費についても、学校給食法で保護者に食材費の負担を求めているため、現時点で来年度の給食費無償化を実施する考えはありません。

次に、国保税の均等割減免対象者を１８歳まで拡大および国・県への要望についてです。

均等割の減免対象を１８歳以下にすることについては、子育て世代の負担軽減という観点から、その趣旨や効果を認めるところです。

しかし、平成３０年度の国民健康保険制度改革により、財政運営の責任主体が山梨県となっており、県内の統一的な方針である山梨県国民健康保険運営方針に基づいて国民健康保険は運営されていることから、軽減の対象者拡大については、慎重に検討していく必要があると考えます。

なお、国や県に対して、これまで同様、軽減制度の拡充について、引き続き要望をしてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○５番議員（河野智子君）

再質問を行います。

コロナ対応についてですが、第７波では感染拡大により感染しても入院できない、宿泊療養施設に入ることもできない方が大勢いました。介護事業所では、感染した高齢者に対し、防護服を着て支援に当たったそうですが、昨年はあったコロナ対策の補助金が今年度はなく、資材や光熱費の高騰が経営を圧迫させていると聞きます。

高齢者施設に対する補助金を今年度も検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

河野智子議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの市長答弁にもございましたとおり、国県の動向、また感染状況、感染拡大状況を注視しながら、今後の対応を検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○５番議員（河野智子君）

物価高騰に対する支援についてですが、１０月以降も食品の値上げが続き、いつまで続くのか予想もつきません。

一度値上がりをした商品の値段が元に戻るということは考えにくく、今の値段が続けば、来年度以降も家計の負担は大きいままです。

物価高騰により、家庭ではおかずを減らす、食事の回数を減らすといった対策で乗り切ろうとする家庭もあると思います。

保育園や学校の給食は、栄養バランスが取れているという点で、子どもの成長に欠かせません。来年度についても、給食費の高騰分についての補助や、無償化について検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

日本共産党、河野智子議員の再質問にお答えいたします。

まず、学校給食についてですが、学校給食の無償化につきましては、学校給食法で食材費等を保護者の負担とすることを定めているため、現時点では考えておりません。

なお、他市の状況を踏まえて、総合的に判断していきたいと思います。

保育園についても同様な考えになります。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

河野智子君。

○５番議員（河野智子君）

コロナ禍と物価高騰が続き、市民の生活は逼迫しています。生活困窮者に対する支援として、住民税非課税世帯等を対象とした給付金や支援金支給事業がありますが、支援の対象とならない家庭についても、困っている家庭はないか、市民の声に耳を傾け要望を聞き取っていただきますよう、お願いいたします。

また、コロナの感染者が入院している病院では、今も大変な状況が続いていると聞きました。

第７波の反省を踏まえ、熱が出ても受診できない、症状が重くなっても入院できないということがないような体制が取られることを望みます。

以上で代表質問を終わります。

○議長（保坂利定君）

以上で、日本共産党の質疑および質問を終了します。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

次の本会議は明日９月１４日、午前１０時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会　　午後　３時５３分

令　和　４　年

笛　吹　市　議　会　第　３　回　定　例　会

９　月　１　４　日

令和４年笛吹市議会第３回定例会

１．議 事 日 程（第３号）

令 和 ４ 年 ９ 月 １ ４ 日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

日程第　１　市長提出議案　議案第６３号ー議案第１１０号（一括上程）
　　上程議案に対する質疑
日程第　２　市政一般についての質問（一般質問）

２．出席議員は次のとおりである。（１９名）

１番	岡　由　子	２番	落 合 俊 美
３番	山 田 宏 司	４番	河 野 正 博
５番	河 野 智 子	６番	武 川 則 幸
７番	神 澤 敏 美	８番	神 宮 司 正 人
９番	荻 野 謙 一	１０番	古 屋 始 芳
１１番	野 澤 今 朝 幸	１２番	中 村 正 彦
１３番	海 野 利 比 古	１４番	渡 辺 清 美
１５番	中 川 秀 哉	１６番	前 島 敏 彦
１７番	小 林　始	１８番	渡 辺 正 秀
１９番	保 坂 利 定		

３．欠席議員

（ な し ）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１８名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	深澤和仁
総合政策部長	返田典雄	会計管理者	市川要司
市民環境部長	雨宮和博	保健福祉部長	西海好治
子供すこやか部長	中村富之	産業観光部長	小宮山昌彦
建設部長	角田和仁	公営企業部長	水谷和彦
教育部長	赤尾好彦	総務課長	茂手木政和
政策課長	小澤宏之	財政課長	金井久
消防長	矢崎丈司	農業委員会会長	三枝啓一

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３名）

議会事務局長	荻野重行
議会書記	橘田裕哉
議会書記	古屋幹仁

再開　　午前１０時００分

○議長（保坂利定君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は１９名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いで結構であります。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

本日、代表監査委員　横山祥子君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告をいたします。

○議長（保坂利定君）

日程第１　市長提出議案「議案第６３号」から「議案第１１０号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第２　「市政一般についての一般質問」を行います。

今定例会へは、５名から９問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を遵守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いをいたします。

質疑および質問時間については、１人１５分以内とします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ５分間とし、通告者の質疑および質問がすべて終了したのちとなりますので、ご承知おきを願います。

それでは、通告に従い、渡辺正秀君の質疑および質問を許可します。

１８番、渡辺正秀君。

○１８番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

マスクを外させていただきます。

質問の前に、今、世界が一致して取り組まなくてはならない課題は、気象変動問題、パンデ

ミック、核兵器廃絶、格差問題、食料と水問題などがあります。

ところが、ロシアのウクライナ侵略と、それを契機とする軍事最優先の対応が、世界が一致して取り組むべき課題を後継に押し合っています。

日本においては、コロナ第７波と医療崩壊、物価高騰による国民の生活逼迫、安倍元首相の銃撃殺害事件など、深刻な事態が進んでいます。

こうした日本と世界の深刻な状況の中で、岸田政権はアベノミクスの継承、戦後の憲法に支えられた戦争をしない国日本、この歴史を１８０度ひっくり返す軍事最優先憲法改正に突き進もうとしております。

また、岸田内閣は、安倍元首相の国葬を閣議決定しました。法の根拠もなく、時の政府が特定の総理経験者を評価し、国葬にするなどあってはならないことだと思います。この国葬は安倍政治礼賛、政治利用であります。この国葬に対して、ほとんどの世論調査で反対多数であります。

皆さんもご存じかもしれませんが、２つのエピソードを紹介いたします。

１つは戦前、原敬の夫人は「死ねばもはや私人」と言って国葬を断ったということ。もう１つは旧ソ連の話、レーニンの死に際して、スターリンが葬儀を取り仕切り、遺体に防腐処理を施し永久保存をしようとしたとき、夫人のクルプスカヤは「レーニンの死に対する悲しみをレーニン崇拝に変えないでください」とスターリンに反対いたしました。この２人のご婦人の対応、これこそ見識ある対応だと思います。

私は、安倍元首相の国葬に反対します。

さて、予定の質問に入ります。

多目的芝生グラウンド計画について、第１問であります。

日本共産党議員団は、子ども、市民、スポーツ愛好者の求めている芝生グラウンドを身近に、早く、少ない予算で造るべきだと考えております。この間、市の多目的芝生グラウンド方針に対して質問し、意見を述べることができませんでした。それは、市が基本計画検討を検討委員会に委ねるとし、そもそも市の考えが示されなかったためであります。

今議会で、はじめて市の考えに対して、具体的に質問できることになりました。それは６月の全員協議会で、やっと市の考え、笛吹市の署名入りの基本計画（素案）、これでございます、これが議員に配布されたからであります。

そこで、以下質問いたします。

１つ、現時点での市の考えはどこに示されているか。

笛吹市署名入りの基本計画（素案）が現時点での市の考えであると理解してよいか、伺います。

２つ、施設整備の目的について５点述べておりますが、大きく分ければ１つ、市民のスポーツ環境の改善、１つ、スポーツツーリズムの振興の２点にまとめられます。意見交換会で出された意見の大半は、「子ども、市民、スポーツ愛好者に早く芝生グラウンドを造ってください」というもので、スポーツツーリズムに言及する発言は、ほとんどありませんでした。スポーツツーリズムを施設整備の目的に加えると、施設の規模、付帯設備、費用、料金、利用者の優先順位など大きく変わってきます。施設整備の目的を市民のスポーツ環境の改善に絞るべきだと思いますがいかがでしょうか。

３つ目、公共施設等総合管理計画では、施設の集約化、減量化を強調しております。なぜ、

本計画だけ新たに用地取得を行い整備する計画なのか。既存グラウンドの芝生化は検討したのか伺います。

４つ目、整備予定地は優良農地であります。優良農地を５万平方メートル以上、出荷額にすれば１億数千万円。これを潰してよいのか。今、農家はシャインマスカットなどで大いに収益が上がっております。用地はいくらで買えるのか。また用地取得が難航し、芝生グラウンド整備が何年も遅れることはないのか伺います。

５つ目、意見交換会資料１５ページで、２面では１８団体の利用回数を賄えないとしておりますが、遠方の団体もすべて新設グラウンドに集中すると仮定した試算であります。遠方のお年寄りの団体やスポ少にとって、毎回新設グラウンドに来ることは困難であり、それより複数の既存のグラウンドの芝生化が必要だと思うがどうか伺います。

６つ目、基本計画（素案）７ページには、大規模大会で利用される規模の施設は整備済みと書かれております。

小さな山梨県で小さな笛吹市が割って入る必要はないのではないか。サブ会場としての利用でよいのではないか伺います。

７つ目、スポーツツーリズムを掲げるのであれば、市外利用者の利用人数・時間はどの程度と見込まれるか。また市民の利用と市外・県外団体の合宿等のどちらを優先するのか。また経済効果はいかほどと見込んでいるか。併せてその試算の根拠を問うものであります。

８つ目、市民の利用料設定を問います。現在のグラウンド使用料と比べてどうか。スポ少など市内団体の利用料減免を一層充実する必要があると思うがどうか伺います。

９つ目、具体的に提案いたします。清流公園の拡充とそして芝生化で２面を確保し、花鳥の里スポーツ公園の一部を使って芝生グラウンド１面確保、八代ふるさと公園広場のグランドゴルフへの開放を提案するがいかがか。

清流公園周辺は、ハザードマップで３から５メートルの浸水想定区域および氾濫流想定区域とされておりますが、グラウンドならまだしも、ここには図書館や石和中学校が設置されており、万全な水害対策が求められます。その対策をした上でも、芝生グラウンド整備だけはここでは駄目だという説明は成り立たないと思いますがいかがでしょうか。

答弁をお願いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、基本計画素案が現時点での市の考えかについてです。

基本計画素案は、笛吹市芝生グラウンド整備基本計画検討委員会で、様々な意見を踏まえて検討した内容をまとめたものです。

今後、市において、検討委員会から答申された基本計画案をもとに検討を進め、議会での議論を経て、基本計画として、市の考えをお示しします。

次に施設整備の目的についてです。

基本計画素案に対するパブリックコメントで、整備目的からスポーツツーリズムを外してほしいとの意見があったことに対し、検討委員会において、スポーツツーリズムには、地域経済

への波及効果や交流人口の拡大などだけでなく、市民が市外や県外のチームと試合を行うスポーツを「する」、大会など観戦するスポーツを「みる」、大会の運営ボランティアなどとしてスポーツを「支える」といった、市民のスポーツへの多様な関わり方により、地域のスポーツ活動が活発化することも含まれるという意見がありました。

また、検討委員会での検討に際し、大手の旅行代理店、大会やスポーツ合宿の企画、手配を行う旅行代理店を対象としたヒアリング調査で、本市は、東京圏に近いことから芝生グラウンド整備による利用ニーズが高いことや温泉地であることが魅力の一つとなることなどの回答を得ました。

さらに、東京都内では、芝生のグラウンドが不足しており、近県のグラウンドを利用して試合や練習を行っているチームもあると聞いています。

このようなことから、東京都心から１００キロメートル圏に位置し、石和・春日居温泉郷に多くの宿泊施設を有している、本市の優位性を活かして、多目的芝生グラウンドを誘客施策としても活用することは当然だと考えます。

次に公共施設等総合管理計画を進めている中での、新たな施設整備についてです。

本市の既存の公共施設は、合併前の旧町村において整備したものを引き継いだため、旧町村人口規模に対応した類似施設が複数存在しています。このような施設を、現状の規模のまま維持管理していくことは、財政面で厳しいことから、公共施設の集約化、複合化、用途の変更、廃止等を計画的に進めています。

一方で、市が現在保有している施設とは別に、将来の笛吹市を見据え、市民の利便性向上を図り、新たなニーズに応える施設は、必要だと考えます。

既存施設の活用については、平成２７年度から２９年度にかけて、芝生のグラウンドを１面整備することを前提に、いちのみや桃の里スポーツ公園、花鳥の里スポーツ広場、清流公園、石和町砂原の多目的広場を候補地として検討しました。

既存の施設を芝生化することにより、今までどおりの利用ができなくなると、利用者から反対の声が上がり、整備に至りませんでした。

次に整備候補地についてです。

優良農地の確保は重要だと認識していますが、市は、子育てや高齢者福祉、学校教育、観光、移住・定住、防災、生活環境など、市民の皆さまの生活に密接にかかわる施策について、幅広く総合的かつ計画的に進める必要があります。

用地の取得費用については、不動産鑑定などを行った上で、適切な時期にお示しします。

また、整備候補地を選定した際は、地権者の皆さまに丁寧に説明し、ご理解をいただきながら対応していきます。

次に複数の既存グラウンドの芝生化についてです。

目的や規模が類似する施設を複数の場所に分散して整備することは、効率的、効果的ではないと考えます。

基本計画案における整備候補地を検討する際に、利用しやすさとして、自動車でのアクセスや周辺バス路線の充実などを評価指標に設定し、選定することとしました。

次にサブ会場としての利用についてです。

全国大会などの会場とするためには、施設の質を高くしたり、設備のグレードを高くすることが求められます。そのため、基本計画案では、多目的芝生グラウンドの整備については、大

規模な大会の開催は含めていません。

普段の練習の場、競技力向上に寄与する施設とするほか、身近な大会はもとより関東大会など、広域的な大会の会場の一つなどとしても利用できるよう検討することとしています。

次に市民の利用と市外、県外の方の利用についてです。

現時点で、市内には芝生のグラウンドがないため、市外からの利用についての人数や時間などの見込みは立てていません。

多目的芝生グラウンドの整備については、市民の利用を主として検討を進めています。

多目的芝生グラウンドの整備後における大会の開催や合宿での利用が、実際にどのくらいあるかは、現時点では把握できないため、経済効果も試算できません。

しかし、中学生のサッカー競技を例にとると、毎年８月に笛吹市長杯、１２月に冬季強化交流試合などの、宿泊を伴う大会などが開催されています。

芝生グラウンドが整備されれば、このような大会などの開催を増やすことも可能になり、宿泊や飲食などによる経済効果があると考えます。

次に市民の利用料設定についてです。

多目的芝生グラウンドの使用料については、既存グラウンドがすべて土のグラウンドであるため、ほかの自治体における芝生グラウンドの使用料などを参考に、今後検討します。

使用料の減免については、既存の社会体育施設や学校開放施設においても、児童生徒や高齢者などを対象として行っていますので、これらを参考に、総合的に検討します。

次に既存施設の芝生化の具体案についてです。

検討委員会において、施設整備候補地については、市全域を対象とした上で、市民および市外からの利用に必要な視点からの検討に加え、笛吹市都市計画マスタープランとの整合性を図ることとし、５ヘクタール以上の一団の土地が必要となることを踏まえる中で、金川の森北西部周辺エリア、みさかの湯周辺エリア、笛吹八代スマートインターチェンジ周辺エリアの３カ所を抽出しました。

その際、市民の利用に必要な視点として、人口の集中度合いが比較的低い地域を除いた地域、浸水想定区域・土砂災害警戒区域に含まれない区域を要件としました。

検討委員会での整備候補地の検討段階で、スポーツ施設が整備されているスコレーセンター周辺を整備候補地としたらどうかとの意見がありましたが、スコレーセンター周辺は、笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップにおいて浸水想定エリアとなっており、最大３メートル以上５メートル未満の浸水が想定されることから、整備候補地には含めないこととしています。

清流公園周辺については、石和中学校や石和図書館があり、これらは、住民生活に密接に関わり、その生活区域に必要な施設です。そのため、今後も、このような施設の整備が必要な場合には、当然、浸水想定区域においても整備していく必要があると考えます。

一方で、全市的な利用を想定する新たな施設の整備に当たっては、必ずしも、特定の生活区域に整備する必要がなく、整備の目的や利用対象者、施設規模などを踏まえ、主たる利用方法以外に、どのような活用が可能かということも含めた検討の結果が、整備候補地の選定につながるものであると考えます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○１８番議員（渡辺正秀君）

今の答弁でございますけども、いろいろ答弁漏れがたくさんあります。現時点での市の考えであると理解してよいかとか、基本計画（素案）の署名入りの文書ですね。そうしたことにも答えてないしね。それから今、市民の間でも、そして多くの関係者の間でも問題になっていることが数多く出されているわけですが、こうした問題についても、これをこういうふうに決めたからということで、まだまだ議論が尽くされていないというふうに感じる次第でございます。

２問しか再質問できませんので、まず１点、再質問させていただきます。

検討委員会事務局は、総合政策部政策課が担い、ここが市長の指示の下、基本計画（素案）の原案をつくってきたと思います。これまで、市の考えは市民や議員には示されませんでしたが、コンサルや検討委員会にはしっかり示されてきたと思います。そして検討委員会は終了し、答申が出され、今や市の基本計画がつくられる段階に入っているということであります。

市民や議員の検討参加にとって、大事なのは基本的な考え、基本構想段階と基本計画段階であります。基本設計、あるいは実施設計などは難しくて、一般市民、議員には手が出せない、口は差し挟めない難しい問題であります。まさにこの基本計画をつくり上げる前に、しっかりとした議論が必要だと思います。

そこで、これまで市の考えに対して、市の考え自身が示されていなかったわけですから、市民も議員も質問し、意見を出すことができませんでした。基本計画決定前に市の考えを案という形で提示し、市民、議員の意見をしっかり反映してほしい、意見を聞いてほしい、検討してほしいと思うわけです。市長の答弁を求めます。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

多目的芝生グラウンド整備基本計画の策定については、これまでの多機能アリーナや三船ミュージアムの構想とは異なり、市の構想をいきなり公表するのではなく、検討委員会を立ち上げ、市民の皆さまの意見を聞きながらゼロベースで検討をしております。

検討委員会での検討状況は、すべてホームページで公開するなど、市民の皆さまの周知にも努めているところであり、この手法が間違っているとは考えておりません。

なお、今後検討委員会から答申されました基本計画をもとに検討を進め、議員の皆さまの意見を聞く中で、基本計画の、市としての考えをお示ししたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○１８番議員（渡辺正秀君）

大事なことは、現在の市の考えが示されていない。そして検討委員会の検討は確かに公開されていますが、検討委員会に対して、われわれが意見を言うことができるわけではありません。ですからまず、市の案をしっかりと示して、それに基づいて討議するということが必要だと思

います。

それでは、２問目ですが基金の活用について。

令和４年度決算で、笛吹市の基金残高は１９９億円と２００億円に迫り、県内市町村でも突出しており、甲府市と比べると約１２０億円も多いのであります。以前も提案してきたことでありますが、仮に２０年間、毎年５億円取り崩しても、基金残高は甲府市以上の１００億円が残ります。

給与所得をはじめ市民の所得が上がらず、消費税が引き上げられ、これに追い打ちをかけてコロナ禍とインフレで市民の暮らし、特に低所得者の暮らしはひっ迫しております。基金を活用して市民の暮らしを守ることが必要であると思います。

基金を必要以上にため込んでも、インフレ下、基金は実質的には目減りする一方であります。円は２０２０年比で３１％安、日銀発表の８月輸入物価指数は１７８．７、企業物価は１１４．９であります。７月の消費者物価指数は１０２．２でありますが、光熱費１１７、食料品１０４と、生活必需品の価格高騰が激しいのであります。円安と輸入物価、企業物価の動向から、今後消費者物価の大幅な高騰が必至だと思います。

こうした状況の下、以下伺います。

すでに浅川中学校校舎長寿命化改修工事に係る契約変更について、建築工事については３．９６％のインフレスライドが含まれております。給食賄材料費は１０％の不足と見込んでおります。今年度下半期、建設事業費や物品の購入費など、どの程度の上昇を見込んでいるか伺います。

２つ目に、少なくとも秋から来年にかけて大幅な物価上昇が続くと思われます。インフレ下、基金は実質的に目減りするので、基準を大きく超える基金を保有するより、有効に活用するべきだと思いますがいかがでしょうか。

３つ目、市民の賃金、所得が上がらず、年金も減らされる一方、消費税の増税、医療、介護の自己負担増加、教育費の増加、これに追い打ちをかけるコロナまん延、インフレで市民、特に低所得者の暮らしはひっ迫しております。ここに基金を活用することが必要と思うが、市の考えはどうか伺います。

４つ目、６月議会で日本共産党議員団は、国保税均等割部分の減免、給食費の無償化、生活保護への理解の促進を提案しました。また、指定管理者制度を適用している公共施設を中心に、設備備品の老朽化や時代遅れになっている問題も指摘してきました。さらに気候変動対策や防災対策も喫緊の課題であります。これらに基金を活用するよう求めるがどうか伺います。

５つ目に、基金の積極的活用の一方、歳出の精査が必要である。多目的芝生グラウンドの新設は、整備費と後年度負担の増大を招くので、まず既存施設の活用を検討すべきではないか。

答弁をお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、令和４年度下半期の事業費の上昇見込みについてです。

今後の物価上昇については、日本銀行が７月に発表した「経済・物価情勢の展望」において

も、本年末にかけ上昇が続くと見込まれていますが、具体的な数値は示されていませんので、下半期の上昇分は見込んでいません。

次に基金の活用についてです。

基金の活用については、令和４年度一般会計予算において、９月補正時点で４０億１，０６６万円を充当しており、各種基金を目的に応じて活用しています。

また、新型コロナウイルス感染症対策費についても、一般財源を捻出するため基金を活用しています。

今後の予算編成においても、社会情勢、事業目的を勘案した上で、各種基金を効果的に活用していきます。

次に既存施設の活用についてです。

既存の公共施設については、令和２年度に策定した個別施設計画および長寿命化計画に基づき、施設の維持管理、改修等を計画的に実施しており、機能の効果的な維持に努めています。

施設の新設に当たっては、既存施設の活用も検討した上で、市民ニーズに対応した施設整備を計画的に進めます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○１８番議員（渡辺正秀君）

基金が大幅に増えた要因は、まずふるさと納税でありますが、その基金の増への効果は、ふるさと納税２４．８億円から経費約１１億円を差し引くと、１４億円程度であります。ふるさと納税効果を除いた通常財政運営による基金の増減は、基金総額１６．６億円から、ふるさと納税効果１４億円を引いて、プラス２．６億円になります。ふるさと納税効果を除いても、基金を２．６億円増やしたことになります。

市財政の目的は、内部留保を増やすことではありません。市民の幸福実現にあると思います。特に気候変動危機、インフレ危機、生活危機の現在、ため込みから基金の活用に転換すべきだと思いますがいかがでしょうか。財政当局および市長の答弁を求めます。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

基金については、今までも活用してまいりました、予算に計上してまいりましたが、適切な予算執行管理等により、基金が減らずにきたと思っております。

今後も、条例に基づきまして基金の適切な活用を考えていきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

渡辺正秀君。

○１８番議員（渡辺正秀君）

とても、２回の再質問では話が前に進められないというような状況でございまして、もっともっと質問したいことがあるわけですけれども、これは今後の議会で、この多目的芝生グラウンドについては、勉強会をもつということになっておりますので、ぜひ当局のほうもしっかり対応をしていただき、そして意見を反映してほしいと思います。

そして市民の意見をさらにしっかり聞く、議論をする場、そうしたことを設定することを求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（保坂利定君）

以上で、渡辺正秀君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（　な　し　）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午前１０時４５分といたします。

休憩　　午前１０時３２分

再開　　午前１０時４５分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、河野正博君の質疑および質問を許可します。

４番、河野正博君。

○４番議員（河野正博君）

議長の許可をいただきましたので、清心会の河野正博が一般質問をいたします。

今朝、小学校の子どもたちは、大きな声で「おはようございます」と言って、登校をいつものようにしてまいりました。

この時期は、小学校は運動会の練習真っ只中の時期でして、普通でしたら私たちも楽しみにしておるんですが、残念ながらコロナの中で観客席に行くことができません。にもかかわらず、子どもたちは毎日頑張っております。一日も早いコロナの収束と、私も含めた年寄りが小学校の運動会に出席できますように願って、質問したいと思います。

１問目、子供すこやか部の業務全般について。

令和４年３月の一般質問で、組織改革の必要性と巨大化した組織の見直しについて質問をいたしました。

すでに笛吹市でも課題として捉えており、そのときの回答で令和４年４月から子供すこやか部新設の回答がありました。

一方、国では子どもに関する取り組み、政策を社会の真ん中に据えて、子どものすこやかな成長を社会全体で後押しするため、新たな司令塔として、こども家庭庁の設置を決めております。

また、兵庫県明石市では、安心して子どもを産み育て、子どもがすこやかに育つ環境づくりを目指して、様々な子育て支援策を実施しております。結果、２０２０年人口が３０万３，８３８人、１５年前の調査からおおよそ１万人増加しております。さらに明石市の出生率は１．６２と、

国の１．３３を大きく上回り、やはり９年連続で増加しています。

子育て世帯への手厚い支援は、将来の笛吹市のために非常に重要であると考え、その意味からも新設された子供すこやか部への期待は高まっています。

以下、質問をいたします。

（１）新体制となった背景を踏まえ、令和４年度の重点施策について伺います。

（２）子供すこやか部関連の令和３年度の歳出決算額について伺います。

（３）令和４年度歳出予算額の配分について伺います。

（４）個別施設計画（保育所）では、公立保育所を徐々に民間に移行する計画となっていますが、基本的な方針と直近５年間の具体的計画について伺います。

（５）無園児、保育園もしくは幼稚園に通っていない子どものことを無園児と言うそうなんですが、この無園児についての見解と施策について伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

中村子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、令和４年度の重点施策についてです。

子供すこやか部における令和４年度の重点事業は、保護者の育児負担の軽減を図るため、市立保育所において３歳以上の園児へ主食の提供を行う市立保育所完全給食化事業、保育サービスの更なる充実を図るため、指定管理施設の民営化に取り組む、かすがい東保育所民営化事業、老朽化している私立保育園等の施設整備や改修事業に対し、その経費の一部を補助する、私立保育所等施設整備事業の３事業です。

次に、子供すこやか部関連の令和３年度の歳出決算額についてです。

子供すこやか部に関わる事業の令和３年度歳出決算額は６１億８，６２７万円で、一般会計の歳出決算総額に占める割合は１５．３％、繰越予算を除いた予算執行率は９２．４％です。

次に、令和４年度歳出予算についてです。

子供すこやか部における令和４年度の当初予算額は５２億３，０４１万円で、内訳は子育て支援課分が２２億２，９７２万円、保育課分が３０億６９万円で、一般会計の当初予算総額に占める割合は１３．５％です。

予算額ベースによる主な事業は、私立保育園などの運営費を補助する施設型給付費等事業が１６億９，８２４万円、児童手当支給事業が９億７，９０１万円、指定管理施設を含む１１の市立保育所に係る保育所運営事業が５億９，４０６万円などとなっています。

次に、個別施設計画保育所編の基本的な方針と直近５年の具体的計画についてです。

施設の維持管理や改修等に係る更新コストの削減と平準化を図りながら、市立保育所に必要な機能を効率的に維持することを基本的な方針としています。

直近５年の具体的計画として、令和５年度はかすがい東保育所の民営化、令和７年度は耐用年数を迎える石和第一保育所の改築および芦川へき地保育所の休園、令和９年度は石和第五保育所の民営化を予定しています。

次に無園児についての見解と施策についてです。

無園児とは、保育所や幼稚園といった施設に通っていない小学校就学前の０から５歳児のこ

とを指すと理解しています。無園児の中には、医療施設や認可外保育施設等の利用者や保護者が家庭での保育を望む児童もいます。

核家族化や地域のつながりが希薄化する中、保育所等を利用していない親子が孤立することにより、虐待などのリスクが高まることが懸念されています。

市では、保健師が妊婦期から関わり、地域子育て支援センター、ファミリーサポート、一時預かり等、子育てに関する行政サービスを紹介しています。

また、児童発達支援事業等の福祉サービスの利用が望ましいケースもあり、児童それぞれの特性に応じた対応を行っています。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○４番議員（河野正博君）

ありがとうございました。

再質問をしたいと思います。

無園児についてです。厚生労働省の調査では、０歳児から５歳児までの無園児は１８２万人、全国でいるという結果が出ております。それから、３歳児以上で５歳児未満は全国で１４万人の無園児がいるというふうに調査結果が出ております。もちろん、０歳児から２、３歳児まではお家で子どもを育てるお家が多いと思いますので、１８２万人は特に飛び抜けて多いというわけではないと思いますが、いずれにしても５歳児までは１４万人いるということで、もう１つは、その保育所とか、幼稚園というのは、子どものセーフティーネットで非常に重要な役割も果たしていると、先ほど部長からの答弁もあったとおり、まったく同じように感じています。

笛吹市の子育て支援のためにも、このセーフティーネット上にある無園児の把握や、理由等について調査が必要ではないかと考えています。もちろん経済的な理由で行けない子もおられたら、この点について支援する必要もあるでしょうし、子育て世代の若いお父さんやお母さんに対して、どういうことが一番悩みなのかということをつかむことが、笛吹市の子どもが増える一つの進み方ではないかと思っていますが、この点はいかがお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

中村子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

河野正博議員の再質問にお答えします。

まず、無園児の３から５歳児の把握についてですが、本年９月１日現在で、笛吹市では１４名、無園児となっております。

理由については、先ほど答弁の中でお答えしましたように、自宅で育てる方とか、あと他の施設に行っているということで、子供すこやか部のほうで把握できる部分、園に通っている部分についてと比較する中で、１４名ほど行っていないというふうな確認ができております。

あと子育てされる保護者につきましては、保健師等が関わる中で、心のサポートなんかをこれからも行っていく予定でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○４番議員（河野正博君）

ありがとうございました。また別の機会を捉えて、打ち合わせしたいと思います。よろしくお願いします。

私が自分で調査をする限り、笛吹市の子育て支援策は、山梨県の他の市町村に比べても多くの優れた施策が挙げられます。先ほど紹介をした明石市の施策と比べても、笛吹市でもかなりの部分が対応してやっております。ただ、一番の違いは情報発信力だろうと思います。

明石市では、多くの市民が子育て支援策について理解して、歓迎し、期待をしているような報道もありました。また、若い世代や子どもの増加が商店街の活性化につながるという評価結果も出ております。

笛吹市の活性化の起爆剤としての役割を、子供すこやか部に期待して、次の質問に移りたいと思います。

２問目、個別避難計画（暫定版）の活用についてです。

４年前、私が行政区長だったところに、要支援者台帳というものが配布をされて、この登録者の多さに正直言って愕然といたしました。

緊急避難時、とてもすべての登録者への対応は難しいように感じました。台帳の登録者を精査しますと、健常者と思われるような方もたくさんこの登録に載っており、台帳の整理の必要性を強く感じました。

今回、個別避難計画（暫定版）が出され、登録者の整理も行われたようにお聞きしています。各行政区の役員の皆さんや民生員の皆さんのご協力がないとできないことで、大変感謝するところです。

そこで質問をいたします。

（１）要支援者台帳から登録者の絞り込みについて、その数の推移と今後の進め方について伺います。

（２）災害発生時における個別避難計画（暫定版）の活用方法について伺います。

（３）市が計画している地区防災計画との連携について伺います。

（４）個別避難計画（暫定版）に登録していない障がい者の方の把握はできているか、伺います。

（５）災害発生時、個別避難計画（暫定版）に登録していない人への対応について伺います。

（６）個別避難計画（最終版）は、いつまでに、どのような形になるか概要をお伺いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、要支援者台帳からの登録者絞り込み数の推移と今後の進め方についてです。

現在、避難行動要支援者台帳には、２，７１５人が登録されています。個別避難計画暫定版

は、避難行動要支援者台帳の登録者すべてを対象としておりますので、絞り込みは行っていません。

今後の進め方としては、行政区の役員や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者および福祉専門職に説明を行い、協力を得ながら個別避難計画を作成していきます。

次に、災害発生時における個別避難計画暫定版の活用方法についてです。

個別避難計画暫定版は、避難支援等関係者に配布しており、要支援者の把握、災害発生時における迅速な避難支援、避難所での安否確認等に活用していただきます。また、災害関係だけでなく日頃の見守りにも活用していただきます。

次に、地区防災計画との連携についてです。

地区防災計画には、個別避難計画暫定版を活用していただくため、組での活動として要配慮者および避難行動要支援者の把握や、区での活動として区独自の要支援者台帳の整備を定めています。

次に、個別避難計画暫定版に登録していない障がい者の把握についてです。

災害対策基本法において、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村に義務付けられており、本市でも名簿を整備しています。

この名簿により、個別避難計画暫定版に登録されていない障がい者を把握しています。

次に災害発生時、個別避難計画暫定版に登録していない方への対応についてです。

障がい等があり要支援者となり得る方であっても、ご本人の事情により、個別避難計画のもとになる要支援者台帳への登録を辞退される方がいます。

要支援者への対応は、個別避難計画によることとしていますので、要支援者台帳に登録をしていない方には、登録を促していきます。

次に、個別避難計画確定版の作成時期等の概要についてです。

国からは令和８年５月までに個別避難計画を作成するよう示されています。市では、今年度中に個別避難計画の作成に使用するシステムの選定、避難支援等関係者および福祉専門職への説明を行い、令和５年度当初から登録者ごとに避難施設、避難方法および避難経路等の情報を確認し、個別避難計画に記載する作業を行っていきます。

なお、個別避難計画確定版は、完成した順に、避難支援等関係者へ配布していきます。令和６年度末までには、すべての方の計画を完成させ、配布を完了させる予定です。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○４番議員（河野正博君）

ありがとうございました。

くどいようですが、再質問をさせてもらいます。

要するに個別避難計画に載る障がい者、あるいは高齢者、一人暮らしの老人の方というのは、あくまでも本人が載せてくださいとお願いした方が載るということです。そして、部長がおっしゃられたように、これは載せたほうがいいなと思われている人も、本人の意思で、辞退される方も多くとは言えませんが、何人かおられます。いざ、防災という、何か水害等々が起こっ

たときには、この人たちのところには行くんだけど、登録していない人のところには行かないという行動は、基本的には取れない。あるいは取るべきではないと考えています。

この点を踏まえて、もう一度、台帳に載っていない人への、行政区に対する要請、あるいは支援をする人たちに対する働きかけを、行政としてはどういうふうにしていくのか、再度お聞きします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

河野正博議員の再質問にお答えいたします。

昨日の答弁にもございましたが、まずこの個別避難計画の必要性、これを全市民に対しまして、広報、ホームページ、ＳＮＳ等を使って強く周知していくということが大事だと考えております。

その上で、この事業につきましては、市民の生命に直結する事業ですので、スピード感を持って計画を作成していくということが重要だと考えております。

一方で、先ほど申しましたように、この事業には、大きな目的は、地域における助け合いということを助長していくということが大きな目標でありますので、そのへんのところを区の皆さん、また民生児童委員の皆さんに丁寧に説明する中で理解を得て、現在登録されていない方につきましても、地域の中の、地域の事情は地域の皆さんが一番よく知っておりますので、できれば登録していただきたいということを、働きかけていただくということをお願いしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

河野正博君。

○４番議員（河野正博君）

ありがとうございました。とても重要な計画ですので、ぜひ良いものになるようにお願いしたいと思います。

平成１９年に出版された、笛吹市が作った「笛吹市風水害誌」というのがここにあります。

これの中では、明治４０年の大水害から平成３年台風１８号までの水害記録が生々しい被害写真とともに記載されており、防災意識の向上にも役立つものと思います。学校や地域などの防災教育に生かすべきと考えます。まだ市役所のほうには在庫がありますので、お求めになる方はお勧めをいたします。

さて、笛吹市の風水害、この記録のこの中に、私が経験した記憶に残る水害があります。それは昭和５８年の台風５号、６号のアベック台風による被害です。濁流、激流となった金川により、当時は木造だった英橋が壊れ流出し、土手が決壊する危険が迫りました。このとき、私の住んでいる英地区の多くの住民が土嚢や木流し、三角枠等を使い、力を合わせて必死に土手を守ろうと作業をいたしました。今思うと、石がゴロゴロと言いますか、ガツンガツンと言いますか、土手に当たる音が聞こえました。

そのうちに土手の底が崩れ、あっという間にガサッ、ガサッという感じで土手が削られてい

きました。３メートルあった土手がわずか３０センチぐらいになったことを、今でも思い出します。

濁流の流れが変わり、何とか持ちこたえることができ、土手決壊という最悪の事態は防げました。以来、防災の要は共助力であると確信をいたしております。

御坂町八千蔵の方から「自助と共助の間には、もう１つ大事な「じょ」があるよ。それは近所だ」と教えられました。

住民の力が合わせ、防災に努める近所、共助に個別避難計画が役立つものになるよう、更なる内容の充実をお願いして、私の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、河野正博君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（　な　し　）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午前１１時２５分といたします。

休憩　　午前１１時１３分

再開　　午前１１時２５分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、中川秀哉君の質疑および質問を許可します。

１５番、中川秀哉君。

○１５番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、これより一般質問をさせていただきます。

第１問目といたしまして、笛吹市廃棄物の減量化、資源化および適正処理等の現状について伺うです。

令和３年１０月１日より、公明党会派といたしまして長年訴えてまいりました有料指定可燃ごみ袋の販売価格の値下げ見直し、ならびに新規格として市民から要望の多かった３０リットル袋の導入をしていただき、ようやく１年目を迎えます。現在、コロナ禍３年目を迎え各行政区の組織運営は、例年に比べ事業計画の中止もしくは縮小で活動が激減しておりますけれども、今後通常の組織運営を再開した場合に、また令和６年度より予定されている行政区運営補助金が約２５％削減され、財政面でも活動制限が見込まれる状況となっております。

こうした中、前回、令和３年２月定例議会で代表質問をさせていただいた際にお伺いいたしました、行政区未加入世帯が、平成２８年４月現在で約１７．８％から令和３年１月現在まで２０．３％と増加傾向にあるとお伺いいたしました。また、近頃では１年ごとの区長ならびに役員の交代、また環境推進委員等の活動が交代するこの行政区の中で、現状から事業継承が困難となり、このままでは行政区の事業ならびに組織破綻も伺える状況でございます。今こそ笛吹市市役所担当部課主導によります安定した行政サービスをどのように推進するか、まず地域課題の一つである「廃棄物の減量化、そして資源物の適正処理等の事業評価」から本市の取り

組みや今後の政策展開について以下、市当局のご見解を伺います。

（1）新販売価格ならびに新規格を導入して市民の利便性がどのように向上したか、市民の声、審議会、区長会、環境推進委員会、また販路での検証結果について以下お伺いいたします。

まず市民の評価、そして審議会や区長会、環境推進委員会の評価。さらには商工会やＪＡ、小売店の評価についてお伺いいたします。

２といたしまして、笛吹市内の都市化が進み、転入世帯は行政区未加入率が年々増加傾向にあり、特に石和地域におきましては、可燃物収集場所が新規設置申請に対する新住民のご不満が私の耳にも市民相談として多く寄せられております。現在は行政区長ならびに環境推進委員の許可申請が不可欠となっており、都市化が進む石和地区の人口、これが１０年前に比べて約マイナス３０７人、９７．９％に対し、世帯数におきましてはプラス１，１２２世帯、１０９．６％と多くなっている。こうした中、行政区執行部の許容範囲を大きく超えると思われますけれども、令和６年度までに市役所主導により各行政区の負担を軽減する行政サービスの政策展望および、また具体策についてお伺いをいたします。

アとして、各行政区加入世帯および未加入世帯の世帯数と推移は。

イとして、区内の未加入世帯に対する衛生管理の指導の現状は。

ウとして、令和６年以降、行政区運営交付金削減に伴い、市内の集積場の管理・申請業務を担当部課が引き継ぐお考えはあるか。

３として、障がい者や高齢者など、また運転免許証を自主返納する世帯が増えています。こうした中、コロナ禍で物価高騰の中、公益法人のシルバー人材センターが事業展開をされる高齢者支援事業ワンコインサービス、１回５００円でございますけれども、この利用希望者に対して、地方創生臨時交付金等々を活用した利用者補助金の公費助成について求めますけれども、課題について伺います。

最後に４として、これらの課題を迅速に解決する政策といたしまして、すでに甲府峡東クリーンセンターをする４市の中で、笛吹市以外、近隣３市は設置導入をしている、「２４時間ステーション」を、本市におきましても本庁舎ならびに各支所のほか公共施設の一画に早期設置導入を強く求めますけれども、課題についてお伺いいたします。

以上、１問目といたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、有料指定可燃ごみ袋の新販売価格および新規格を導入したことによる市民の利便性向上についてです。

３０リットル規格の有料指定可燃ごみ袋の導入や販売価格の減額に際しては、市の広報紙やホームページへの掲載、チラシの全戸配布、新聞折り込み等を行い、丁寧に周知したことにより、混乱を招くことなく移行することができました。

市民の皆さまからは「購入しやくなった」と、おおむね好評をいただいており、袋の規格が増えたことで、利便性も向上したものと考えております。

区長会、環境指導員会、廃棄物減量等推進審議会の皆さまには、導入決定から運用まで、大

変なご尽力とご協力をいただいており、感謝をいたします。

また、減額改定実施の際、有料指定可燃ごみ袋を取り扱っている商工会、ＪＡ、小売店には、販売委託料の減額にもかかわらず、本事業の趣旨をご理解の上、必要な対応についてご協力をいただいております。スムーズな改定を実施することができましたことに改めて御礼を申し上げます。

次に、行政区負担の軽減についてです。

行政区加入世帯数、未加入世帯数および推移について、市では、行政区加入世帯数を把握していないため、各行政区から報告のあった市の広報紙の配布世帯数を行政区加入世帯数とみなした場合ということになりますが、令和３年１２月１日現在、加入世帯数は２万３，８３６世帯、未加入世帯数は６，１４８世帯で、加入率は７９．５％になります。

５年前の平成２８年度は、加入率が８２．２％でしたので、減少傾向にあります。

行政区未加入世帯に対する衛生管理の指導については、転入、転出時をはじめ、随時お問い合わせをいただいた際に、本庁や各支所の窓口において、ごみの収集日程表および分別カレンダー等をお配りし、出し方などについて説明や指導を行っております。

また、地域の集積場所の利用については、各行政区で維持管理等を行っていただいておりますので、その旨をご理解いただき、ご協力をお願いをしております。各集積場所の詳細なルール等については、区長や環境指導員に指導をしていただいております。

行政区運営交付金削減に伴い、集積場の管理・申請業務を担当課が引き継ぐ考えについて、地域の集積場所は、各行政区で維持管理および運営を行っていただいております。行政区によって持ち出し時間、出し方などが異なることから、市役所担当課が引き継ぐことは考えておりません。

次に、シルバー人材センターのワンコインサービスの利用者に対する地方創生臨時交付金を活用した助成についてです。

ワンコインサービスは、６５歳以上の高齢者や体の不自由な方などが利用でき、可燃ごみの持ち出しなどについても対応しているサービスですが、地方創生臨時交付金については、すでに活用する事業が決定しておりますことから、臨時交付金を活用した、ワンコインサービスの利用者に対する公費助成は考えていません。

高齢化や核家族化が進み、高齢者のみの世帯が増加する中、日々のごみ出しに困難を抱える高齢者が増えていることは、地域課題の一つとして認識をしております。

今後、課題解決に向け、高齢者のごみ出し支援について、新たな取り組みを検討します。

次に、公共施設への２４時間リサイクルステーションの設置についてです。

市では、各行政区に協力をいただく中で、資源物についても収集を実施しております。

２４時間リサイクルステーションを本庁、または支所等へ設置する場合、近隣の行政区への資源物回収奨励金に影響することが予想されます。

また、施設や器具の設置、導入後の衛生管理、防火防犯等の安全性の確保などに要する経費等の増加および資源物以外の不法投棄への対応というものが必要となり、各行政区へ設置した場合でも、維持管理に係る行政区の負担増が考えられるため、地域の理解と協力が前提ということになります。

現在、これらの様々な課題に対し、あらゆる角度からの検討を行っており、今後も慎重に研究していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○１５番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。（３）のですね、ワンコインサービスについてでございますけれども、やはり内容がですね、やっぱりシルバーさんが手で持って行けるサイズのものでお願いしますとか、いろいろ限定的なところがあると。そうすると１回、月に何回も収集をお願いするとなると、かなりの金額がかかってしまう可能性があるということもありますので、そういったところも含めて、この対応をですね、また慎重に、また検討していただければというふうにも感じております。よろしくお願いいたします。

さて、１問目のですね、評価の中で再質問をさせていただきますと、この有料指定可燃ごみ袋の変更に伴いまして、昨日も代表質問の中でも答弁があったかと思いますけれども、お伺いさせていただきますと、現状、この規格、前と後の集積量の差がどのぐらいになったのかというのを確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

中川議員の再質問にお答えをいたします。

昨日の答弁でも申し上げましたとおり、昨年１０月から本年８月までの可燃ごみの排出量で比べてみますと、今年度改定後でありますけれども８，０４８トン、そして前年同月期の排出量が７，９７９トンとなりますので、増加にしまして０．８６％、ほぼ横ばいの状況ということになっております。

これの数字につきましてはですね、市民の皆さまの協力により、分別また減量に取り組んでいただいている証であると、コロナ禍が続く中、非常に在宅という時間が増える中において、この横ばいという数字は評価しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○１５番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。前市長の下ですね、この価格の有料ごみ袋が設定されて、これの設定した理由が値段を上げないと量が増えるというところから、議会としても納得したという状況があったかと思いますけど、現状、１年が経ってみてこのような状況で横ばいになっている。これは当然、市民の皆さまのご協力なしにはできないことでございますし、また今後ですね、さらにその利便性がよくなるように、ぜひともお願いしたいと思います。

もう１つ、先ほどの人口減少に伴う世帯増という部分でございますけれども、本市としては全体としてマイナス３，０５６人、１０年前に比べてですね、９５．７％に比べて世帯数ではプラス２，５５１世帯、１０９．３％という、先ほどの石和と同じような状況でございます。

この基準から特に都市化が進む石和地区等々で、核家族世帯への移行が多くなっていると感じておりますけれども、今後、先ほども言ったように行政区、未加入世帯が増えていく可能性があることに対します歯止めとなる対策についての質問をさせていただきますので、お願いいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

茂手木総務課長。

○総務課長（茂手木政和君）

中川秀哉議員の再質問にお答えをいたします。

行政区の運営を継続していくために、行政区の加入促進というのは大きな課題だというふうに思います。

市では、ホームページにおきまして、市民の皆さまに対し、行政区への加入を呼び掛けているほか、あと戸籍住民課の窓口で転入の手続きを行う際に、転入者にチラシを配布して、行政区への加入をお願いをしております。

また、行政区長が行政区未加入者に対して、加入促進を図る際の一助となるよう、行政区加入促進ハンドブックを作成して、区長の皆さまにお配りをしております。

今後も、行政区と協力しながら加入促進に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○１５番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。

それでは、第２問目といたしまして、コロナ禍の景気対策として第３弾「市単独経済対策」推進について伺うでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民や事業者を応援するため、昨年、第１弾として令和３年６月１日から８月３１日までの期間中に、笛吹市の対象店舗で「ＰａｙＰａｙ」で支払いをすると、最大３０％のＰａｙＰａｙボーナスが付与される「ともにがんばろう笛吹！対象店舗で最大３０％が戻ってくるキャンペーン」が実施されました。

また続く第２弾として、令和３年１２月１日から令和４年３月、これは１カ月延長もされたということでございますけれども、年度末までの期間中に、長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、市民の生活や事業者に多大な影響が出ているため、市民や事業者を支援することを目的として、１人１万円分の市内の店舗・事業所で使用できる新型コロナウイルス感染症緊急経済対策「ハートフルタウン笛吹！商品券事業」が実施されました。コロナ禍の不安で消費低迷していた市民や観光客激減で苦しむ市内中小企業・個人事業者にとって、大変希望の光となったと思っております。

本年はコロナ禍３年目を迎え、いまだ景気回復は見込めず、またさらに世界の異常気象や半年に及ぶロシア軍のウクライナ侵攻の影響で、世界インフレやエネルギー・食料価格の高騰による打撃が市民生活に重くのしかかっております。

今後も、冬季に子育て世帯や生活困窮者のほか全市民の生活必需品となる灯油や生活資材の

価格高騰が見込まれる中、市民や市内中小企業・個人事業者を支援するため、地方創生臨時交付金を活用して、第３弾となる消費喚起・事業者支援の緊急経済対策を求め、以下、市当局のご見解を伺います。

（1）第１弾・第２弾の事業に対する市民・事業者の事業評価と今後の課題について伺います。

（2）県内外の先進自治体を参考に第３弾の経済対策の事業計画を求めますが、いかがでございますか。

以上、質問と代えさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、第１弾・第２弾の評価と今後の課題についてです。

第１弾のＰａｙＰａｙボーナスが３０％付与される消費喚起キャンペーンについては、令和３年６月１日から８月３１日までの３カ月間、実施しました。

利用者数は延べ３３万１千人、決済総額は約１９億円、事業開始前約２００件であった登録店舗数は、事業終了時には８００件以上になるなど、市民、事業者ともに大きな経済効果があったと考えております。

また、事業の目的である、消費喚起に伴う地域経済の活性化および非接触型決済の促進に寄与できたと考えています。

第２弾の「ハートフルタウン笛吹！商品券事業」については、令和３年１２月１日から令和４年３月３１日までの４カ月間、実施しました。

商品券を６万８，７０２人に交付し、商品券交付対象者に対する交付率は９９．２％でした。取扱店舗として７９２店舗に協力をいただき、換金金額は６億７，５９６万４千円で、商品券交付金額に対する換金率は９８．３９％でした。

交付率および換金率が高いことから、この事業を実施したことにより、幅広い世代の市民生活の応援および市内事業者の支援ができたものと考えています。

次に第３弾の経済対策についてです。

国や県の動向を注視しながら、必要に応じ地域経済の支援策を検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

中川秀哉君。

○１５番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。まさにですね、このコロナの中で、希望の光と先ほど申し上げましたけれども、この非接触型の中で、なかなか高齢者が使いづらいというご批判、またご指摘をいただいた中での暮れに向かっての商品券、特に共通券と地元券というふうに分けていただいたということで使い勝手も良かったと。ただ、事前にどの店舗がどういうふうに使えるのかというのがですね、なるべく早く分かってほしかったという、そういう声も伺いましたので、

申し添えたいと思います。

さて、国では８月１５日にですね、岸田首相の発声の元、地方創生臨時交付金、こちらの新たな追加予算が盛られたと聞いております。９月９日の内閣府地方創生推進室の通達によりますと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設についてということでございます。

価格メニューにつきましても、この消費下支えの対応、また地域公共交通や地域観光業に対する支援等々、様々なメニューが予定されるということも聞いておりますので、ぜひともご参考にいただきまして、笛吹市にとって、より良い政策をですね、打っていただくようお願いを申し上げ、私の質問に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、中川秀哉君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（　な　し　）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後１時３０分といたします。

休憩　　午前１１時５３分

再開　　午後　１時３０分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、山田宏司君の質疑および質問を許可します。

３番、山田宏司君。

○３番議員（山田宏司君）

清心会の山田宏司です。

議長の許可をいただきましたので、質問いたします。

令和４年４月に保健福祉部から「子供すこやか部」が分離独立し、新しい組織として創設されました。これは、子育て環境の多様化、家庭環境、妊産婦に関する相談が増加し、内容も複雑化していることから､妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うためであります｡「ハートフルタウン笛吹」実現に向け、様々な子育て支援、公費負担医療費助成、養育支援、保育所運営等など住民サービスを行い、笛吹市に暮らす子育て世代に対して、手厚い助成やきめ細やかな支援と相談できる体制は、少子化対策として笛吹市の人口増加への重要な施策であるといえます。

笛吹市の人口は、２０２２年４月現在６万７，９４５人です。その中で０歳から１８歳までの人口は１万３６１人、出生者数は令和３年度５１２人でした。１０年前の２０１２年４月までは、人口７万１，７８１人、０歳から１８歳は１万２，８１７人でした。人口ではマイナス３，８３６人、０歳から１８歳はマイナス２，４５６人と人口減少とともに、子どもの人数の減少傾向にも歯止めが効かない状況が続いています。

一方、子どもがほしくても多様な事情から、出産し育てることが困難な状況に悩んでいる方がいると聞いています。この方々に寄り添い、励まし支援することは「やさしさあふれる街、

ハートフルタウン笛吹」の根幹であると考えます。

それを踏まえて、以下をお伺いします。

（1）令和４年度より不妊治療が保険適応になりました。それに伴い、山梨県では不妊治療の助成を終了したと聞いています。笛吹市の支援内容に変更等があるのか、また、支援の条件や内容についてお伺いします。

（2）不妊治療の種類と、その治療にかかる費用についてお伺いします。

（3）不妊治療支援申請数の件数について、令和元年度、２年度、３年度の実績をお伺いします。

（4）不妊治療支援事業の令和４年度歳出予算額をお伺いします。

（5）不妊治療支援の周知徹底、内容の充実と事業費の増額についての今後の見解をお伺いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

中村子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

山田宏司議員の一般質問にお答えします。

まず、本市の不妊治療の支援内容変更の有無、支援の条件や内容についてです。

本市では、平成１９年度から、妊娠を望み不妊治療を行っている夫婦に対し、笛吹市不妊治療費支援事業補助金交付要綱に基づき、その治療に要する費用の一部を補助しています。補助金額は、不妊治療に要した医療費の自己負担額の２分の１で、１回の治療につき１０万円を上限としています。また、補助金の交付回数は、年度につき２回、通算５年を限度としています。

令和４年４月から、不妊治療が保険適用となったことに伴う支援内容の変更はしていません。

支援に当たっては、医療機関で不妊症と診断され、その治療を行っていること、補助金申請の時点において、戸籍上の夫婦として、１年以上継続し本市の住民基本台帳に登録されていること、市税等の滞納がないことおよび治療期間終了から１年以内の申請等が条件となります。

次に、不妊治療の種類と治療費用についてです。

不妊治療は、タイミング療法や人工授精などの一般不妊治療と体外受精、顕微授精および男性不妊治療などの特定不妊治療の２種類に分けられます。

厚生労働省が令和３年３月に公表した「不妊治療の実態に関する調査研究」によると、各治療法における１周期当たりの主な治療費用は、タイミング療法が５千円未満、人工授精が１万円以上２万円未満、体外受精が３０万円以上４０万円未満、顕微授精が５０万円以上６０万円未満、男性不妊治療が５万円未満となっています。

次に、令和元年度から３年度までの申請件数の実績についてです。

不妊治療費支援の申請件数は、令和元年度が１０９件、２年度が１１６件、３年度が１４２件です。

次に令和４年度の歳出予算額についてです。

令和４年度の不妊治療費支援事業に係る歳出予算額は、１，００８万円を計上しています。

次に、不妊治療支援の周知徹底、内容の充実と事業費増額についてです。

支援事業については、引き続き、市の広報紙やホームページを活用して周知に努めます。

不妊治療に対する支援は、少子化および定住対策等に資する重要な施策の一つと考えていま

す。令和４年度から、有効性や安全性が確認された不妊治療が保険適用となったことや実績を踏まえ、必要な予算額を確保していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○３番議員（山田宏司君）

ありがとうございました。少子化が進む現在、子供すこやか部の取り組みというのは、非常に重要になってくると思います。今後とも最前線に立って、少子化問題、また子育て問題に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

再質問というわけではありませんが、子育てについて、子どものことについて、ちょっと１つだけお話をさせていただきます。

９月５日に、あってはならない悲しい事故が起きてしまいました。幼稚園の送迎バスの中へ３歳の園児を置き去りにして、熱中症で亡くなるという悲しい事故です。３０度以上の車内に置き去りにされ、暑く苦しかったことでしょう。あまりの暑さに自分で服を脱ぎ、持参した水筒の中身は空になっていたと聞いています。このような事故はあってはならないことです。何の罪もない園児の未来を奪い、家族の幸せを奪ってしまったのです。

なぜこのようなことが起きたのか、なぜ降車後に車内を確認を行わなかったのか、憤りを通りこして怒りすら覚えます。

点呼を怠り、教室でもいないことに気付かない、考えられないほどの人為的ミスが続いた結果です。

この事件を受け、ある県の幼稚園では、園児に車内に取り残されたら車のクラクションを鳴らせと実技体験をして教えているそうです。

この指導も大切ですが、やはり小さな園児は体力もなく、体も小さいです。簡単に外へ助けを求められる装備も、今後必要になってくると思います。

本市でも、多くの保育所、幼稚園がありますが、防げる事故を起こさないために、行政からの指導をお願いしたいのですが、よろしければ見解をお聞かせください。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

中村子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

山田宏司議員の再質問にお答えいたします。

今回この事件を受けまして、幼稚園、本市の保育課のほうで所管しております保育所につきましては、今回の事故についての注意喚起、事故防止の通知を発したところでございます。

今後につきましても、このような事件が起きないよう、指導徹底してまいるようにしてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○３番議員（山田宏司君）

ありがとうございます。本当に防げる事故、人為的なミスがなければ亡くならなかった命のことを考えると、これには真剣に取り組んでいかなければならないということを、私は思います。今後ともぜひ、よろしくお願いします。

人口減少に伴い、少子高齢化が進む現在、少子化対策には力を入れなければなりません。そのためには、手厚い支援と環境整備が重要です。子どもを産み、安心・安全に育てられる環境づくりと支援は切り離せません。その支援を継続し、またニーズのある支援は検討し、実行していくこと、質の高い教育環境の整備と合わせ、少子化対策になるのではないかと考えます。

これからも一丸となって取り組んでいただきたい。子育てをするなら笛吹市と言われるようなまちになっていただきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、山田宏司君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（　な　し　）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後２時といたします。

休憩　　午後　１時４４分

再開　　午後　２時０１分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、岡由子君の質疑および質問を許可します。

１番、岡由子君。

○１番議員（岡由子君）

岡由子でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、２問質問させていただきます。

１．女性農業者支援について。

本市の基幹産業である農業は、令和４年７月１８日、山梨、甲州、笛吹の３市で構成する峡東地域が新たに世界農業遺産に認定されました。「ぶどうや桃に限らず、多種多様な果物を育て、日本独自の生産法で農業生物多様性を実現している点を評価された」とのことです。７年越しの取り組みが実現しました。今後は、産地ブランド化や後継者育成にもさらに力を入れ、後世につなげることが重要になります。

２０２０年１２月、閣議決定した第５次男女共同参画基本計画には「農林水産業における男女共同参画の推進」が記され、農業分野での女性の参画を推進しております。農林水産省「２０２０年農林業センサス」によりますと、令和２年の基幹的農業従事者は、６５歳以上が７０％、４９歳以下が１１％となっております。また男女の割合は、女性が５４万人で４０％を占めます。また、令和元年の新規就農者に占める女性の割合は２４％でした。このように女性は農業の担い手として重要な役割を担っております。

株式会社日本政策金融公庫の平成２８年９月の平成２８年上半期農業景況調査によりますと、直近３年間では女性経営主、または女性が役員、管理職にいる事業者の経常利益増加率は１２６．６％に対し、女性が経営に関与していない事業者では５５．２％と、７１．４ポイントの差がありました。

また、令和元年１２月の株式会社日本政策金融公庫、令和元年度７月農業景況調査によりますと、女性が農業経営に関与している割合は売り上げ規模で１千万円未満が３５．９％に対し、５千万円以上１億円未満が６０．９％、５億円以上が６７．１％となっており、売り上げ規模の大きな経営体ほど女性が経営に関与している傾向にあります。

農村女性の起業動向は農林水産省、農村女性による起業活動実態調査によりますと、平成９年度は４，０４０件に対し、平成２８年度は９，４９７件と２０年間で２倍以上に増加しております。

このように農業分野における女性の参画が増加する中で、女性農業者が働きやすい環境を支援することで、持続可能な農業政策へとつながると思います。

本市の取り組みについて、お伺いいたします。

（１）農業委員、農業協同組合の役員、土地改良区の理事など地域の農業政策・方針決定過程での女性の参画推進のための具体的な取り組みはありますか。

（２）農業の家族経営協定に対する現状はいかがですか。また、協定数を増やすための取り組みはありますか。

（３）女性農業者が働きやすい環境整備に向けての具体的な取り組みはありますか。

（４）女性農業者の経営参画の推進に向けての取り組みはありますか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まず、地域の農業政策・方針決定過程での女性の参画推進のための具体的な取り組みについてです。

県では、農業委員やＪＡの役員への女性の登用を推進しており、市においても農業委員への女性の登用を図っています。

今後も、県が例年開催している女性農業者のリーダーを育成するセミナーを活用するなど、女性の参画を推進していきます。

次に、家族経営協定の現状と協定数を増やす取り組みについてです。

家族経営協定は、家族で取り組む農業経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件などを取り決めるもので、本市では、現在６６件の協定が締結されています。

家族間の役割を明確にし、経営に関わる意識の向上やワーク・ライフ・バランスの改善を図るひとつのツールとして、営農や就農相談の際に制度の紹介を行うとともに、希望者には、協定書の作成支援を行っております。

次に、女性農業者が働きやすい環境整備に向けた具体的な取り組みについてです。

女性農業者が働きやすい環境をつくるためには、家族間で役割を分担し、就業条件などを取り決める家族経営協定が有効であると考えます。

また、国では、女性農業者が働きやすい施設整備として、女性農業者のための、圃場への簡易トイレの設置や更衣室の整備などを支援する事業を行っていますので、ＪＡと連携して周知をしていきます。

次に、女性農業者の経営参画の推進に向けた取り組みについてです。

本市の農業経営のほとんどが家族経営であり、女性農業者も重要な役割を担っています。

本市が開催する農業塾の講習会は、女性の参加が年々増加しており、受講者の占める女性の割合は３割を超えています。

女性農業者が栽培技術を向上させることは、農業経営の参画にもつながるものと考えますので、引き続き農業塾の取り組みに推進していきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○１番議員（岡由子君）

ありがとうございました。大変、前向きにいろいろ取り組んでいただいていることがよく分かりました。質問ではなくて意見とさせていただきたいと思います。

女性農業者のリーダーを育成するための支援や家族経営協定、６６件結ばれているということで、そういった支援をされているということは、農業分野において女性の参画のみならず、新規就農する男性にも大きな支援になるかと思います。

国が推進する女性農業者が働きやすい施設整備を支援する事業があるとのことですので、更なる周知をお願いしたいと思います。

また、農業塾の女性の受講者が３割を超えているとのことですので、栽培技術のみならず、例えばラッピング、それからフルーツや野菜のカッティング、それから写真の撮り方、あとＳＮＳでの発信など、栽培技術以外の講座なども取り入れていただけて、女性のアイデアが事業へつながるような支援もぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

２．新生児聴覚検査の実施について。

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、すべての新生児を対象とし、新生児聴覚検査を実施することが重要であります。

家庭の経済状況にかかわらず、すべての新生児を対象として実施するためには、新生児聴覚検査費用の公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図ることが重要です。検査費用は、検査の種類にもよりますが、２千円から１万円かかると言われております。

本市では、費用の一部公費負担として３千円を上限とし、公費負担を行っております。厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べによりますと、令和元年公費負担の実施市町村数は５２．６％であり、受診率は９０．８％でした。本市がいち早く、新生児聴覚障害の早期発見に対応していることは、少子化対策にもつながる子どもの未来を応援する施策として評価できます。

本市での取り組みについて、お伺いいたします。

（１）新生児聴覚検査の目的や検査方法について、どのように周知啓発を行っていますか。

（２）本市では、新生児聴覚検査の公費一部負担はいつから実施されていますか。

（３）公費負担があることの周知方法および申請方法はどのようになっておりますか。

（４）新生児数に対する受診者数の割合は、過去３年でどのくらいですか。

（５）今後の取り組みはどのように考えていますか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

中村子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まず、検査の目的や方法についての周知啓発についてです。

市では、母子健康手帳を交付する際および妊婦が転入する際の手続き時を利用して、すべての妊婦に対し、検査の目的、時期および方法等の説明を行っています。

また、出産時に入院する医療機関においても、出産後、改めて検査の目的を説明し、保護者の承諾の下、検査を実施する体制となっています。

次に、検査の公費一部負担の開始時期についてです。

平成３０年度から検査費用の一部である３千円を公費負担しています。

次に、公費負担の周知および申請方法についてです。

助成を受けるために必要となる受診票は、母子健康手帳を交付する際および妊婦が転入する際の手続き時に交付し、検査時は受診票と母子健康手帳を医療機関に提出すること、検査費用の一部公費負担があることを案内しています。

検査費用は、本市と検査の実施に係る委託契約を交わした医療機関に対し、検査に係る事務を委託している山梨県市長会を通じ助成しますので、申請の必要はありません。

ただし、里帰り出産等により、委託医療機関以外で受診する場合は、関係書類を添付し、申請していただく必要があります。

次に、過去３年の受診者数の割合についてです。

令和元年度は新生児４７８人に対し４６２人が、２年度は新生児４６１人に対し４５４人が、３年度は新生児５１２人に対し４９４人が、新生児聴覚検査を受診しています。受診率は、いずれの年度も９６％を超えています。

次に、今後の取り組みについてです。

今後も、新生児聴覚検査の受診勧奨を行うとともに、再検査の必要がある等の新生児に対しては、自宅に保健師などが訪問して新生児の身体測定や母子の健康状態などを確認する赤ちゃん訪問等の機会に、速やかに専門医への受診につなげられるよう保護者の指導援助に努めていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○１番議員（岡由子君）

ありがとうございました。

再質問させていただきます。

検査の結果、異常が見つかった子のその後についてです。精密検査の結果を管理し、要支援

児に対する療育を遅延なく実施するための指導、援助体制というのはできているのでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

中村子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

岡由子議員の再質問にお答えします。

再検査の結果、特別な支援が必要と判断された乳幼児の保護者に対する指導についてですが、保護者に対してなるべく早期に療育が開始できるよう、検査した医療機関と連携し、補聴器や人工内耳等、乳児に必要と判断された療育方法の情報提供を行いながら、担当の保健師が指導してまいります。

その際、保健師は心配や不安な気持ちが軽減されるよう、保護者の心に寄り添った対応にも努めています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○１番議員（岡由子君）

ありがとうございます。大変、寄り添った形での支援をしていただけるということが分かりました。

聴覚検査をするための機器を持たない助産院での出産ですとか自宅での出産、そういった乳児もわずかではあっても、おります。その乳児が検査から漏れることなく受診できるような支援もよろしくお願いしたいと思います。

また今後も新生児聴覚検査を周知して、適切な支援をお願いして、私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、岡由子君の質疑および質問を終了します。

ただいま、議題になっております議案第６３号から議案第１１０号までの４８案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日９月１５日から９月２９日までは議案調査のため、休会といたしたいと思います。

これご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日９月１５日から９月２９日までは休会とすることに決定をいたしました。

次の本会議は９月３０日、午後１時３０分から再開をいたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会　　午後　２時２０分

令　和　４　年

笛　吹　市　議　会　第　３　回　定　例　会

９　月　３　０　日

令和４年笛吹市議会第３回定例会

１．議 事 日 程（第４号）

令 和 ４ 年 ９ 月 ３ ０ 日
午後　１時３０分開議
於　　議　　場

日程第　１	議案第６３号	笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第　２	議案第６４号	笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第　３	議案第６５号	笛吹市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部改正について
日程第　４	議案第６６号	笛吹市立保育所条例の一部改正について
日程第　５	議案第６７号	笛吹市御坂路さくら公園条例の一部改正について
日程第　６	議案第６８号	令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第５号）について
日程第　７	議案第６９号	令和４年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第　８	議案第７０号	令和４年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第　９	議案第７１号	令和４年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算（第１号）について
日程第１０	議案第７２号	令和４年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
日程第１１	議案第７３号	令和４年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算（第２号）について
日程第１２	議案第７４号	令和４年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算（第１号）について
日程第１３	議案第７５号	令和４年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算（第１号）について
日程第１４	議案第７６号	令和４年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について
日程第１５	議案第７７号	令和４年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について
日程第１６	議案第７８号	令和４年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について
日程第１７	議案第７９号	令和４年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について

日程第１８　議案第８０号　令和４年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について
日程第１９　議案第８１号　令和４年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について
日程第２０　議案第８２号　令和４年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について
日程第２１　議案第８３号　令和４年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について
日程第２２　議案第８４号　令和４年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について
日程第２３　議案第８５号　令和３年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第２４　議案第８６号　令和３年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第２５　議案第８７号　令和３年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第２６　議案第８８号　令和３年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について
日程第２７　議案第８９号　令和３年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第２８　議案第９０号　令和３年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
日程第２９　議案第９１号　令和３年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３０　議案第９２号　令和３年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３１　議案第９３号　令和３年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３２　議案第９４号　令和３年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３３　議案第９５号　令和３年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３４　議案第９６号　令和３年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３５　議案第９７号　令和３年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３６　議案第９８号　令和３年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３７　議案第９９号　令和３年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について

日程第３８　議案第１００号　令和３年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第３９　議案第１０１号　令和３年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第４０　議案第１０２号　令和３年度笛吹市水道事業会計決算認定について
日程第４１　議案第１０３号　令和３年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について
日程第４２　議案第１０４号　令和３年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について
日程第４３　議案第１０５号　令和３年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定につい
日程第４４　議案第１０６号　普通財産の譲与について
日程第４５　議案第１０７号　契約の締結について（浅川中学校備品購入）
日程第４６　議案第１０８号　契約の締結について（大型水槽付消防ポンプ自動車購入（明許））
日程第４７　議案第１０９号　市道認定について
日程第４８　議案第１１０号　市道廃止について
日程第４９　議案第１１１号　令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第６号）について
日程第５０　議案第１１２号　人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第５１　同 意 第 ４ 号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第５２　同 意 第 ５ 号　監査委員の選任について
日程第５３　同 意 第 ６ 号　公平委員会委員の選任について
日程第５４　閉会中の継続審査について

２．出席議員は次のとおりである。（１９名）

１番	岡　　由　子	２番	落　合　俊　美
３番	山　田　宏　司	４番	河　野　正　博
５番	河　野　智　子	６番	武　川　則　幸
７番	神　澤　敏　美	８番	神宮司正人
９番	荻　野　謙　一	１０番	古　屋　始　芳
１１番	野澤今朝幸	１２番	中　村　正　彦
１３番	海野利比古	１４番	渡　辺　清　美
１５番	中　川　秀　哉	１６番	前　島　敏　彦
１７番	小　林　　始	１８番	渡　辺　正　秀
１９番	保　坂　利　定		

３．欠席議員

（　な　し　）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１９名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	深澤和仁
総合政策部長	返田典雄	会計管理者	市川要司
市民環境部長	雨宮和博	保健福祉部長	西海好治
子供すこやか部長	中村富之	産業観光部長	小宮山昌彦
建設部長	角田和仁	公営企業部長	水谷和彦
教育部長	赤尾好彦	総務課長	茂手木政和
政策課長	小澤宏之	財政課長	金井久
消防長	矢崎丈司	代表監査委員	横山祥子
農業委員会会長	三枝啓一		

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３名）

議会事務局長	荻野重行
議会書記	橘田裕哉
議会書記	古屋幹仁

再開　　午後　１時３０分

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は１９名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくよう、お願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第１　議案第６３号から日程第４８　議案第１１０号までを一括議題とします。

本案については今定例会初日、９月１４日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、神宮司正人君。

○総務常任委員長（神宮司正人君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る９月１４日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、９月１６日、２０日、２１日、２２日、２６日の５日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものをご報告いたします。

議案第６４号　「笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

総務部総務課の審査において、設置する危機管理アドバイザーの職務について、さらに説明を求めたところ、危機管理、職員の非違行為、地域防災計画等に関して、指導、助言をいただく。まずは、職員のコンプライアンス向上についての研修を考えているとの説明がありました。

また報酬についての質問があり、１回ごとの報酬で、今年度は６回を予定しているとの回答がありました。委員からは、よく検討しながら運用してほしいとの意見がありました。

議案第６８号　「令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第５号）について」

総合政策部企画課の審査では、ふるさと納税事業、役務費の広告料および委託料のメールマガジン配信業務委託について、当初予算ではなく補正予算での対応となったことについて、さらに説明を求めたところ、今年度８月末時点で、約１５億９千万円、前年度比、約１．６倍となっている。今年度、さらに寄附者の獲得、寄附額の増額を目指し、寄附が集まる年末に向けて、富裕層向け広告、メールマガジン、検索連動型広告を実施していくための補正をお願いするものであるとの説明がありました。委員からは、重要な事業なので、広告・ＰＲ等をさらに進めてもらいたいとの意見がありました。

議案第８５号　「笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」

総合政策部政策課の審査では、企画費における業務効率化事業の委託料について、業者選定、目的、今後の取り組みについてさらに説明を求めたところ、業者については３社によるプロポーザルによって選定をした。目的については、業務量や業務手順を客観的に分析することで、適正な職員配置やＩＣＴの活用による業務の効率化等を目指していく。今後の取り組みについては、業務分析結果に基づいて各課が作成した業務改善計画書により、業務改善を進めていくとの回答がありました。委員からは、大いに期待しているので、十分に役立ててもらいたいとの意見がありました。

また、委員１名より、総合政策部所管の議案第８５号　「笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」、反対の討論がありました。

総務部防災危機管理課の審査では、災害対策総務費、災害対策事業、防災備蓄倉庫整備事業について、防災備蓄倉庫を設置した指定避難所についてさらに説明を求めたところ、富士見小学校に防災備蓄倉庫として２棟、八代総合会館に１棟、若彦路ふれあいスポーツ館に３棟であるとの説明がありました。また、委員から、収納する備蓄品について質問があり、備蓄品は令和４年度の予算で購入するとの説明がありました。さらに委員からは、他の指定避難所の防災備蓄倉庫の整備計画についての問いがあり、令和４年度、令和５年度で、２５カ所の指定避難所に、合計４７棟の整備を行うとの回答がありました。

消防本部の審査では、通信施設管理事務、役務費について、年間の１１９番回線の件数について、質問をしたところ、昨年は４，９８４件の入電があったとの回答がありました。委員からは、コロナ禍も含め隊員一人ひとりの負担も増えていると思う。今後も隊員の負担の軽減について、指令センターの共同運営等、様々な工夫を考えてもらいたいとの意見がありました。

市民環境部市民活動支援課の審査では、交通安全施設整備事業のうち通学路整備に係る工事請負費について、通学路にグリーンベルトを敷設したとのことだが、その整備箇所と、総延長について質問をしたところ、令和３年度については、２工事を一宮地内で行い、総延長は１，１７３メートルであったとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第６３号　「笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第６４号　「笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第６５号　「笛吹市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部改正につい

て」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第６８号　「令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第５号）について」のうち、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第８５号　「令和３年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、総務部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

各支所所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第１０６号　「普通財産の譲与について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１０７号　「動産の取得について（浅川中学校備品購入）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１０８号　「動産の取得について（大型水槽付消防ポンプ自動車購入（明許））」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第６８号　「令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第５号）について」および、議案第８５号　「令和３年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、３常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第６３号から議案第６５号を一括議題といたします。

お諮りします。

本３案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本３案についての委員長報告は、可決です。

本３案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第６３号から議案第６５号は原案のとおり可決されました。

議案第１０６号から議案第１０８号を一括議題といたします。

お諮りします。

本３案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本３案についての委員長報告は、可決です。

本３案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第１０６号から議案第１０８号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、武川則幸君。

○教育厚生常任委員長（武川則幸君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る９月１４日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、９月１６日、２０日ならびに２１日、２２日、２６日の５日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第６６号　「笛吹市立保育所条例の一部改正について」では、子供すこやか部保育課の審査では、市立保育所を民営化することによる笛吹市のメリットについて説明を求めたところ、私立保育所へ移管することで、国から国庫負担金等が交付されるようになり、市の財政負担が軽減されるとの回答がありました。

また、軽減される費用の具体例について、詳しく説明を求めたところ、今後予想される施設改修費用や、人件費等があげられるとの説明がありました。

議案第６８号　「令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第５号）について」では、保健福祉部長寿支援課の審査では、特殊詐欺対策アダプタ取付費用補助事業について、どのように特殊詐欺の電話と判断するのか説明を求めたところ、録音された通話をＡＩが分析し特定のキーワードを認識することで、特殊詐欺かどうか判別するとの回答がありました。

さらに、事業の周知方法について説明を求めたところ、広報紙やホームページを通じての周知を考えているとの回答がありました。

また、笛吹市では、特殊詐欺対策の事業を行っていることを世間に周知することで、犯罪の抑止にもつながるとの説明がありました。

議案第８５号　「令和３年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」では、子供すこやか部保育課の審査では、病児保育開設支援事業病児・病後児保育所「そらいろ」について、この執行状況は、子どもが元気でいることの表れだと思うが、利用できる子どもの病気等は、どの程度を想定しているかとの問いに対して、一時的に集団保育ができない程度の、風邪やケガであり、治療が長期的になるようなものは、想定していないとの説明がありました。

図書館の審査では、図書館管理運営費　備品購入費について、市内の全図書館の合計蔵書数

と、購入する書籍の選定基準について説明を求めたところ、全蔵書数は、令和４年３月３１日現在、４８万１，１４１冊である。また、書籍購入については、資料選定および廃棄の内部規定に基づき選定し、週１回開かれる司書の会議に諮り、市民からのリクエストを加味して、最終的に購入する書籍の決定をするとの回答がありました。

議案第８６号　「令和３年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」では、市民環境部国民健康保険課の審査では、保険給付費出産育児一時金の執行状況について、出産率の減少により、給付の執行率も減っていく傾向は理解できるが、国民健康保険課として出産育児一時金の増額を検討する考えはあるかについて質問したところ、県内他市町村の国民健康保険の出産育児一時金についても本市と同額の原則４２万円を限度額としている。現在、国のほうで増額の動きがあるが、それに伴い医療機関が医療費を増額することも懸念される。他自治体では子育て支援の政策として、出産育児一時金とは別に出産祝金等、別の給付を行っている例もあるとの回答がありました。

委員からは、出生率や将来的な税収の向上という観点からも、若い世代が出産育児も含め、生活しやすくなるような、新たな手立ての取り組みを仕掛けていくことが重要だとの意見がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第６６号　「笛吹市立保育所条例の一部改正について」、賛成多数で可決すべきものと決定。

議案第６８号　「令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第５号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第６９号　「令和４年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第７０号　「令和４年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第２号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第７１号　「令和４年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算（第１号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第７２号　「令和４年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第７４号　「令和４年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算（第１号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第８５号　「令和３年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」、保健福祉部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第８６号　「令和３年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛

成多数で認定すべきものと決定。

議案第８７号　「令和３年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第８８号　「令和３年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第８９号　「令和３年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第９１号　「令和３年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行いますが、議案第６８号および議案第８５号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、３常任委員長報告終了後に討論および採決を行います。

議案第６６号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結します。

これより、議案第６６号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　多　数　）

起立多数です。

よって、議案第６６号は原案のとおり可決されました。

議案第６９号から議案第７２号および議案第７４号を一括議題といたします。

お諮りします。

本５案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本５案についての委員長報告は可決です。

本５案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第６９号から議案第７２号および議案第７４号は原案のとおり可決されました。

議案第８６号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

５番、河野智子君。

○５番議員（河野智子君）

議案第８６号　「令和３年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の反対討論を行います。

令和３年度の国民健康保険特別会計決算は、歳入総額が８４億６，９４６万８，４１３円、歳出総額８０億５，６２４万４，２９４円でした。収納率が前年度と比較して現年度分、過年度分ともに上回り、保険税収入済額は予算現額を５千万円、上回りました。令和２年度には、コロナによる受診控えがあり、１人当たりの給付実績は減少していましたが、令和３年度は令和元年度と同程度でした。基金残高は財政調整基金に３億円積み増し、９億９千万円となりました。

その一方で、一般被保険者国民健康保険税の収入未済額は２億７千万円、不納欠損額は３，６００万円、これは国保税が高いために払うことができなかった方がいることを表しています。令和３年度はコロナ発生から２年目の年であり、コロナの影響により収入が減少した方が多かったのではないでしょうか。また、国保加入者には高齢者が多く、年金を頼りに生活している方にとっては、負担が大きいと言えます。

長期間、国保税が払えず、資格証明書が発行されている方は病気になっても受診することが難しいでしょう。病気が重症化してから受診するのでは、医療費も増え、治すのも難しくなります。

日本共産党議員団は、家族の人数が多いほど金額が増える均等割額引き下げと子どもの均等割の減免を求めてきました。３億円、基金を積み増すのではなく、加入者の負担を減らす対策に使うべきであったと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（保坂利定君）

賛成討論を許します。

９番、荻野謙一君。

○９番議員（荻野謙一君）

議案第８６号　「令和３年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場で討論いたします。

国保を取り巻く状況は、少子高齢化の進展により被保険者数は減少傾向にある中、高齢者人口の割合が増加する一方、生産年齢人口は減少しているため、国民健康保険の財政運営は一段と厳しい状況が続いています。

こうした状況において、市民の健康と医療を守り、安定した国保運営を続ける必要があることから、平成３０年度の国民健康保険制度改革により県は市町村とともに財政運営の責任主体となり、市町村は必要となる費用と被保険者から国民健康保険税として徴収し、県へ納付する仕組みに改められたところであります。

この県への納付金の額は、前年度の医療費を参考に県全体で必要に見込まれる医療費の額を市町村の被保険者数や所得額によって案分した各市町村の医療水準により市町村ごとの納付金を算定し、市は県から示された納付金を納めるわけですが、１人当たりの医療費が高い笛吹市は激減緩和措置として令和３年度では９，５４１万円を、国、県より公費負担をしていただいた状況です。

令和３年度の国民健康保険特別会計決算における歳入は８４億６，９４６万円、歳出は８０億

５，６２４万円でありました。繰り越しを除く実質単年度収支は、２億６，２００万円のプラス決算となっていますが、激変緩和措置による恩恵を考慮すると、実質１億６千万円ほどのプラスにおさまっているところになります。このプラス要因については、歳出における県への納付金支払額が昨年度より１億４千万円ほど減少したことが主な要因と考えられます。

令和２年度は、コロナウイルス感染症による受診者控えなどの影響により、１人当たりの医療費が大きく減少していることから、令和３年度の県への納付金支払額も比例して１億４千万円ほど減少することになったとのことです。この納付金の減額は、コロナウイルス感染症の影響により一時的な要因であり、令和３年度、４年度と医療費は伸びていると聞いております。

このことから県への納付金も増加に転じており、国保運営については、決して予断を許さない状況となっています。

激変緩和措置も令和５年度には終了見込みであるため、令和６年度以降、県が国民健康保険水準の統一を示している令和１２年度までの６年間は、マイナスを補う必要が見込まれ、基金の取り崩しも考えられます。国民健康保険事業については、支出の大半が医療費という非常に把握困難な不確定要素であることからも、一定額を予備費として計上する必要もあると考えられます。

本市では、令和２年度国保税の引き下げを行っているところから、被保険者の負担も一定程度軽減されており、本年度からは子育て世代への負担軽減として就学未満児の均等割減免も始まりました。

一方、収納率に関しては、令和３年度は９７．１１％と前年度を１．３ポイント上回るほど収納率の向上に努められた結果も見受けられます。

このような状況を踏まえ、厳しい状況の中でも本会計の決算は公平性を保ちつつ適正に執行されると考えられます。

国民皆保険制度の根幹をなす国民健康保険は、被保険者である市民の皆さまにとって重要な役割を担っている制度であることから、国民健康保険事業運営協議会において別の見地から審議をいただくなど、今後においても国民健康保険事業の適正な運営と更なる被保険事業の充実に取り組んでいただき、健全な財政運営に向け、一層努力をされることを要望し、賛成討論といたします。

○議長（保坂利定君）

討論を終結します。

これより、議案第８６号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　多　数　）

起立多数です。

よって、議案第８６号は原案のとおり認定されました。

議案第８７号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結します。

これより、議案第８７号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。
本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
（　起　立　多　数　）
起立多数です。
よって、議案第８７号は原案のとおり認定されました。
議案第８８号および議案第９１号を一括議題といたします。
お諮りします。
本２案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
お諮りします。
本２案についての委員長報告は認定です。
本２案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、議案第８８号および議案第９１号は原案のとおり認定されました。
議案第８９号を議題とし、討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結します。
これより、議案第８９号の採決を行います。
本案に対する委員長報告は認定です。
本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
（　起　立　多　数　）
起立多数です。
よって、議案第８９号は原案のとおり認定されました。
次に建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。
建設経済常任委員会委員長、小林始君。
○建設経済常任委員長（小林始君）
議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。
今定例会において、本委員会に付託されました議案について、９月１６日、２０日、ならびに９月２１日、２２日、２６日の５日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと関係当局の出席を求め審査いたしました。
審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。
議案第６７号　「笛吹市御坂路さくら公園条例の一部改正について」
建設部まちづくり整備課の審査では、使用料などについては他のキャンプ場を参考にしたとのことだが、民間も参考にした中で使用料を決めたということかと尋ねたところ、県内の公営

および民間にて運営しているオートキャンプ場５つの施設を参考に検討し、市内キャンプ場とのバランスを考慮し決定したとの回答がありました。

議案第６８号　「令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第５号）について」

産業観光部農林振興課の審査では、担い手対策事業費農業経営発展支援事業について、この補助金は１年で終わりか、それとも何年か継続するという条件があるのか。

また、農産物は、収穫までに一定期間かかるため、その間、収入がない期間は、どうするのかと尋ねたところ、施設整備や機械購入を補助対象とする場合は、その年のみとなる。また、新規就農者対策で、農業収入が見込めない期間の支援については、別の支援制度があるとの回答がありました。

観光商工課の審査では、笛吹みんなの広場およびさくら温泉通り賑わい創出事業において、イルミネーションリース料の増額補正と、いつまでに設置する予定か尋ねたところ、増額は急激な円安等によるものである。また、設置は１２月上旬から始め、１２月２３日に点灯を実施するとの回答がありました。

議案第８５号　「令和３年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」

産業観光部観光商工課の審査では、商工関係団体補助費のうち商工会へ委託している創業支援事業ワンストップ窓口業務委託において、何件の相談があり、どのような業種で創業したのか尋ねたところ、令和３年度は４１件の相談があり、内容は経営支援の計画、販路の開拓であり、実際に創業した９件は、焼き菓子製造業、ファッション雑貨、イベント開催業、プロデュース業、キッチンカー、飲食店、卸売業など多種多様な業種にわたるとの回答がありました。

農林振興課の審査では、農地利用促進事業において、ふれあい農園は市内に何カ所あるのか、また、すべての区画が利用されているのか尋ねたところ、市内に３カ所あり、石和地区に２カ所、八代地区に１カ所あり、石和は、すべて利用されており、八代については、４６区画のうち１０区画が空いている状況との回答がありました。

建設部まちづくり整備課の審査では、空家等対策推進事業において、緊急安全措置として２件解体したとのことだが、解体費用は所有者に請求するのか尋ねたところ、解体費用は、所有者に請求することになるが、倒壊等により公共の場所において、生命、身体などに被害が及ぼされることが予見される空家については、調査段階で所有者などが特定できない場合でも、緊急対応として解体しているとの回答がありました。

議案第１０２号　「令和３年度笛吹市水道事業会計決算認定について」

公営企業部の審査では、資本的支出、建設改良費、水道建設費委託料について、予算額に対して、執行率が低いが他に委託を予定していたのか尋ねたところ、砂原配水場が山梨新環状道路の計画路線となっており、基本設計はすでに終わっているが、詳細設計を委託したもので、前払い金以外は繰り越しとなっているため、執行率が低い要因となっているとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第６７号　「笛吹市御坂路さくら公園条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第６８号　「令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第５号）について」のうち、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第７３号　「令和４年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算（第２号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第７５号　「令和４年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算（第１号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第７６号　「令和４年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について」から議案第８４号　「令和４年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第１号）について」までの９案件については、いずれも賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第８５号　「令和３年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第９０号　「令和３年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第９２号　「令和３年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第９３号　「令和３年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について」から議案第１０１号　「令和３年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について」までの９案件については、いずれも賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第１０２号　「令和３年度笛吹市水道事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第１０３号　「令和３年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第１０４号　「令和３年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第１０５号　「令和３年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第１０９号　「市道認定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１１０号　「市道廃止について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行いますが、議案第６８号および議案第８５号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

議案第６７号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
お諮りします。
本案についての委員長報告は可決です。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、議案第６７号は原案のとおり可決されました。
議案第７３号、議案第７５号から議案第８４号までを一括議題といたします。
お諮りします。
本１１案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
お諮りします。
本１１案についての委員長報告は可決です。
本１１案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、議案第７３号、議案第７５号から議案第８４号までは原案のとおり可決されました。
議案第９０号、議案第９２号から議案第１０４号までを一括議題といたします。
お諮りします。
本１４案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
お諮りします。
本１４案についての委員長報告は認定です。
本１４案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、議案第９０号、議案第９２号から議案第１０４号までは原案のとおり認定されました。
議案第１０５号を議題とし、討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結します。
これより、議案第１０５号の採決を行います。
本案に対する委員長報告は認定です。
本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　多　数　）

起立多数です。

よって、議案第１０５号は原案のとおり認定されました。

議案第１０９号および議案第１１０号を議題といたします。

お諮りします。

本２案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本２案についての委員長報告は可決です。

本２案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第１０９号および議案第１１０号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第６８号　「令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第５号）について」を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第６８号は原案のとおり可決されました。

次に議案第８５号　「令和３年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

１８番、渡辺正秀君。

○１８番議員（渡辺正秀君）

議案第８６号　「令和３年度一般会計決算の認定」に対して反対討論を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

はじめに、私の反対討論の前提は、今日の市民の苦境です。アベノミクスの下、貧困と格差が深まり、コロナ禍がそれに追い打ちをかけた。その上、今日の円安、インフレが市民を追い詰めております。

地方自治体の使命は住民の福祉の増進であります。これは地方自治法第１条の２に書かれて

います。この基準に照らして令和３年度一般会計決算と市政運営について反対討論を行います。

まず１番目に、令和３年度も１７億円以上、基金を積み増し、基金残高総額は１９９億円に至りました。これは県内最高額であります。甲府市を１００億円以上、上回っております。将来負担比率も５．５％と極めて良好でございます。

日本共産党議員団は、かねてより基金は基準以上に保有する必要はない。市民の暮らし、安全、豊かさのために２０年間、毎年５億円、１００億円を取り崩しても必要な基金は残ると主張してまいりました。

令和３年度の決算はどうでしょう。市民の賃金をはじめとする所得は上がらないことに加え、コロナ禍で市民生活は逼迫しております。教育費無償化の憲法的要請に加え、子どものすこやかな成長、子育て世代支援の意味でも給食費無料化が必要かつ効果的と提案してまいりましたが、これも実現されませんでした。

既存の公共施設、特に指定管理者に委託している公共施設の修繕、近代化についてもおろそかにされています。一般質問でも一例として取り上げましたが、八代総合会館、電球は切れたまま、故障したマイクも長らく放置、時代遅れの１６ミリ映写機は４、５台もありますが、デジタル機器には対応しておりません。その他の施設についても同様で、空調設備も古いまま、雨漏りもなかなか直らない、こういう状況です。指定管理者制度の下、指定管理者は施設整備に投資できない仕組みでありまして、また一方、市も施設の所有者、管理者という意識が薄れた結果だと私は思います。

既存施設の市民の願い、時代の要請にふさわしい管理、リニューアル、設備の近代化が必要だったが、この点で不十分であったと思います。

地球市民の最大の危機は、地球温暖化、気象変動危機だと思います。笛吹市でも、かつては小中学校屋上へのソーラーパネルの設置、ごみ処理方法、あるいはごみ減量化等の改善、ＬＥＤ普及などに熱心だったが、令和３年度には地球温暖化、気象変動対策に熱心に取り組んだ形跡は見られませんでした。気象変動に伴い、笛吹市の広い範囲で水害の危険が懸念されます。これに対し、市民の協力を求めるソフト事業は評価いたしますが、国・県への働きかけを含め、ハード事業への取り組みは希薄であったと判断するものであります。

コロナ対策では、国の対策の後退と軌を一にして不十分であったと言わざるを得ません。特に医療機関、介護事業者への支援、クラスター防止への支援等について、後退したと言わざるを得ません。これらを行う力、財政力が笛吹市になかったわけではありません。２００億円に迫る基金を保有する笛吹市、コロナ禍、特別に困難な時期に基金をしっかり活用して、これらの課題に対処すべきであったと考えます。

２つ目に、多目的芝生グラウンド事業の推進手法に大きな問題があったと考えます。

市長は、合併以来の諸計画の頓挫を見てか、多目的芝生グラウンドの整備に関して、計画の検討段階から市民の声を聞きながら進めていくと言っておりましたが、実際はどうだったでしょうか。これまでコンサルへの委託、検討委員会への諮問手続き、検討委員会は基本計画素案をまとめて答申いたしました。その際、コンサル委託の仕様書にも、検討委員会への諮問にも市の基本的な考えが文書の形では示されておりませんでした。

一方、検討委員会事務局を総合政策部政策課職員が担い、市はコンサルや検討委員会には、市の考えをしっかり伝えてきたが、市民や議会に対しては、検討委員会に検討していただいている段階といって、その時々の市の考えは示されませんでした。

市長の諮問機関である検討委員会に、議員や一般市民が質問し、意見を言うことはできません。市の考えが示されていない中で、市民、特に議員も市に対して具体的に質問し、意見を述べることが不可能でありました。この間の進め方には、大きな問題があったと考えます。

これまで市民や議員が議論に関与できなかった分、市民、議会の議論が十分にこれからなされるように補償されなくてはならないと思います。

今回の反対討論、基本的な問題点を指摘しました。もちろん、コロナ禍の困難な中で、職員が様々な努力をして、立派な成果を上げたことは評価いたします。しかし、２００億円に迫る基金にもかかわらず、相変わらず財政危機を叫び、必要な事業を行わなかったこと、多目的芝生グラウンドの検討では、市幹部は意識したか、しなかったかはともかくとして、市政運営の基本を大きく後退させたものと指摘して、反対討論といたします。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（保坂利定君）

次に、賛成討論を許します。

４番、河野正博君。

○４番議員（河野正博君）

議案第８５号　「令和３年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場から討論いたします。

令和２年１月１６日に国内初の新型コロナウイルスの感染が確認されてから、２年８カ月経ちました。いまだ収束の見通しがつかない厳しい状況が続いております。

このような中、国、県、笛吹市をはじめ市町村は感染症対策を実施してきました。本市においても市民の命を守ることを最優先に、ワクチン接種事業をはじめとする感染防止対策の徹底を講じてきました。

また、感染拡大の影響を受けた市民や事業者に対する様々な経済対策も行われており、本市では国や県の支援では届かない、あるいは手厚く支援をする必要がある方々に対して、市独自の支援を行うことを基本として、各種事業を実施してきました。

令和３年度の主な事業としては、市内事業所および店舗等で利用できる１万円分の商品券を全市民に配布する「ハートフルタウン笛吹！商品券事業」、ＱＲコード決済を買い物等に利用した際に利用者に最大３０％のポイントが付与される笛吹市消費喚起キャンペーン事業、公共交通事業者・観光関連事業者への支援金を給付する事業者支援金給付事業、高齢福祉施設および障害福祉施設へ支援金を給付する事業者支援金給付事業等々が実施され、生活支援、事業者支援を適時、適切かつ効果的に行ってきました。誰もが高く評価するところです。

加えて、令和３年度は第２次笛吹市総合計画「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の将来像実現に向け施策を展開するとともに、山下市長が２期目に取り組むこととされた公約がより具体化された年であり、市政は市民の幸せのためにあるべきという基本理念をもとに市民の目線に立った市民サービスや福祉の充実に積極的に取り組み､成果を上げるとともに、必要な基盤整備も着実に行われてきました。

中でも、昨年度に供用を開始された雄大な富士山の絶景を望むことができるＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスや様々なイベントでの活用が期待される笛吹みんなの広場については、笛吹市の新たな観光拠点として、観光客の誘致や集客イベントの開催などに取り組むことにより、地域の活性化に寄与するものであり、アフターコロナに向けた切り札になるものと確信しており

ます。

さらに多目的芝生グラウンド整備については、多くの団体から要望があったことを踏まえ、既存の土のグラウンドとは異なる峡東地域にはない、新たな機能を有する芝生グラウンドとして、整備の検討に着手されました。

このような施設を整備することは、市民のスポーツ環境の整備や健康の増進はもとより地域の魅力づくりやスポーツツーリズムによる地域経済の活性化などにも貢献することが期待できますので、市民の皆さまのご理解をいただきながら、議論を深めてまいります。

一方、業務分析をはじめとする行財政改革にも熱心に取り組まれております。財政健全化法により各自治体に公表が義務付けられている４つの健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営が行われているものと思います。

さらに山下市長が就任した平成２８年度の決算と令和３年度の決算を比較すると、公営企業会計を含めた市債残高は、約９３億１，１００万円減少しました。

また、基金残高は３３億６，７００万円増加しました。行財政改革と健全な財政運営に積極的に取り組まれている山下市長をはじめ、職員の皆さんの努力に感謝いたします。

新型コロナウイルス感染症については、明日から極めて感染力が強いとされるオミクロン株にも対応したワクチン接種が始まります。まだまだ先が見通せない状況が続いていますが、山下市長のリーダーシップのもとに職員一丸となり、常に市民の目線に立った、市民にやさしい行政運営をご期待申し上げまして、令和３年度一般会計決算認定の賛成討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

討論を終結します。

これより、議案第８５号の採決を行います。

本案に対する３常任委員長の委員長報告は、すべて認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　多　数　）

起立多数です。

よって、議案第８５号は原案のとおり認定されました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を午後３時５分といたします。

休憩　　午後　２時５０分

再開　　午後　３時０５分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案２案および同意案件３件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（保坂利定君）

これより日程第４９　議案第１１１号から日程第５３　同意第６号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明を申し上げます。

提出しました案件は、補正予算案１件、その他の議案４件、合わせて５件です。

はじめに、補正予算案です。

議案第１１１号　「令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第６号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ１４億１，７９７万円を追加し、総額を４２６億４，４７６万円とするものです。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、原油価格・物価高騰の影響を受けている市民生活および市内事業者を支援するため、令和４年１２月１日から令和５年２月２８日まで「ハートフルタウン笛吹！商品券事業第２弾」を実施することとし、７億７，０９０万円を追加をしました。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、昨年度実施した商品券事業と同様に、使用を市内の店舗、事業所に限定をした１万円分の商品券を全市民に配布するものです。

次に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業に、４億６，７６０万円を追加をしました。これは、国が電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、１世帯当たり５万円の支給を決定したことに伴い、必要経費を追加したものです。

また、新型コロナウイルス感染症予防接種事業に１億３，５８０万円を追加しました。これは、国からオミクロン株対応ワクチンの接種、従来ワクチンの５歳以上１２歳未満の小児への３回目接種の方針が示されたことおよび、接種期間が令和５年３月３１日まで延長されたことから、必要経費を追加したものです。

併せて、ワクチン接種を受ける高齢者にタクシー券を給付し、接種会場までの移動を支援するため、新型コロナウイルス感染症予防接種個別移動支援事業に５１７万円を追加をしました。

そのほか、小学校施設計画的改修事業に３，８５０万円を追加しました。

続きまして、その他の議案です。

まず、議案第１１２号　「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、人権擁護委員１人の任期が、令和５年３月末日をもって満了することに伴い、その候補者の推薦について、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものです。

候補者は、網倉基充氏です。

網倉氏は再任であり、任期は令和５年４月１日から３年間です。

次に、同意第４号　「固定資産評価審査委員会委員の選任について」です。

固定資産評価審査委員会委員３名の任期が、本年１１月２９日をもって満了することに伴い、鈴木治喜氏、芦澤栄氏、中川雅美氏の選任について、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

鈴木氏と中川氏は新任、芦澤氏は再任であり、任期は令和４年１１月３０日から３年間です。

次に、同意第５号　「監査委員の選任について」です。

監査委員２人の任期が、本年９月２８日をもって満了したことに伴い、曽根哲哉氏と蒔田峰雄氏の選任について、地方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

曽根氏と蒔田氏は新任で、任期は令和４年１０月１日から４年間です。

次に、同意第６号　「公平委員会委員の選任について」です。

公平委員会委員１人が、本日をもって辞職することに伴い、加藤啓氏の選任について、地方公務員法第９条の２第２項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

加藤氏は新任で、任期は令和４年１０月１日から４年間です。

なお、経歴等については、それぞれの案件の末尾にあります参考資料のとおりであります。

以上、追加提案しました議案について、ご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（保坂利定君）

市長の要旨説明が終わりました。

これより日程第４９　議案第１１１号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１１１号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

こののち常任委員会を開催し、議案審査を行います。

次に日程第５０　議案第１１２号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１１２号については、会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第１１２号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより、議案第１１２号の討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結します。

これより、議案第１１２号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　全　員　）

起立全員です。

よって、議案第１１２号は原案のとおり可決されました。

次に日程第５１　同意第４号　固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第４号については、会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第４号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、同意第４号の討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結します。

これより、同意第４号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　全　員　）

起立全員です。

よって、同意第４号は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま、同意されました鈴木新固定資産評価審査委員から議場での発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

鈴木治喜君の入場を許します。

（　入　場　）

鈴木治喜君に申し上げます。

ただいま、議題となりました固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意されたことをご報告いたします。

それでは、鈴木治喜君の発言を許します。

○固定資産評価審査委員会委員（鈴木治喜君）

ただいま、笛吹市固定資産評価審査委員会委員選任の同意をいただきました鈴木と申します。

職務の遂行にあたりましては、固定資産評価の適正性、公平性を保つため、全力を傾け誠心誠意、取り組んでまいりたいと考えております。

何とぞ今後のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

鈴木治喜君の退場を求めます。

（　退　場　）

日程第５２　同意第５号　監査委員の選任についてを議題といたします。

同意第５号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第５号については、会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第５号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより、同意第５号の討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結します。

これより、同意第５号の採決を行います。

まず、曽根哲哉君を監査委員に選任することについて同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　全　員　）

起立全員です。

よって、曽根哲哉君を監査委員に選任することに同意することに決しました。

次に、蒔田峰雄君を監査委員に選任することについて同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　全　員　）

起立全員です。

よって、蒔田峰雄君を監査委員に選任することに同意することに決しました。

なお、ただいま同意されました曽根哲哉君および蒔田峰雄君から議場での発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

曽根哲哉君および蒔田峰雄君の入場を許します。

（　入　場　）

曽根哲哉君および蒔田峰雄君に申し上げます。

ただいま議題となりました監査委員の選任については、同意されたことをご報告いたします。

それでは、曽根哲哉君の発言を許します。

○監査委員（曽根哲哉君）

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

監査委員選任のご同意をいただきました曽根哲哉でございます。

職責の重さを感じております。浅学非才の身ではありますが、誠心誠意、職務に取り組んでまいるつもりでございます。

皆さま方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、あいさつと代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（保坂利定君）

続いて、蒔田峰雄君の発言を許します。

○監査委員（蒔田峰雄君）

ただいま、笛吹市監査委員選任のご同意を頂戴しました蒔田峰雄でございます。

監査委員という重責を担わせていただくことになりました。今までの経験を生かし、かつ公正不偏の態度で誠心誠意職務に務め、その職責をまっとうしたいと考えております。

どうぞ皆さまには、今後、格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

ありがとうございました。

両名の退場を求めます。

（　退　場　）

次に日程第５３　同意第６号　公平委員会委員の選任についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第６号については、会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第６号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより、同意第６号の討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結します。

これより、同意第６号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　全　員　）

起立全員です。

よって、同意第６号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ただいま同意されました加藤新公平委員から議場での発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

加藤啓君の入場を許します。

（　入　場　）

加藤啓君に申し上げます。

ただいま、議題となりました公平委員会委員の選任については、同意されたことをご報告いたします。

それでは、加藤啓君の発言を許します。

○公平委員会委員（加藤啓君）

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび公平委員を務めさせていただくことになりました加藤啓でございます。

身に余る光栄と同時に、その責任の重さを痛感しているところでございます。職務を誠心誠意努めてまいりますので、皆さま方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

ありがとうございました。

加藤啓君の退場を求めます。

（　退　場　）

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中、所管の委員会において議案第１１１号の審査をお願いします。

なお、建設経済常任委員会の委員各位および関係以外の執行部の皆さんはお待ちいただき、委員会の審査が終了しましたら再開をいたします。

休憩　　午後　３時２８分

再開　　午後　４時３０分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

申し上げます。

本日の会議は、時間をあらかじめ延長いたします。

先ほど、総務常任委員会および教育厚生常任委員会に付託しました議案第１１１号について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、神宮司正人君。

○総務常任委員長（神宮司正人君）

議長より総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、ご報告をいたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開会し、委員出席のもと関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第１１１号　「令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第６号）について」

総合政策部企画課の審査において、「ハートフルタウン笛吹！商品券事業第２弾」については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、昨年度実施をした商品券事業と同様に、使用を市内の店舗、事業所に限定した１万円分の商品券を全市民に配布するもので、使用期間は１２月１日から令和５年２月２８日までであるとの説明がありました。

委員より、１０月２日以降の出生者、転入者への配布についての質問があり、１月末日までは、おおよそ申請から１週間で郵送を行い、１月末以降は窓口にて、届出時に配布していくとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第１１１号　「令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第６号）について」のうち、総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、教育厚生常任委員会に付託しました議案第１１１号について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、武川則幸君。

○教育厚生常任委員長（武川則幸君）

議長より教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

先ほどの本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開会し、全委員出席のもと関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第１１１号　「令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第６号）について」

教育委員会教育総務課の審査では、小学校施設計画的改修事業において、一宮西小学校校舎改修工事の工事請負費が増額となるが、設計段階においてしっかりと精査し、今後はこのようなことがないようにとの意見がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第１１１号　「令和４年度笛吹市一般会計補正予算（第６号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論を行います。

（　な　し　）

討論を終結します。

これより、議案第１１１号の採決を行います。

本案に対する総務常任委員会および教育厚生常任委員会の委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　全　員　）

起立全員です。

よって、議案第１１１号は原案のとおり可決されました。

○議長（保坂利定君）

日程第５４　「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和４年笛吹市議会第３回定例会の閉会に当たり、一言、ごあいさつを申し上げます。

今議会は、９月５日から本日まで、２６日間の日程で開催をされました。

議員各位におかれましては、慎重なる審議に努めていただき、感謝を申し上げます。

さて、明日から、従来株とオミクロン株の両方に対応した新型コロナワクチンの接種が始まります。このワクチンは、重症化予防効果のほか感染や発症の予防効果も期待をされています。

接種は、４回目が未接種の６０歳以上の方、基礎疾患のある方、医療従事者等を優先して進め、１０月１５日以降は、２回目までの接種を終えた１２歳以上の方で、接種から５カ月を経過した方を対象にします。対象者には、順次接種券を発送しています。

９月１０日から１０月８日までの土曜日、日曜日、祝日、藤垈の滝・大窪いやしの杜公園では、日没後、「星空ミュージアム」と題したイベントが開催をされています。

藤垈の滝および公園内の彫刻をライトアップするとともに、公園内に並べられた約３０張の和傘もライトアップをしております。境川町の新たな魅力を感じながら、幻想的な雰囲気をお楽しみいただければと思います。

１１月１日から３０日まで、ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスのオープン１周年記念として、新道峠から富士山を望む眺望の美しさを多くの方に知ってもらうことを目的に「オープン記念新道峠フォトコンテスト」を開催します。

入賞者には賞金を贈呈し、入賞作品は、市内郵便局が販売するオリジナルフレーム切手の写真に採用されるほか、観光宣伝用パンフレット等で使用をいたします。

秋はスポーツ、文化、芸術の季節でもあります。

過日、第７５回山梨県体育まつりが開催をされ、本市の代表は、卓球男子が１６連覇するなど、１１種目において優勝を飾り、総合順位は２位となりました。

選手の日頃の努力と大会での健闘を称えるとともに、関係者のご支援、ご協力に感謝を申し上げます。

９月１７日には、小瀬スポーツ公園アイスアリーナで、市内の小学生を対象としたアイスホッケー教室を開催いたしました。

本市出身で、２月の北京オリンピックに続き、８月２５日から９月４日までデンマークで開催された世界選手権でも活躍をした小山玲弥選手のほか、日本代表選手２人をお招きして、アイスホッケーの楽しさを伝えてもらいました。

参加した子どもたちは、日本代表選手に指導してもらいながら、笑顔いっぱいにパックを追いかけ、楽しそうにシュートを打っていました。

１０月１５日には、スコレーセンターで、サッカー日本代表として、アテネオリンピック、二度のワールドカップなどに出場し、Ｊ１リーグ最多得点記録保持者である大久保嘉人さんのトークショーが開催をされます。

また、１１月２７日には、山梨県森林公園金川の森で、スポーツ推進委員の皆さまのご協力の下、市民ウォークを開催します。ウォーキングだけでなく輪投げなどの軽スポーツも楽しむことができます。大勢の市民の皆さまに、スポーツに親しんでいただきたいと思います。

文化協会による文化、芸術活動については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、これまでの２年間は各地域での文化祭が開催できませんでした。今年度は、感染防止対策を講じながら、石和町では芸能の発表や作品の展示を、一宮町では作品の展示を行う予定です。

市民の皆さまの文化、芸術活動の成果をお楽しみください。

１０月１２日には、市制施行１８周年を迎えます。今年も新型コロナウイルス感染防止対策として、出席者を限定の上、時間を短縮しますが、市政の進展にご尽力いただいた市政功績者、公職退任者の皆さまの功績を称え、記念式典を執り行います。

結びに、本格的な秋を迎え、朝夕はだいぶ涼しくなりました。

議員各位におかれましては、健康にご留意の上、ますますご活躍されますことを祈念し、閉会のあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上をもちまして、令和４年笛吹市議会第３回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会　　午後　４時４４分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長　　荻　野　重　行
議　会　書　記　　橘　田　裕　哉
議　会　書　記　　古　屋　幹　仁